

別冊

豊橋市景観計画（素案）

Landscape Plan of Toyohashi City

豊橋市

目 次

はじめに	5
豊橋の景観（写真集）	7
豊橋市景観計画の構成	32
序 章 基本理念と基本事項	35
1. 基本理念	36
2. 計画の基本事項	37
第1章 豊橋市の景観特性	41
1. 豊橋市の景観の特徴	42
2. 豊橋市の景観の成り立ち	46
3. 景観資源	55
第2章 目標と方針	71
1. 目標景観像	72
2. 基本方針	74
3. 地域別の方針	77
第3章 景観配慮指針	93
1. 概要	94
2. 共通指針	96
3. エリア別指針（エリア区分）	97
4. 石巻山と豊川の指針	160
第4章 景観法と条例に基づく制限	167
1. 事前協議と届出による規制・誘導	168
2. 事前協議と届出の対象行為	171
3. 景観形成基準	174
4. 事前協議と届出の手続き	191
第5章 景観法に基づく重要施設等の定め	193
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	194
2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	196
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	197
第6章 景観まちづくりの推進	199
1. 景観まちづくりの考え方	200
2. 景観まちづくりの取り組み	200
3. 景観まちづくりの仕組み	202
◇ 豊橋の景観（絵）	205
参考資料	209
1. 色彩の基礎知識	210
2. 本計画の策定経緯等	211

豊橋の景観



緑陰の散歩道（牛川遊歩公園）





旅からの帰り道、
あの山が見えるとほっとする。
まちを見守るように、
いつもそこにある三角の山。
見なれた景観が、
こころのよりどころになっている。

◆写真

左：東部丘陵と靈峰石巻山の眺め

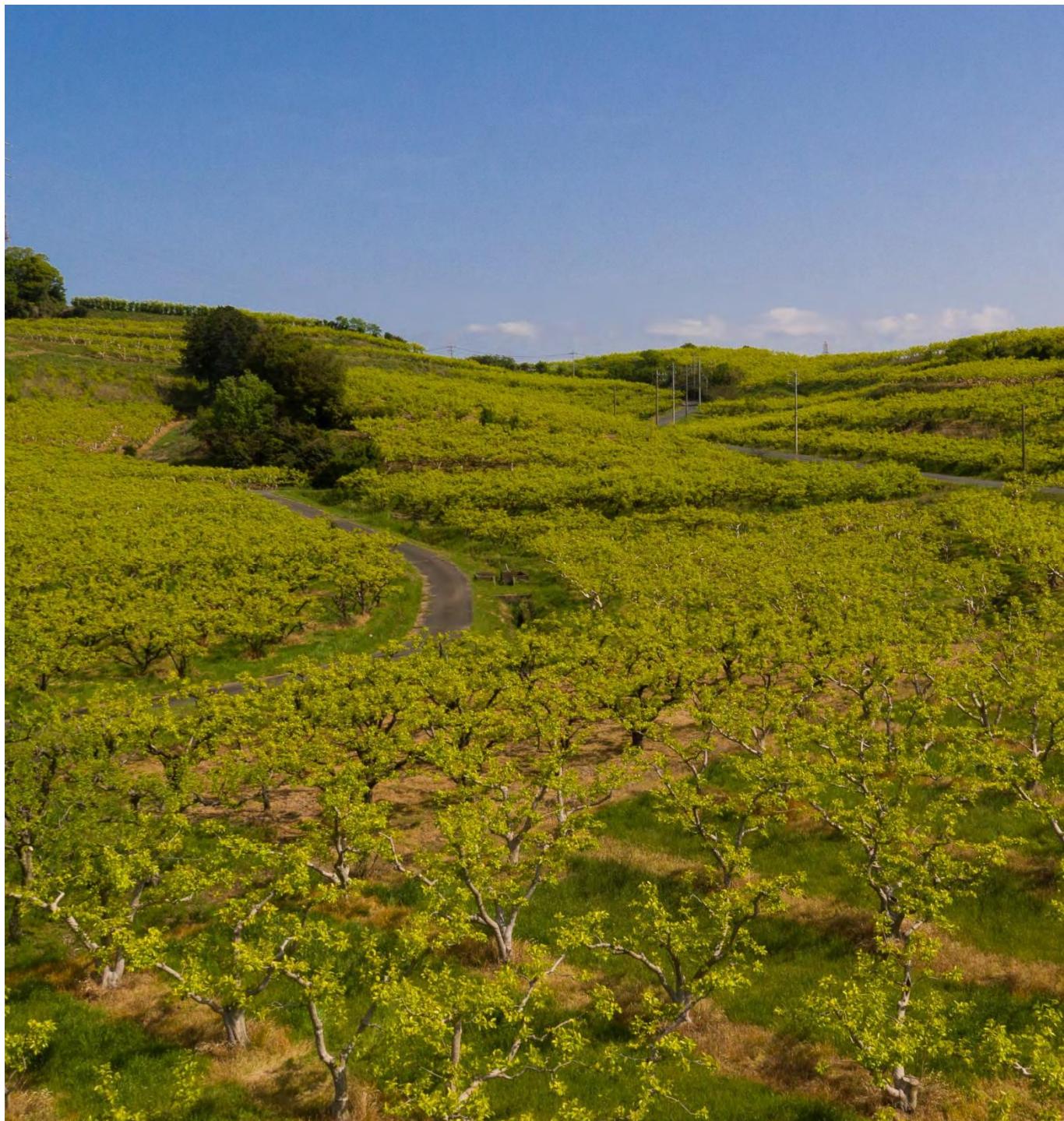
(下条西町の水田地帯から)

東部の山並みが、まちをやさしく包み込み、
靈峰石巻山がまちを見守っている。
豊川沿いの低地には、青々とした水田が広がり、
その背後には、河岸段丘の斜面緑地が台地を縁取っている。

下：趣のある石巻神社(山上社)

古来、石巻山は信仰の対象とされ、麓に石巻神社本社が、中腹に山上社がある。歴代の吉田藩主の崇敬を受けてきたという。山頂付近は石灰岩が露出しており、ダイダラボッチの足跡と言われる奇岩があり、民話に「ダイダラボッチが石巻山と本宮山をまたいでおしこをしたら豊川ができた。」と伝えられている。(P69 の民話も参照)







早春、カタクリ山が薄紫に彩られると、
やがて、柿畠に輝きの季節がやってくる。

新緑に染まった柿畠は、日差しが強くなるにつれ、深い緑に移り変わる。

秋、たわわに実った柿の実が、鮮やかに
色づき、甘く豊かな恵みとなる。

木枯らしが吹き、赤く染まった葉が散る
と、静かな季節が訪れる。

実りを育む柿畠は、四季折々に美しく、
わたしたちの心も豊かにしてくれる。

◆写真

左：新緑の柿畠の丘（石巻平野町）
豊橋の北東部は次郎柿の特産地。里地には広大な柿畠が広がる。

下：早春のカタクリ山（石巻西川町）
3月下旬、城山（戦国時代の西川城址）の北斜面にカタクリの花が一斉に咲く。



奥山の清らかな水が集まり、やがて豊かな川の流れとなる。

山間からの流れは、幾重にも蛇行し、まちに潤いをもたらしながら、ゆったりと海へと向かう。

古来、豊川の流れは、物や人、文化の往来の場となり、この地域に多くの恵みをもたらしてきた。

緑に包まれた清らかな流れは、人々にやすらぎをもたらし、大切なふるさとの景観になっている。

◆写真

右：河畔林の緑に包まれ、ゆったりと流れる豊川（下条西町付近）

戦国時代から、流域に「霞堤」と言われる不連続な堤防がつくられ、豊川下流域の洪水被害をおさえていた。

下：牛川の渡し（牛川町～大村町）

豊川の両岸を結ぶ人力の渡し船で、今も市民の足として使われている。緑に包まれた流れのなかを、船頭の竿さばきでゆったりと進む渡しの景観は、懐かしい気持ちにさせてくれる。









ゆったりと流れる豊川を背に、城は築かれ、城下町がつくられた。

城下町吉田は、宿場町、湊町としても栄え、豊橋の発展の基礎となつた。

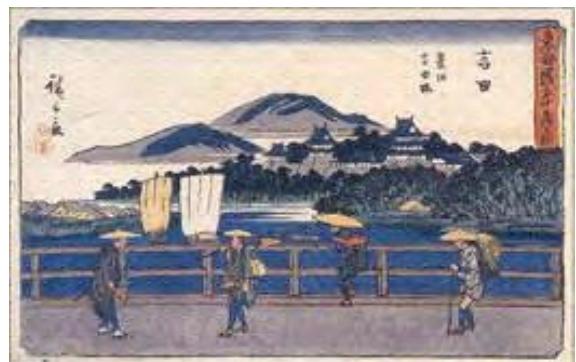
近代化、戦災、復興と時代を経て、城下町周辺は大きく変化した。しかし、地域の伝統行事は引き継がれ、歴史的資源も大切にされ、老舗が味を伝えていく。

かつて、豊川には、お伊勢参りや物資運搬の船が往来し、東海道の吉田大橋が架かり、人々は、吉田城の雄姿を眺めて旅をした。

その城と川の眺めは、浮世絵の画題となる名所のひとつであった。

山並みを背に、豊かな水と緑に包まれ、凛と佇む城と石垣。

かつて旅人たちが眺めたその景観は、今も残り、市民にとって大切なふるさとの景観になっている。



◆写真：豊川の流れと吉田城

◆絵：東海道五十三次之内 吉田 豊川吉田橋(行書版) 歌川広重





ガタンゴトン

まちに路面電車の音が響く。
ちょっとけなげに揺れながら、石畳の坂を上り下りする。
私鉄だが、市民は親しみをもって「市電」と呼ぶ。
車窓からの眺めは、市民にとって、いつもの暮らしの景観。

かつて、豊橋の市街地は戦災で焼け野原になった。
間もなく市電は走りだし、その姿は市民に勇気と希望を与え、
市電とともにまちは復興した。

時が流れ、多くの都市で路面電車は消えていった。
しかし、このまちでは、市民に愛され、
まちづくりに活かされながら、ずっと走り続けてきた。

移り変わるべきのなかで、
昔から変わらず、ゆったりとしたリズムを刻みながら、
今日も市電はまちを走る。

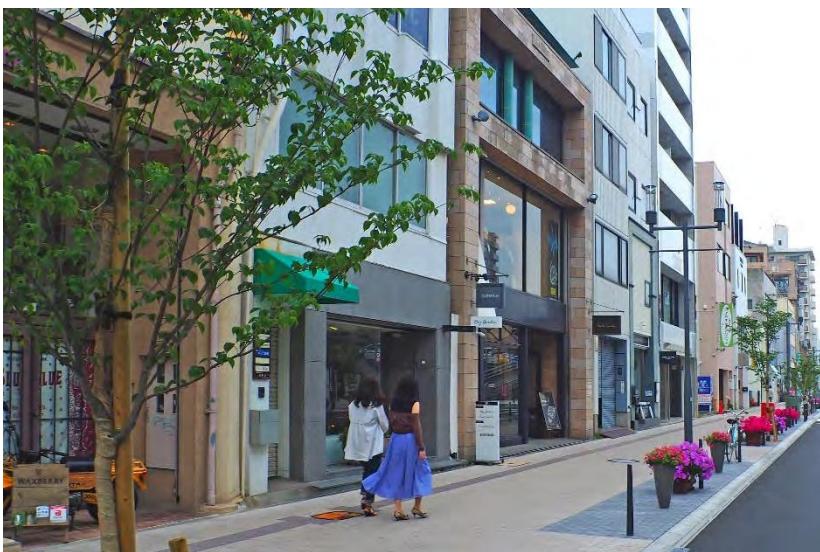
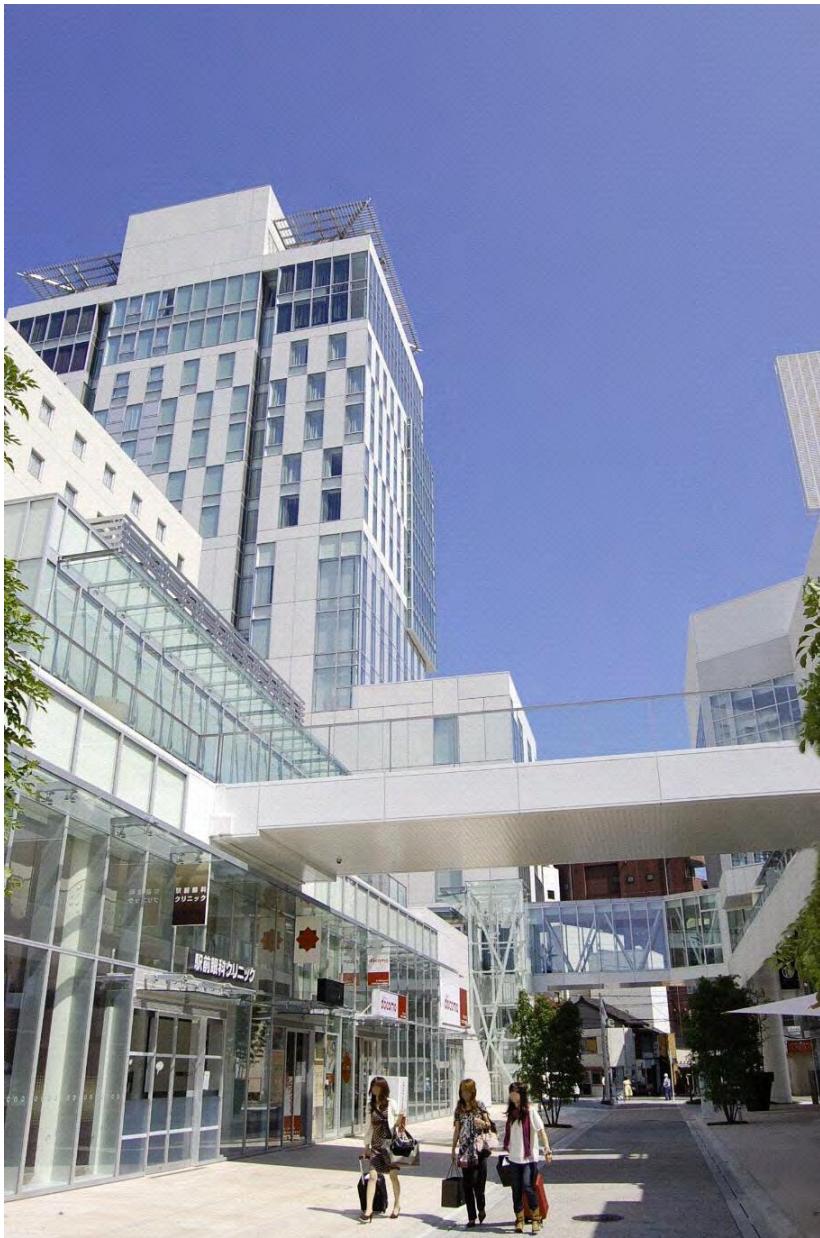
市電が走るまちの景観は、
未来に残したいこのまちの宝物になっている。

◆写真

上：国道1号を走る路面電車（市役所前電停付近）
下：駅前大通りを走る路面電車（駅前大通電停付近）

◆絵

夕日の東田坂上（伊奈彦定 画）





このまちには色々な暮らしの景観がある。

中高層のビルが建つ駅前の商店街、
緑豊かな郊外の住宅地、
里山のふもとの落ち着いた集落
漁村の面影が残る路地のあるまち。

それぞれの場所に人々が暮らし、
長い歳月の中でつくられてきた様々なまちの景観。

目を凝らせば、大切に引き継がれてきたことや、
そのまちの良いところが見えてくる。
失われつつある大切なものや、
目には見えない大切なことに気づくかもしれない。

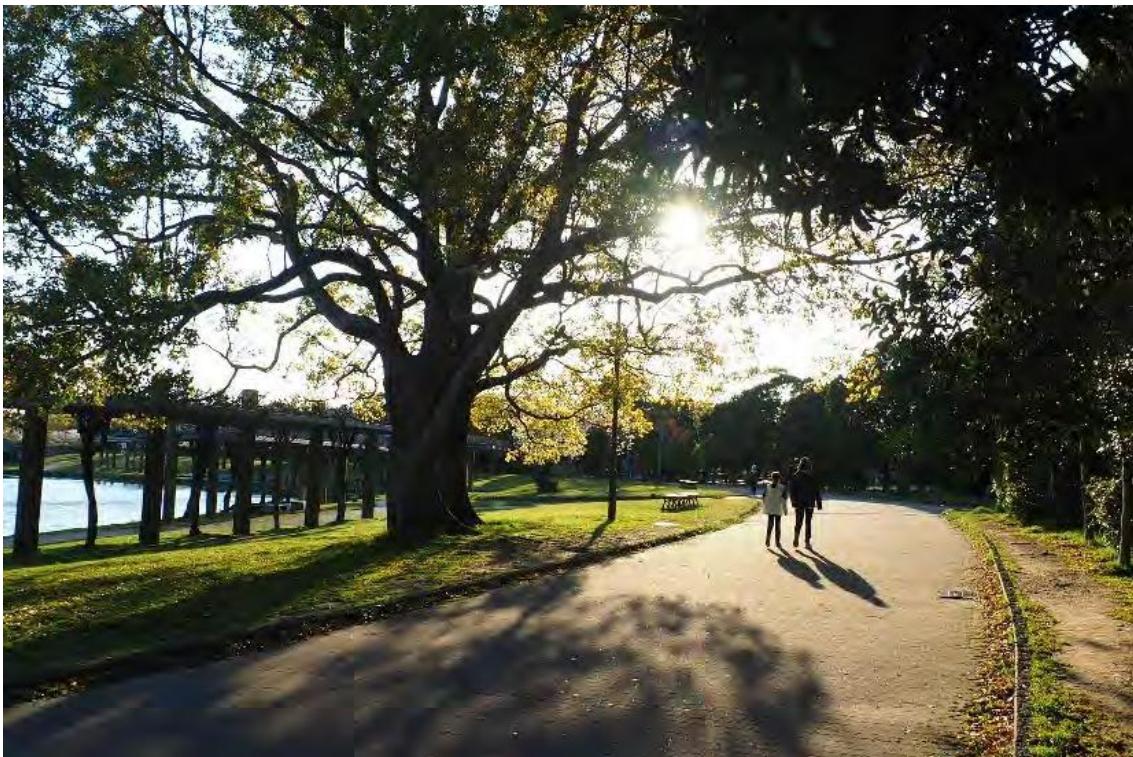
そうした発見のなかに、
地域らしさを育むヒントが、きっと隠れている。

◆写真

- 左上：豊橋駅前の商業地
- 左下：ストリートデザイン事業を行った萱町通り
- 右上：郊外の住宅地（野依台一丁目）
- 右中：東部の里山の集落（岩崎町）
- 右下：漁村の面影が残るまち（前芝町）







人々の活動は、
まち並みや自然とともに景観の一部となり、
様々な表情を生み出している。

賑わい、活気、やすらぎなど。

ここちよく暮らせるこのまちには、
日々の暮らしのなかに、
そんな彩りがたくさんある。

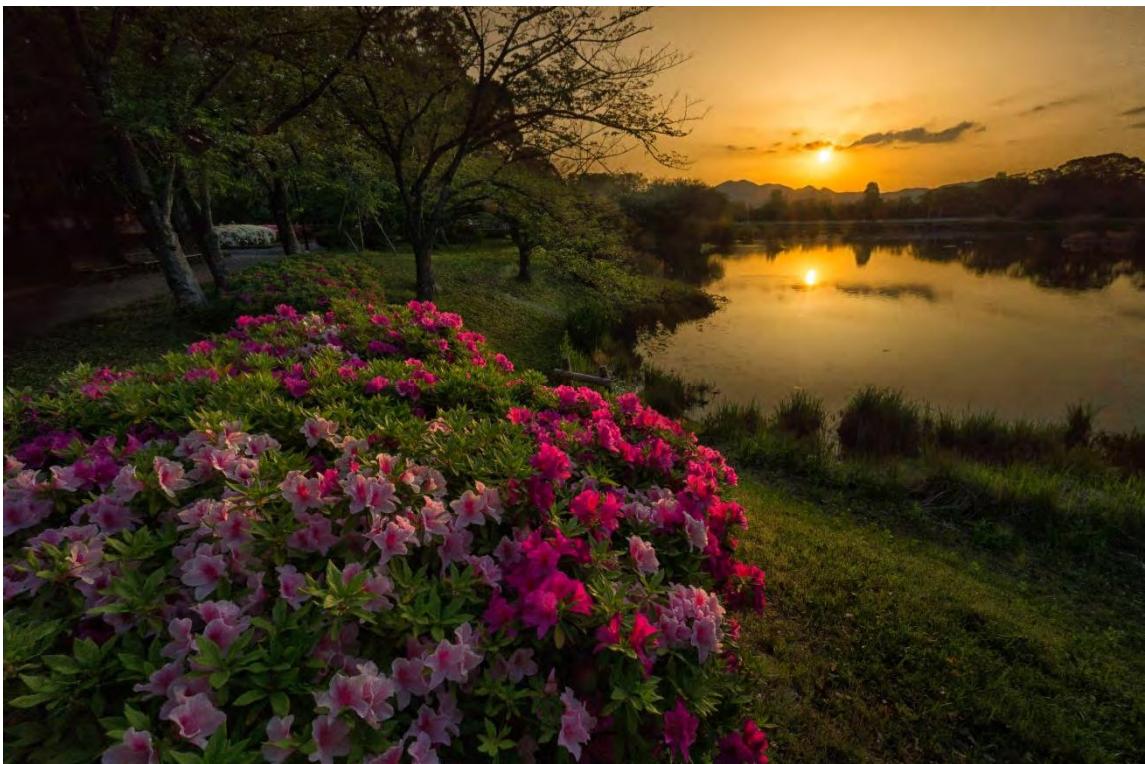


◆写真

- 左上・中上：賑わいあるまちなか歩行者天国（広小路通り）
中央：心躍るクリスマスマーケット（豊橋駅南口駅前広場）
左下：活気に満ちたマラソン大会（豊橋公園の陸上競技場）
右上：影が伸びる穏やかな散歩道（幸公園）
右下：心安らぐ春の水辺（岩田運動公園の水神池と東部丘陵の眺め）



まちを歩けば緑を感じ、四季折々の花に癒される。
遠くを眺めれば、まちを抱く山並みが、心を安らかにしてくれる。
郊外にいけば、風光明媚な社寺があり、ホタルの舞う里が懐かしい気持ちにしてくれる。
このまちは、豊かな自然に包まれている。
めぐる季節と移ろう時のなかで、静かに躍動する自然の景観が、私たちの暮らしを豊かにしてくれる。



◆写真

左上：桜吹雪のあと（向山緑地）
左下：初夏の正宗寺

右上：夜明けの大池（向山緑地）
右下：紅葉の普門寺





東海道三十三番目の宿場町 二川宿。

江戸時代、旅人達は街道を歩き、長旅の一夜をこの町で過ごした。

軒の連なる落ち着いたまち並みが、疲れた旅人達を優しく迎え入れていただろう。

時は流れ、歴史的なまち並みが全国で消失した。

しかし、このまちでは、当時の町割りや歴史的な建物が奇跡的に残った。

板壁に囲まれた、ひっそりとした路地。

街道沿いの軒下に落ち着いた空間を生み出す瓦屋根。

木や漆喰でつくられた味わい深い外壁。

内と外を柔らかにつなぎ、趣のある陰影をつくる木の格子。

二川宿のまち並みには、宿場町の風情が沢山詰まっている。

まち並みを眺めれば、そうした家々に調和させながら、新しい家づくりがはじまっている。

暮らしを彩る住民の取り組みも見えてくる。

屋根の形をまち並みに合わせ、落ち着いた色合いで仕上げた家々。

格子のイメージを表したガラスや金属の外壁。

風に揺らぐ藍色のれん。

玄関先に飾られた一輪挿しや草花。

このまちの景観には、誇りと愛着を持って暮らす住民の心が現れ、訪れる人々にも心地良い。



◆写真

上：商家「駒屋」横の瀬古道

左下：二川宿本陣

右下：夏の夜に開催される「灯籠で飾ろう二川宿」



◆写真

左：安久美神戸神明社の鬼祭

祭りは、国の重要無形民俗文化財に指定されている。鬼は町内を駆け巡り、まちも祭の舞台となる。

右：「祇園祭」の打ち上げ花火

吉田神社の例祭として、毎年7月に豊川河畔で行われ、夏の風物詩になっている。吉田神社は手筒花火発祥の地と言われている。



二月、千年余りの歴史を持つ「鬼祭」が行われる。

「赤鬼と天狗のからかい」が、東三河に春を告げる。

夏、清流「豊川」の夜空に、「祇園祭」の打ち上げ花火が華ひらく。

一瞬一瞬の輝きが、水辺のまち並みや浴衣姿の人々を照らしだす。

それぞれの地域で、脈々と受け継がれてきた数々の伝行事。

年に一度の輝きは、心に残る景観になり、世代を超えて共有される。

江戸時代、城下町吉田は湊町としてもよく知られ、豊川河口の前芝湊とともに大いに栄えた。三河湾には、たくさんの物資を載せた廻船が、江戸や各地を結んで行き交い、伊勢参りの旅人を乗せた参宮船が、大きな帆を広げていただろう。

現代、三河港は世界有数の国際自動車港へと発展した。

三河湾には、遠い国からの貨物船が行き交い、港では、数えきれない車たちが、巨大な船にミニチュアのように吸い込まれていく。

かつて湊町として栄えたこのまちは、世界に羽ばたく港湾都市となり、水辺はダイナミックに変化した。

一日が暮れるころ、今も昔も変わらず、湾の彼方に日が沈む。

夕日に染まる港の景観は、心にしみるものがある。

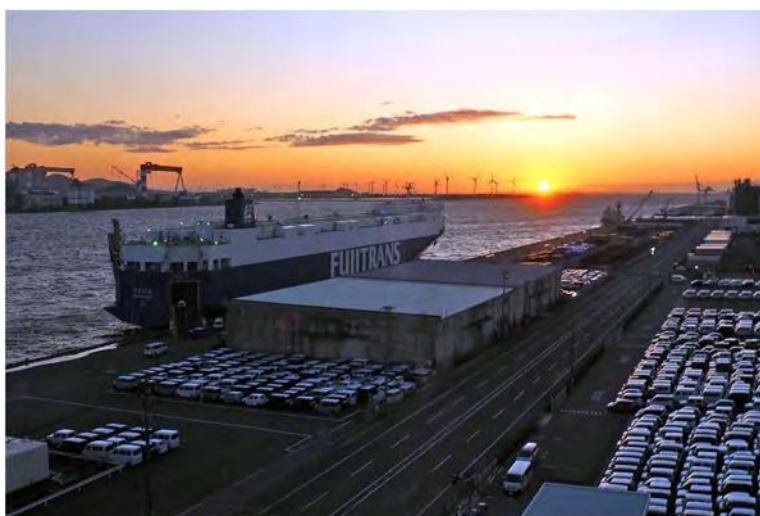
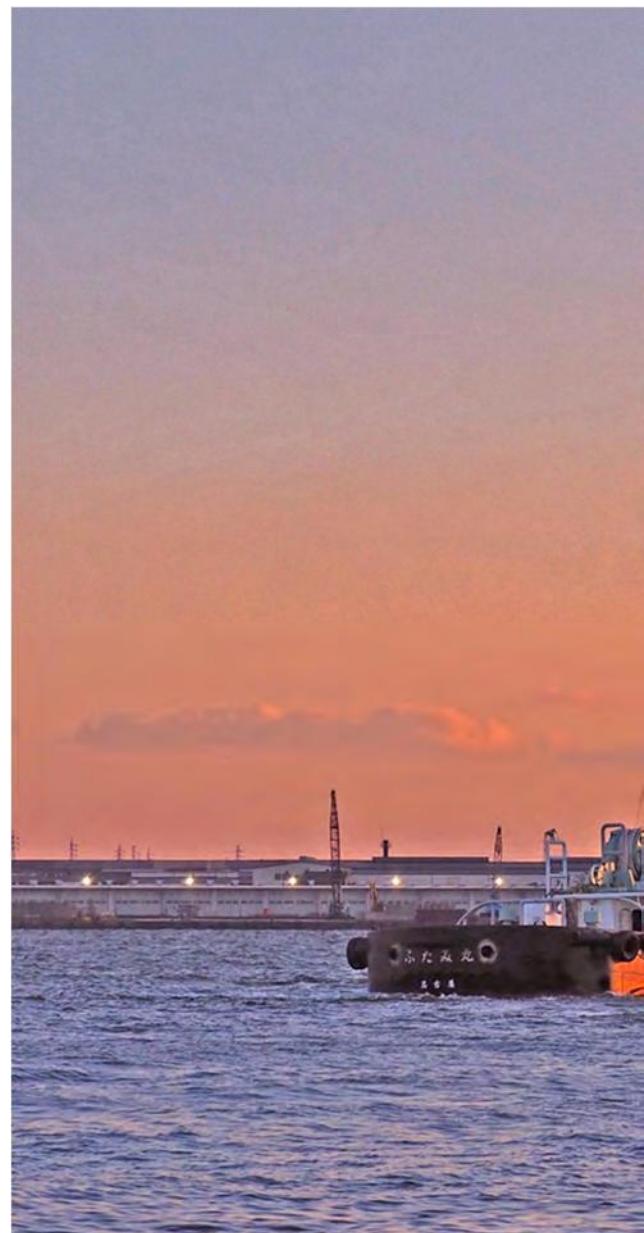
◆写真

右：夕日に染まる波止場

港に入る大型船は、タグボートが出迎える。港のエスコート役は、大きな船を接岸させ、出港の時も見届ける。岸壁では、ガントリークレーンが、幾多のコンテナを積み上げる。縁の下の力持ちたちが働く姿は、躍動する港の景観をつくっている。

下：三河港の夕暮れ（カモメリアからの眺め）

三河湾のかなたに日が傾くと、オレンジ色の帯が海面にゆらめき、港の車たちが輝きだす。やがて、黄昏時を迎え、大空が深みを増すと、星が静かに光りだす。







大空の下、砂浜と海食崖が果てしなく続く。
波は一瞬一瞬姿を変え、絶えることなく打ち寄せる。
砂浜では、ハマヒルガオが風に揺らぎ、
アカウミガメの産卵とふ化が繰り返される。

海の彼方に目をやれば、水平線が弧を描き、
小さな船影が静かにゆらめく。
気の遠くなるような歳月をかけ、自然がつく
りだした雄大な景観は、人のこころをふるわ
せる。



◆写真

左：連続テレビ小説「エール」のロケ地にもなった表浜海岸（高塚町付近から渥美半島の先端方面を望む）
豊橋市の南部は、黒潮が流れる太平洋に面し、雄大な
自然景観が広がっている。荒波に削られた崖の上には、
常緑広葉樹の海岸林が繁がる。渥美半島の先端付近か
ら静岡県の浜名湖付近まで約52kmに亘り砂浜が続き、
片浜十三里と言われている。

右：砂浜から旅立つ子ガメたち

表浜には、毎年5月から8月にかけてアカウ
ミガメが上陸し産卵する。約2か月後、ふ化
した子ガメたちが海へと向かう。長い年月を
かけ、遠く北米大陸沿岸まで旅をし、そこで
大きく成長したカメは、故郷の海に向かって
回遊するという。

■ 豊橋市景観計画の構成

☆ 豊橋市全体の景観形成のマスター・プランを示す章

◆ 考え方

豊橋市の豊かな景観を知り、魅力的な景観づくりの方向性をみんなで共有する

◆ 対象

豊橋市の景観に関わるすべての方

はじめに

豊橋市の多様で恵まれた景観の写真を掲載しています。

序 章 基本理念と 基本事項

基本理念を示すとともに、計画の位置付けや計画の区域など、基本的な事項を示しています。

- 基本理念
- ともに育む
豊橋らしい
ここちよい景観

第1章 豊橋市の 景観特性

豊橋市の景観の特徴ならびに、景観を理解する上で重要な本市の景観の成り立ちと景観資源を示しています。

第2章 目標と方針

目標景観像と基本方針、地域別の方針を示しています。

- 目標景観像
- 水と緑に包まれ、
人と自然が調和した美しいまち

- 基本方針
- 地域の成り立ちや景観資源を大切にし、地域らしい景観に磨きをかける

- 地域別の方針
- 下記の地域ごとに景観形成の方針を示しています。

- ① 里山の景（東部丘陵地域）
- ② 川の景（豊川沿川地域）
- ③ 港の景（三河湾沿岸地域）
- ④ まちの景（市街地地域）
- ⑤ 農の景（南部田園地域）
- ⑥ 海の景（表浜沿岸地域）

☆ 個別の行為に対する配慮を示す章

◆ 考え方

景観に影響を与える行為への配慮を示す

◆ 対象

建築行為等に関わる方
(設計者、建築主など)

第3章 景観配慮指針

良好な景観を形成するために必要な考え方とポイントを「配慮指針」として示しています。

■ 共通指針

良好な景観を形成するために配慮が必要な共通的な考え方を示しています。

■ エリア別指針

第2章の地域区分をベースに景観特性ごとにエリアを分け、エリアごとに地域らしい景観づくりのポイントを示した指針を示しています。

■ 石巻山と豊川の配慮指針

市民が大切にしてきた、石巻山と豊川の景観を育むためにふたつの指針を示しています。

☆ 個別の行為に対する規制・誘導の基準と届出制度を示す章

◆ 考え方

景観に影響を与える一定規模を超える行為を届出制度で規制・誘導する

◆ 対象

規模の大きな建築行為等に関わる方
(設計者、建築主など)

第4章 景観法と条例に基づく制限

・ 良好的な景観の形成のために守るべき基準を、行為の種類や場所ごとに示すとともに、景観法や条例に基づく届出等の手続きを示しています。

■ 事前協議と届出による規制・誘導

・ 景観法と条例に基づく届出等の制度の概要を示しています。

■ 事前協議と届出の対象行為

・ 届出等の対象行為の種類(建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為)と、エリアごとの対象規模を示しています。

■ 景観形成基準

・ 良好的な景観形成のために守るべき基準を示しています。

①共通基準

②エリア別基準

③石巻山眺望保全区域の基準

④豊川水辺景観育成区域の基準

⑤まちづくり景観形成地区の基準

■ 事前協議と届出の手続き

・ 法と条例に基づく手続きのフローや必要な図書を示しています。

☆ 景観形成の推進に関する事を示す章

◆ 考え方

景観形成を推進するための仕組み等を示す

◆ 対象

景観づくりに興味のある方

第5章 景観法に基づく重用施設等の定め

- ・ 地域の景観上重要な建造物と樹木の指定の方針を示しています。
- ・ 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の考え方を示しています。
- ・ 景観上重要な公共施設の整備に関する考え方を示しています。

第6章 景観まちづくりの推進

- ・ 本市における景観まちづくりの仕組みや推進施策等を示しています。

参考資料

- ・ 色彩の基礎知識など、参考資料を掲載しています。

序 章

基本理念と基本事項

本章では、景観まちづくりの基本理念を示すとともに、本計画の位置付けや景観の定義、計画の区域など、具体的な計画を示す前段の基本事項を示します。

なお、本計画の区域は、景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」に該当します。



豊橋市公会堂

1. 基本理念

ともに育む 豊橋らしい ここちよい景観

わたしたちのまち豊橋は、温暖な気候に恵まれ、多様な自然に優しく包まれています。かつて城下町、宿場町、湊町として栄えたこのまちは、自然と共生しながら発展し、時代の面影を都市空間に残しながら、都市と自然の調和した景観が形成されてきました。

先人のたゆまぬ努力と英知が注がれてつくられてきたこのまちにおいて、水と緑に恵まれた景観は、市民が共有するかけがえのない財産で、この景観を次代に引き継ぐことは、現代に生きるわたしたちの責務です。しかし、わたしたちが愛する郷土は、大切にしてきた地域らしい景観を失いつつあります。

これまで東三河の中心都市として着実に発展してきた豊橋は、今日成熟期を迎えています。これから豊橋には、成熟社会に相応しい、地域の自然や歴史・文化などに裏付けられた豊橋らしい景観、暮らし続けたい、訪れてみたいと感じるここちよい景観がさらに必要です。

わたしたち一人ひとりがともに力を合わせ、優れた景観を守り、活かしながら、誇りと愛着のある、豊橋らしいここちよい景観を育んでいくことを目指し、ここに景観まちづくりの基本理念を定めます。

夕暮れの表浜

2. 計画の基本事項

1 基本計画から景観法の景観計画へ

美しく地域らしい景観は、そこに暮らす住民はもとより市にとってもかけがえのない財産です。「豊橋市景観計画」は、豊橋市の景観形成の基本的な考え方や、美しく地域らしい景観形成の配慮指針を示したものです。また、景観法に基づく建築行為等の制限や、景観まちづくりの推進方策も示しています。

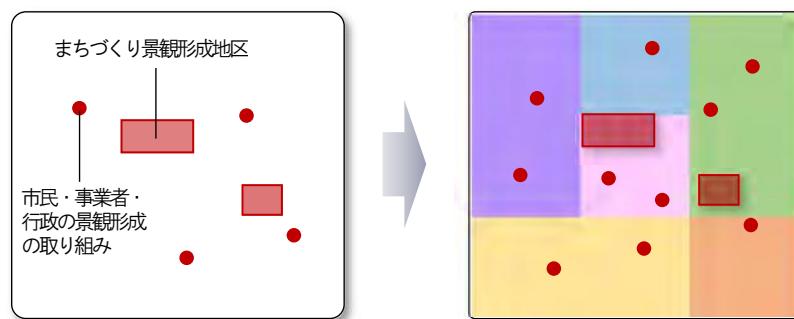
本市は、平成4年に誇りと愛着のある美しいまちづくりを目指し、「豊橋市まちづくり景観条例」を制定するとともに、「豊橋市まちづくり景観形成基本計画」を策定し、豊橋駅周辺を中心に良好な景観形成の様々な取組みを進めてきました。その後、住民のまちづくりに対する意欲が高く、優れた景観資源のある二川宿を、条例に基づき「まちづくり景観形成地区」として新たに指定し、市民と協働で歴史的なまち並み景観形成を進めてきました。

そうしたなか、選ばれ、住み続けたいと思えるまちづくりが増々重要な時代になり、これまで進めてきた取り組みの範囲をさらに広げ、市全域を対象に、より魅力ある景観形成を進めることが課題になってきました。

そこで本計画は、これまでの「景観形成基本計画」の内容や「まちづくり景観形成地区」の取り組みを継続・深化させるとともに、市全域を対象に一定規模を超える建築行為に対する届出を義務付ける等、景観法の制度を活用した規制・誘導の内容を新たに追加し、より実効性のある計画としてまとめました。

本計画に基づき、本市の景観に対する共通認識を高め、良好な景観形成により地域コミュニティの形成を図り、市民が誇りと愛着を持ち、多くの人々に選ばれる美しいまちをつくっていきます。

■ 図 本計画の策定による、市内の景観形成の取り組みイメージ



【これまで】

- ・「まちづくり景観形成地区」において、地区の特性に応じた景観形成のための規制・誘導が行われています。
- ・市民・事業者・行政が、それぞれの場面で景観まちづくりに取り組んでいます。

【景観計画策定後】

- ・「まちづくり景観形成地区」での取り組みが継続しています。
- ・市内全域で、各地域の特性に応じた景観形成のための基準が設けられ、景観法に基づく規制・誘導が行われています。
- ・市民・事業者・行政の取り組みを景観計画がサポートしています。

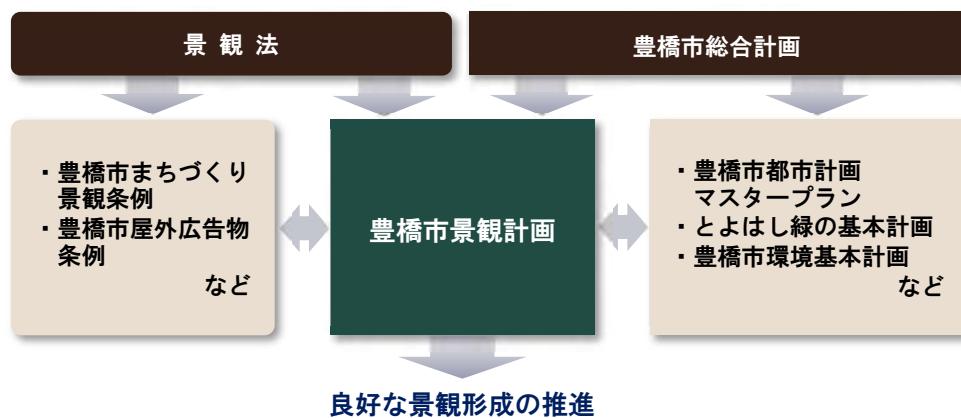
2 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である豊橋市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

豊橋市総合計画が目指すまちの姿の実現に向けて、関連する法律や条例、上位・関連計画とあわせて、本市の良好な景観形成を推進します。

なお、本計画は、社会情勢の変化等にあわせ、必要に応じて見直しを行います。

■ 図 本計画の位置付け



※豊橋市景観計画を補完する図書として景観計画ガイドライン、公共事業景観形成ガイドライン、景観資源ガイドマップがありますのであわせて活用してください。

3 「景観」とは

ここでは、本計画における「景観」の定義と、景観形成の意義について示します。

(1) 景観の定義

私たちは、日常生活の中で、山や川などの自然や、道路や建物などの人工物がある土地利用の広がりを目にしています。こうした人が目にするものを、私たちは、「景観」、「風景」、「景色」、「ながめ」、「ランドスケープ」など、いろいろな言葉で表現しています。それらは、自然の作用がもたらした地形や植生であったり、長い年月のなかで人々の生業が生み出した文化的な環境であったり、人がつくりあげてきた都市環境であったりします。

また、「景観」とは、眺められる対象を示す「景」と、眺める人の目に映った印象や物事の様子などを示す「観」が組み合わさった言葉で、眺める人の価値観（観）を通して得られるものを表す言葉と言われています。こうした「観」は、視覚だけでなく、音や香りといった人の感覚や、それぞれの人が持つ記憶や知識によつても影響を受けます。

こうしたことから、本計画において「景観」とは、人々が知覚する身のまわりの自然や人工の要素が総合した広がりのある環境と定義し、市民が共有するふるさとのアイデンティティ（豊橋らしさ）として、育んでいきます。

(2) 景観形成の意義

美しく魅力的なまちは、市民にとって快適で暮らしやすいまちとなり、市民に誇りと愛着を抱かせ、長く住み続けたいという気持ちにさせます。また、美しく魅力的なまちには多くの観光客が訪れるよう、市外の人たちに対して訪れてみたいという気持ちにさせます。

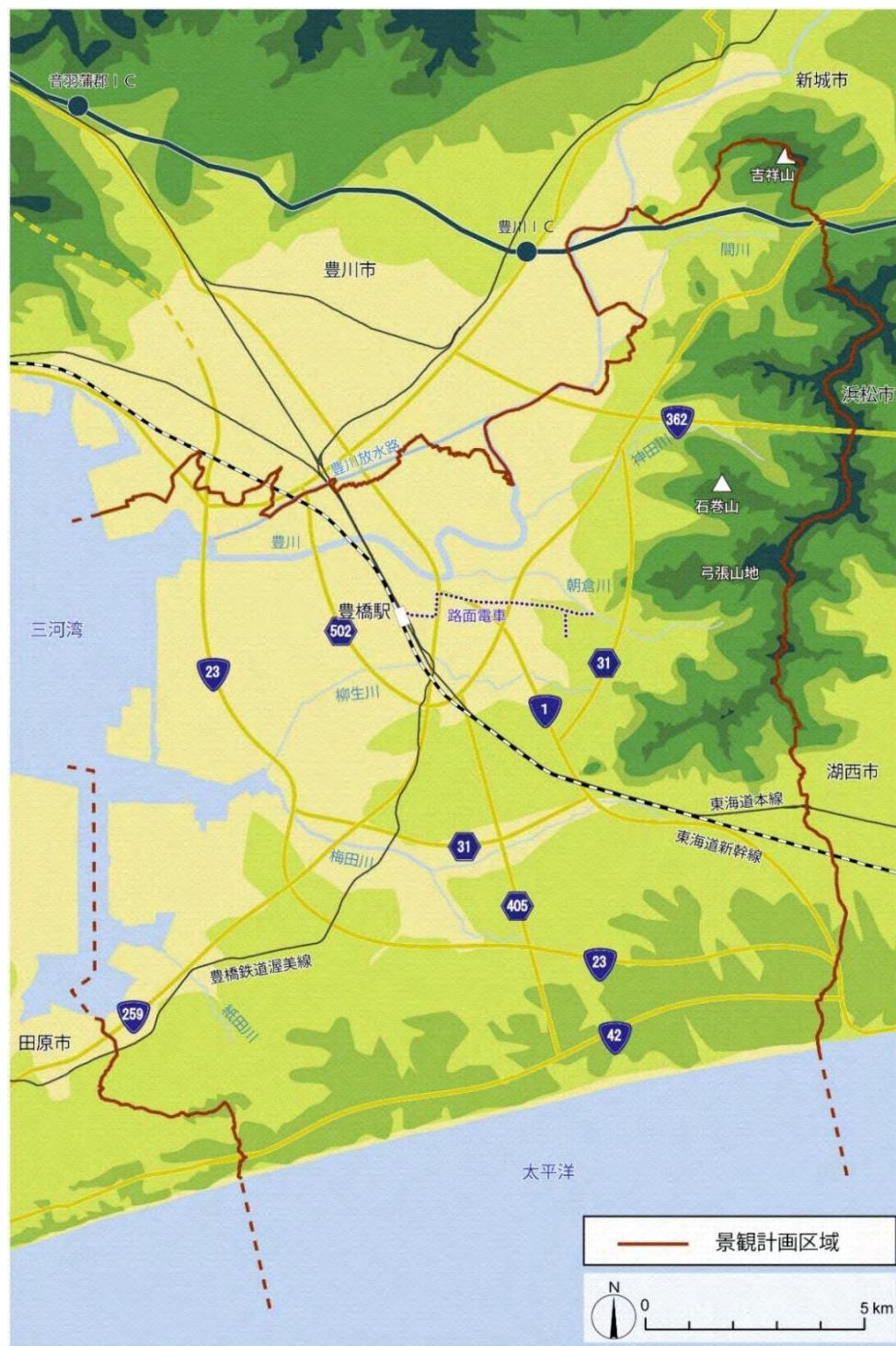
さらに、美しく魅力的なまちの形成は、定住や交流人口の増加による経済活動の活性化に貢献することが期待でき、また、「豊橋」という地名そのものが「美しく魅力的なまち」というイメージを持つことになれば、持続可能な都市の形成に大きく寄与することになります。

4 景観計画の区域

本市では、市全域の良好な景観形成を図るため、豊橋市全域（地先公有水面を含む）を本計画の区域とします。

なお、この区域は、景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」に該当します。

■ 図 景観計画の区域





第1章

豊橋市の景観特性

本章では、豊橋市の景観の特徴ならびに、本市の景観を理解する上で重要となる本市の景観の成り立ちと景観資源について示します。

長樂のしょうべん地蔵と
クロガネモチ（石巻本町）

1. 豊橋市の景観の特徴

ここでは、本市の地勢と景観の特徴について示します。

1 豊橋市の地勢

本市は、日本のはば中央、愛知県の南東部に位置し、東は赤石山脈（南アルプス）につながる弓張山地を境に静岡県と接し、南は太平洋、西は三河湾に面しており、南西方面は渥美半島の一部を成しています。

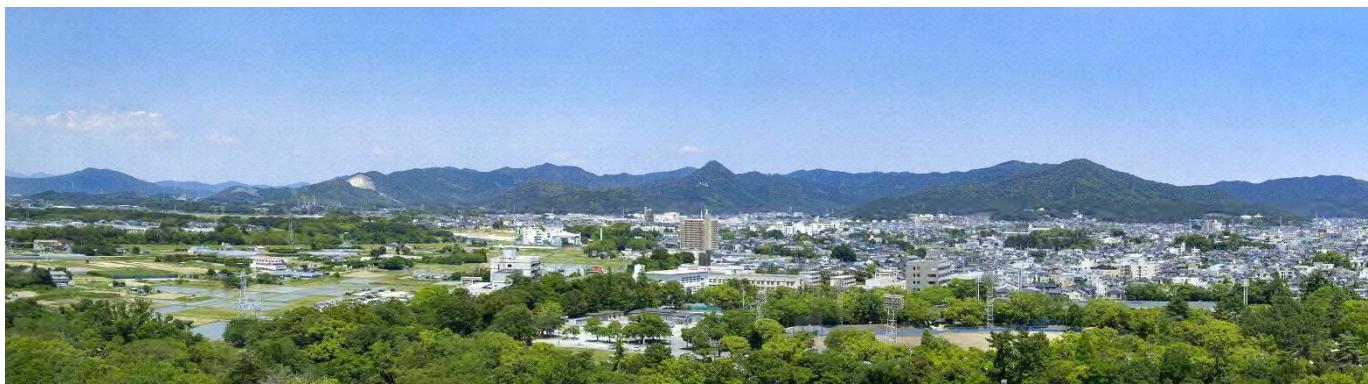
豊川の下流に広がる豊橋平野を有し、太平洋の暖流や周辺の山地の影響により、温暖な気候に恵まれ、全国的にも日照時間の長い場所にあります。

地形はおおむね平坦で、東の山地や丘陵地から西の三河湾へと緩やかに傾斜しています。南部は台地を形成し、急な崖が太平洋に面し、海岸には美しい砂浜が続いています。

2 豊橋市の景観の特徴

本市の景観を、地形や自然、土地利用、都市計画などの状況から整理すると、次のような特徴がみられます。

- 山、川、海、田園が、市街地のまわりを取り巻いています。
- シンボリックな石巻山のある東部の山並みが、市街地の背景になっています。
- 遠く北に見える本宮山の山並みが、本市の背景になっています。
- 河畔林に包まれた豊川をはじめ、大小の河川が、市街地周辺や市街地内を横断し、水と緑の潤いをもたらしています。
- 河岸段丘崖などのグリーンベルトが、市街地を囲んでいます。
- 市街地では、豊橋駅を中心に放射環状型の道路が計画的に整備されています。
- 豊橋駅を中心に中高層建築物の建つ商業地が立地し、郊外では低層の住宅地が広がっており、市街地の良好なスカイラインが形成されています。



■ 図 豊橋市の位置



市街地と東部の山並み（市役所展望フロアからの眺め）

■ 図 豊橋市の土地利用現況





石巻山がまちをやさしく見守る



豊川が清らかに流れ、遠浅の海へと注ぐ



一面の農地が、ゆるやかな起伏のある大地に広がる



三河湾と太平洋、豊橋はふたつの海に臨む

2. 豊橋市の景観の成り立ち

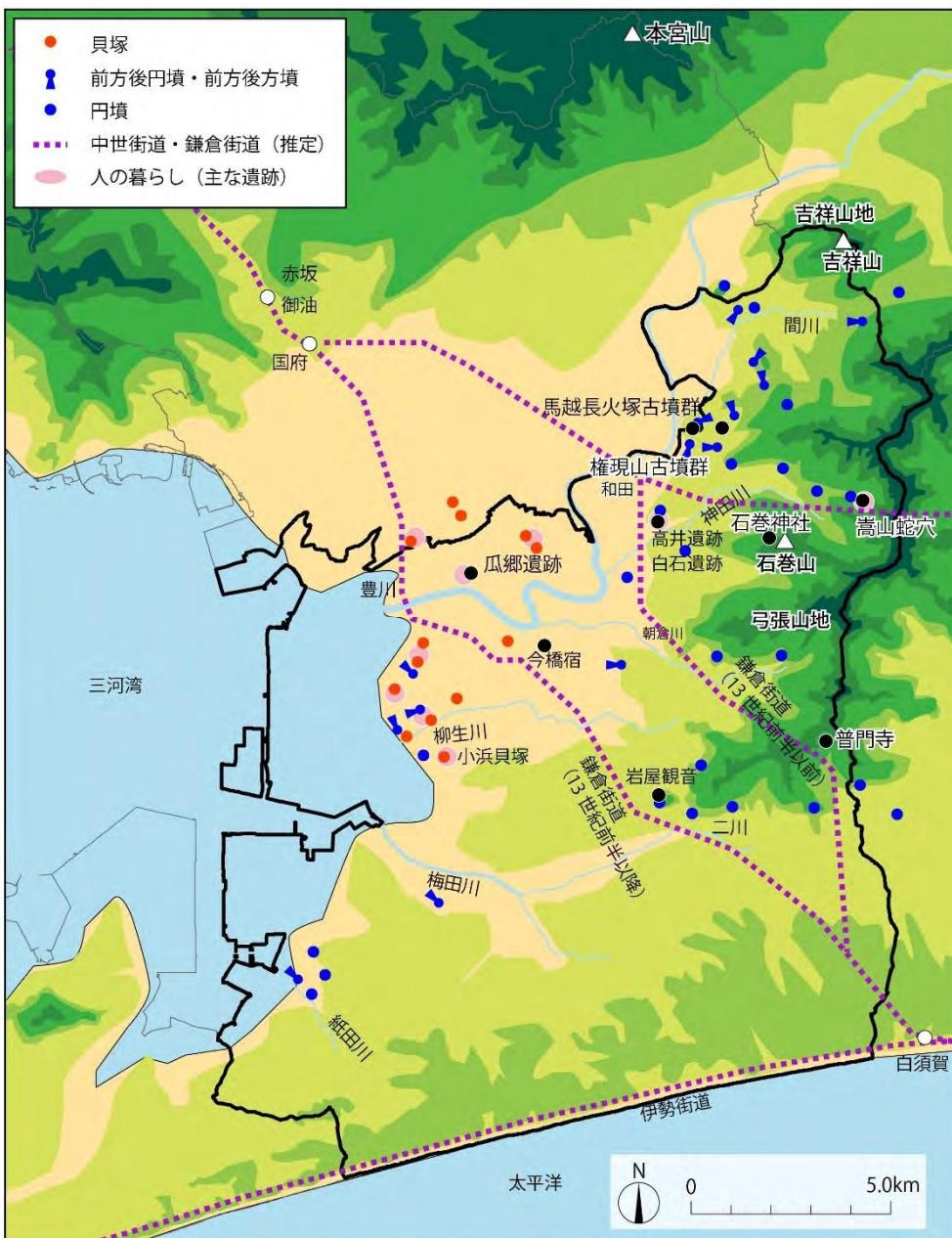
本市の景観を理解するためには、その成立に関連する、市の成り立ちや自然環境を知ることが大切です。ここでは、市全域や市中心部の景観の成り立ちを示します。

1 市全域の景観の成り立ち

(1) 原始・古代・中世

原始の時代、人々は東部の山の麓に住み、その後、元々は海であった西部の海岸部に巨大な貝塚をつくりました。古代、豊かな農業生産力と海上交通の発達を背景に地位の高い豪族が現れ、多くの古墳が各地につくられました。

中世の時代には、鎌倉から京都へ至る鎌倉街道がつくられ、山や台地を抜け、豊川を渡る人々の往来が生まれました。

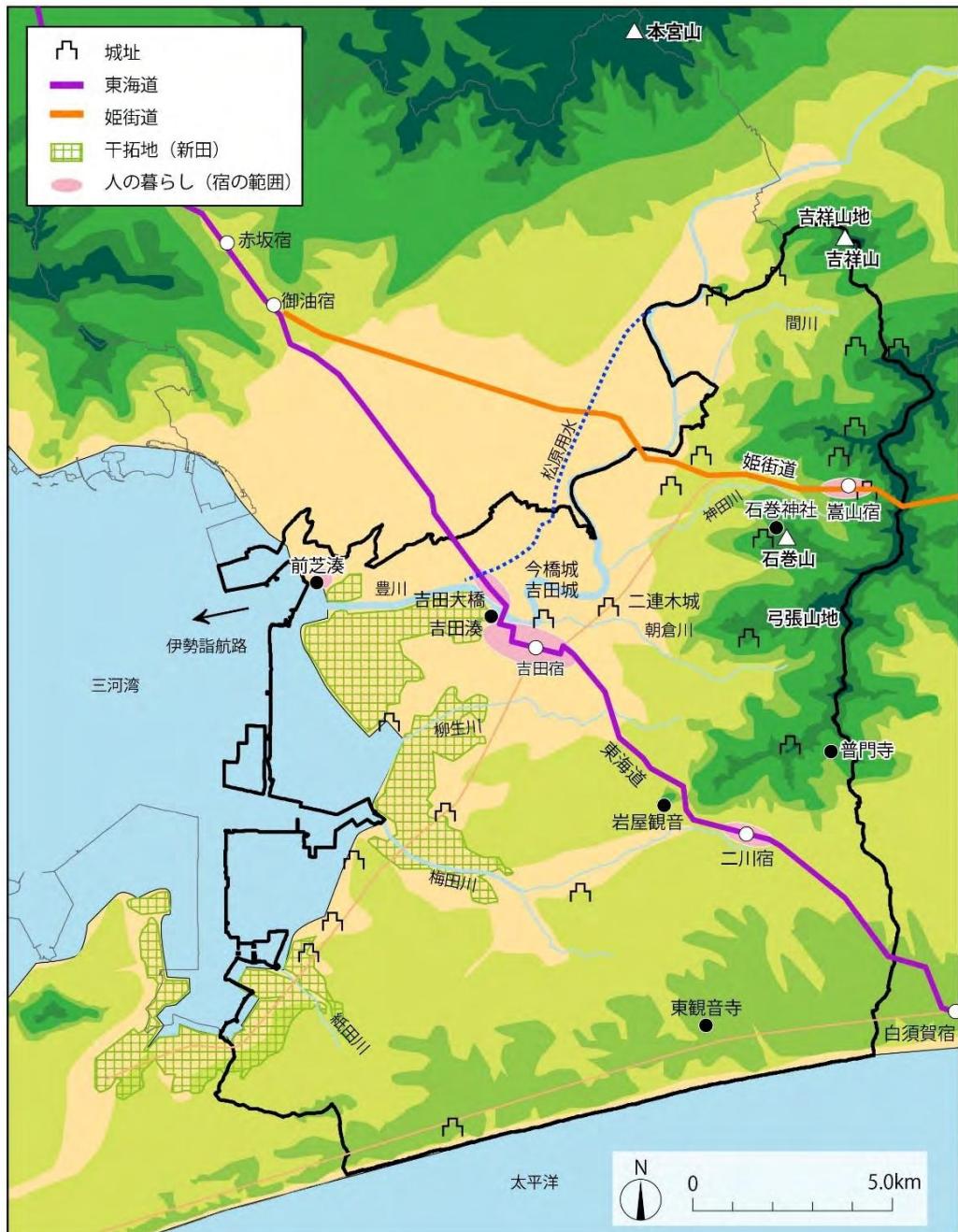


*豊川の流路は時代ごとに変遷していますが、図中は現代の流路を表示しています。

(2) 戦国・近世

戦国時代、領地の争奪が繰り返され、多くの城が各地に築かれました。江戸時代、吉田は陸海交通の要衝となり、城下町・宿場町・湊町として繁栄しました。同じく東海道には二川宿、姫街道には嵩山宿が置かれました。

豊川河口などの遠浅の海では干拓が盛んに行われ、西部に新田が大きく広がりました。

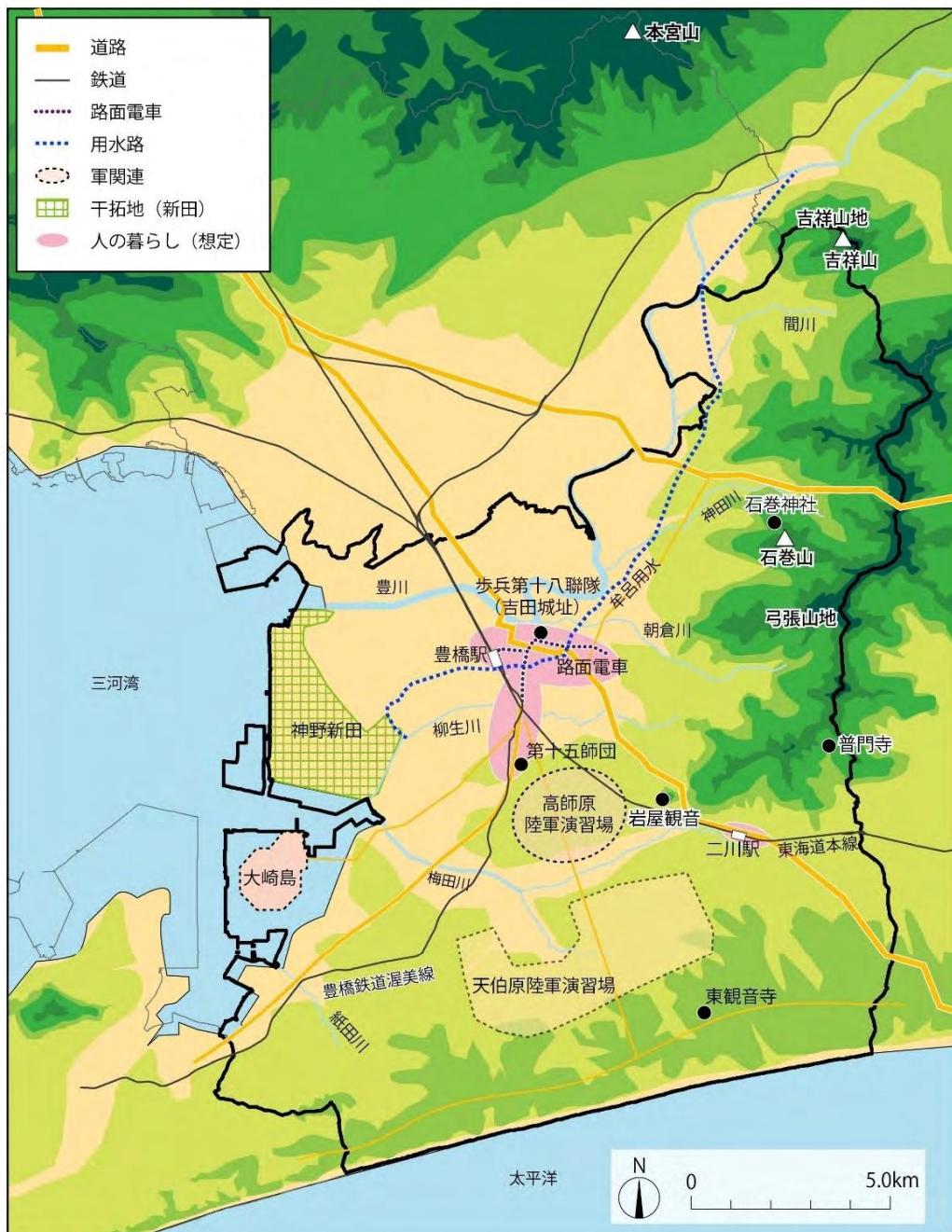


* 豊川の流路は時代ごとに変遷していますが、図中は現代の流路を表示しています。
* 東觀音寺は、1707年の大地震による津波後に現在地に移転しています。

(3) 近代・現代（戦前）

豊橋に軍隊が駐在し、「軍都豊橋」がつくれられました。道路網の整備や路面電車の開通に伴い市域も拡大し、上下水道の整備も進み近代都市へと変貌しました。

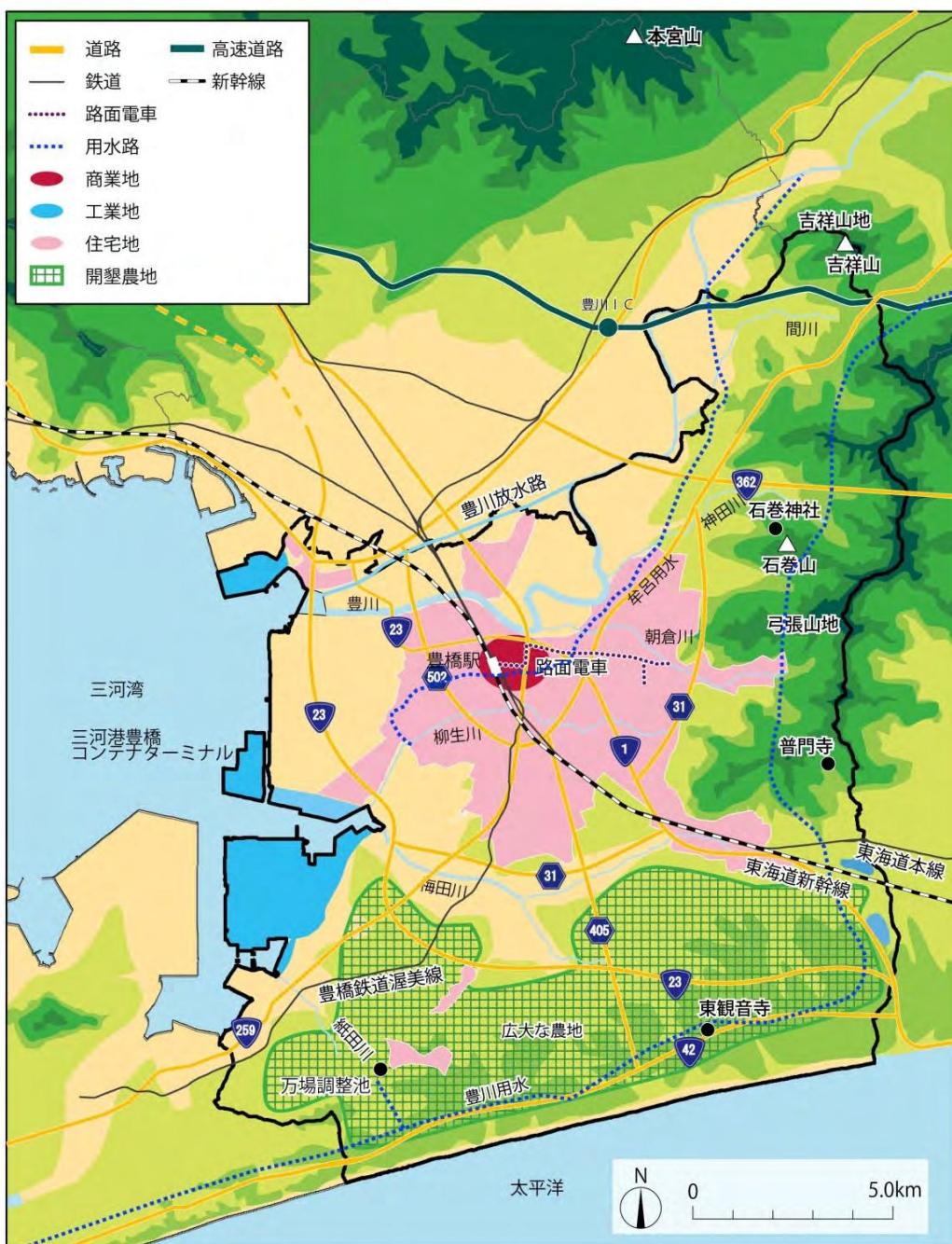
江戸時代から進められてきた新田干拓は続き、明治時代に神野新田が完成しました。



(4) 近代・現代（戦後）

戦後、戦災復興都市計画により、商業地や住宅地の基盤整備、鉄道・環状道路等の交通網の整備が進み、市街地が拡大し、現在の都市基盤が形成されました。

また、南部では開墾が盛んになり、豊川用水の完成や土地改良の進展により広大な農地が生まれ、農業王国の扉が開かれました。西部では工業地として埋め立てが進められ、三河港は世界で有数の自動車輸出入港へと発展しました。



2 市中心部の景観の成り立ち

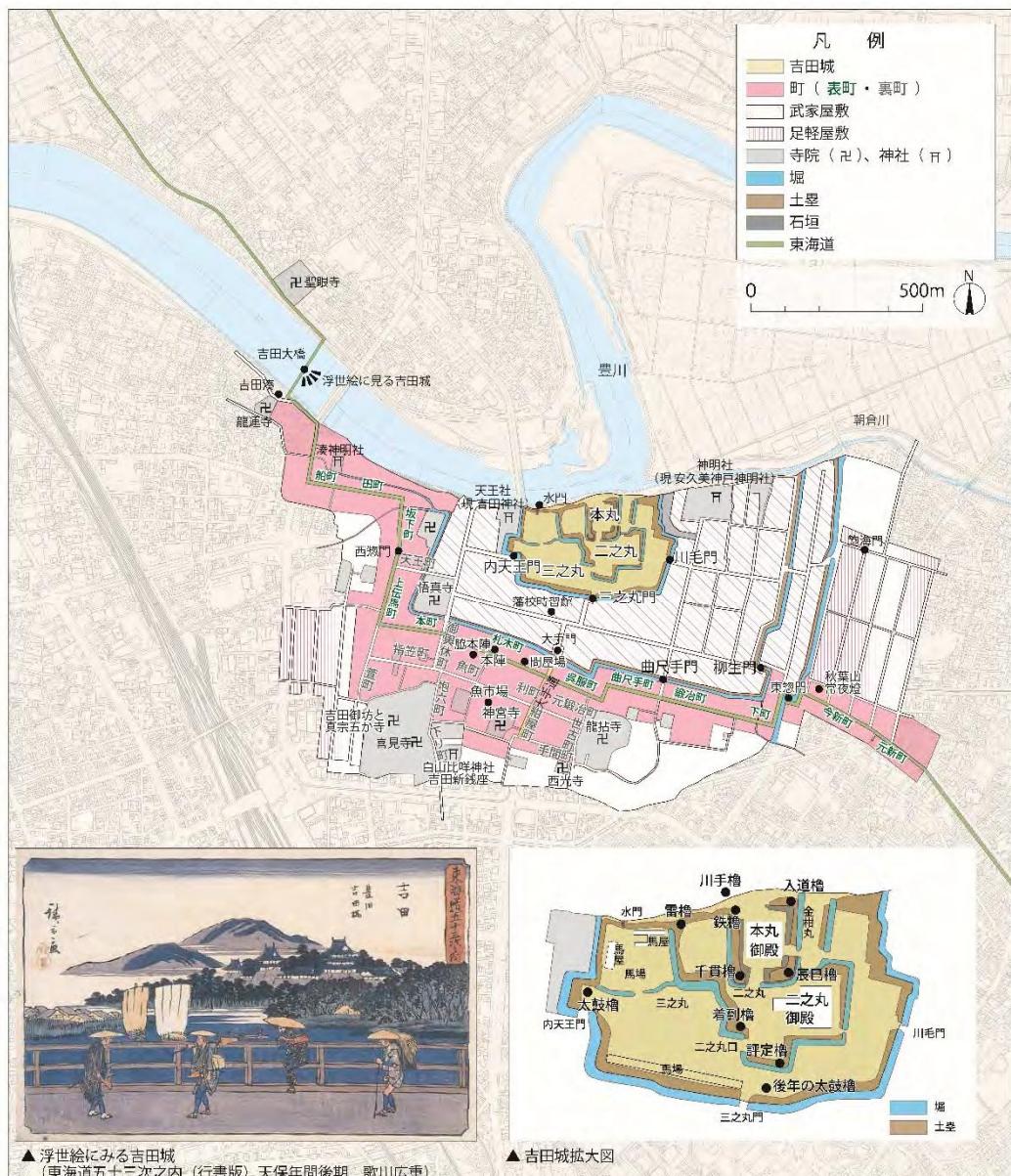
(1) 江戸時代

吉田宿は吉田城下町に設けられた東海道五十三次の34番目の宿場町で、伊勢海路につながる吉田湊を擁し、また豊川にかかる吉田大橋が整備され、東西交通の要衝に位置してきました。

豊川を背に建つ吉田城本丸の外側には二の丸、さらにその外側に三の丸を配し、その周りには武家屋敷が並んでいました。城と武家屋敷の間には内堀と土塁があり、一部土塁は現代に残っています。また、吉田城下町は城と武家屋敷を外堀で囲み、その外側に町人町を配していました。

町人町の中心を約2.6kmにわたり東海道が通っていました。吉田宿は西の船町から東の元新町まで表町12町、裏町12町からなり、本陣や問屋場、高札場がおかれた札木町をはじめ、当時の町名のいくつかは現代に引き継がれています。

悟真寺、龍拈寺、神宮寺などの名刹や、吉田神社（天王社）、安久美神戸神明社の前身である神明社など、多くの寺院や神社があり、現代まで残っています。



* 現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(2) 明治時代

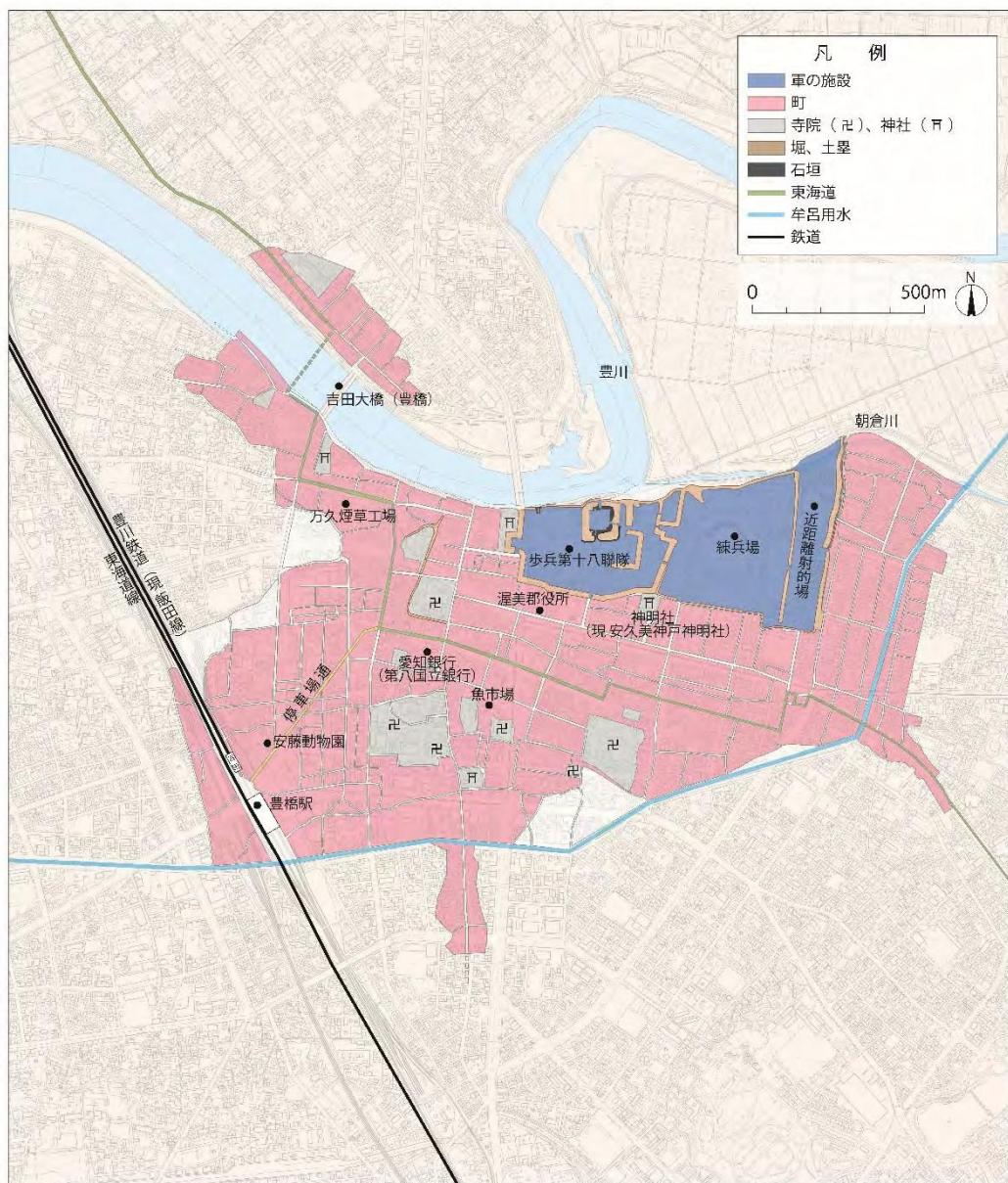
吉田宿の高札場があった札木町は、明治時代においても豊橋のまちの中心として賑わいました。

明治 18 年（1885）には、歩兵第十八聯隊や練兵場がおかれ、軍都豊橋が形成されました。

明治 21 年（1888）には、東海道線豊橋駅が開通し、年間乗降客数は明治 24 年の 10 万人から明治 32 年には 39 万人まで増加しました。明治 30 年（1897）には、豊橋駅を共有して豊川鉄道（現飯田線）が開通し、鉄道網の発達により豊橋駅周辺は急速に発展しました。

豊橋駅から上伝馬町まで整備された停車場通に、旅館、運送店、商店などが建ち並び、にぎわいが生まれました。

一方で、鉄道の開通により水運の便は衰え、にぎわいは湊町から豊橋駅の近くへ移っていきました。



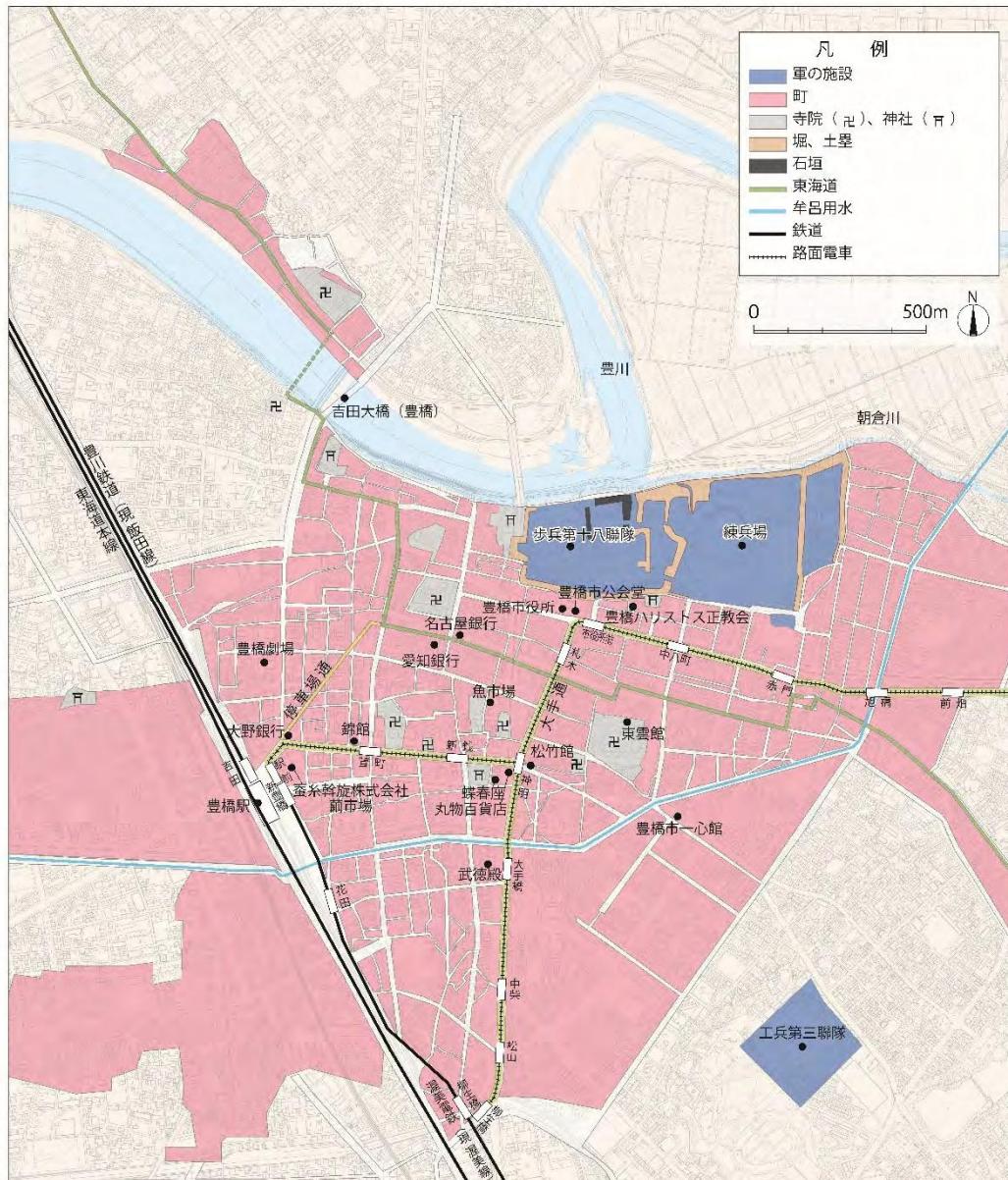
明治 40 年頃
* 現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(3) 戦前

大正 14 年（1925）には、広小路及び大手通を経由し、東田に至る路面電車が開通しました。

沿線の広小路では、丸物百貨店や錦館、蝶春座、松竹館などの映画館、その他様々な商店が開店し、人々が集まり賑わいました。

大正時代から昭和初期にかけては、道路網の整備や渥美電鉄（現豊橋鉄道渥美線）の開通により、市街地も拡大していました。



昭和 14 年頃
＊現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(4) 戦後

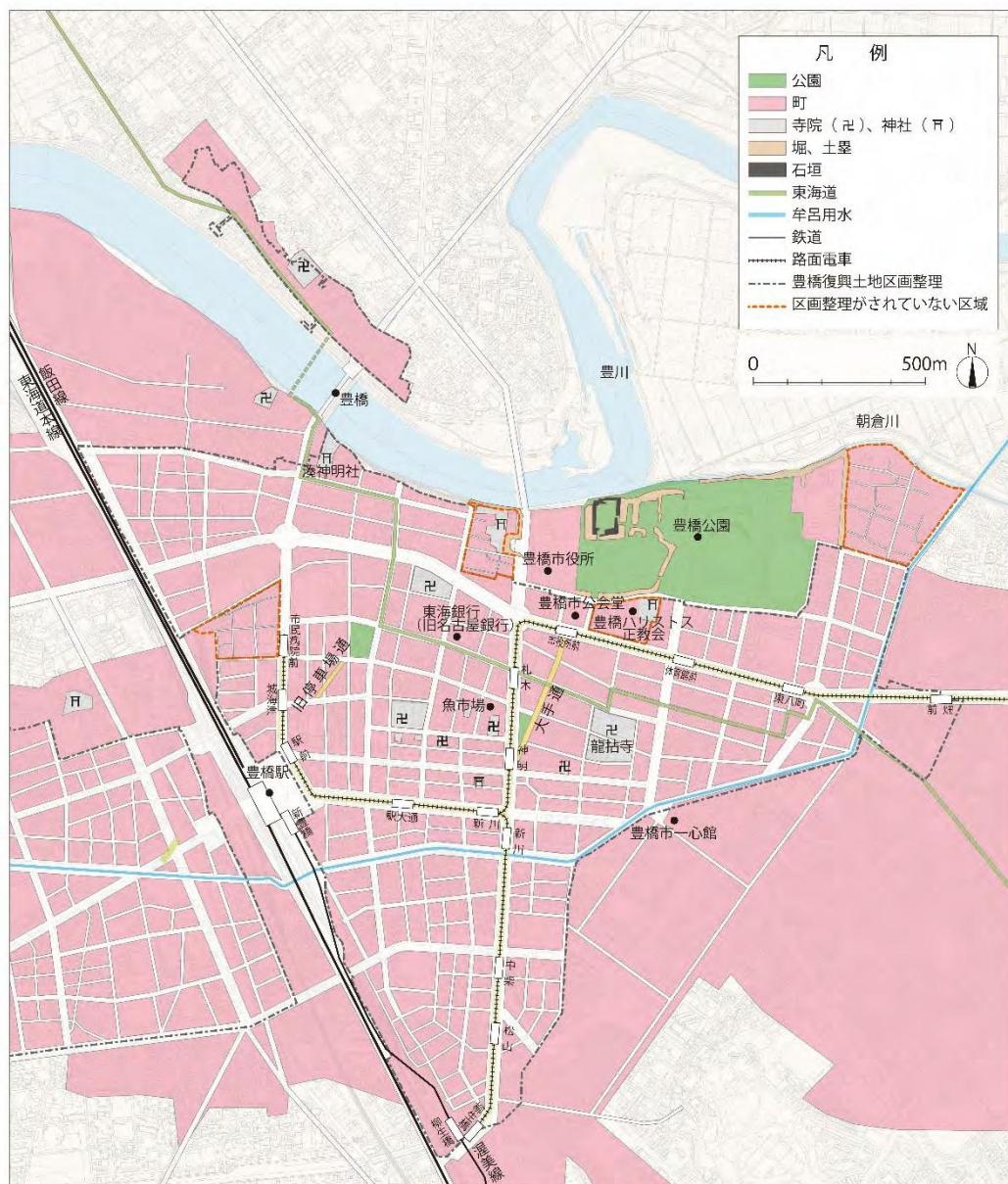
昭和 20 年 6 月、第二次世界大戦時の豊橋空襲により、豊橋駅周辺の市街地はほとんど焼け野原となりました。

豊橋復興土地区画整理事業により、それまで蛇行や斜行していた道路は廃止され、格子状に新道が整備されました。東海道、旧停車場線の一部、大手通等は残すように計画されました。

空襲により全線不通となった市内電車も、駅前大通を経由する形で復旧しました。

空襲から免れ、区画整理がされていない区域では、昔の路地を今に残しているほか、公会堂、旧名古屋銀行、湊神明社、龍拏寺山門など、一部に焼け残った建物を現在もみることができます。

江戸時代の城下町の中心であった城跡や東海道、大手通などの道路、近代化の過程でつくられた旧停車場線など、かつての重要なまちの骨格が今も残っています。



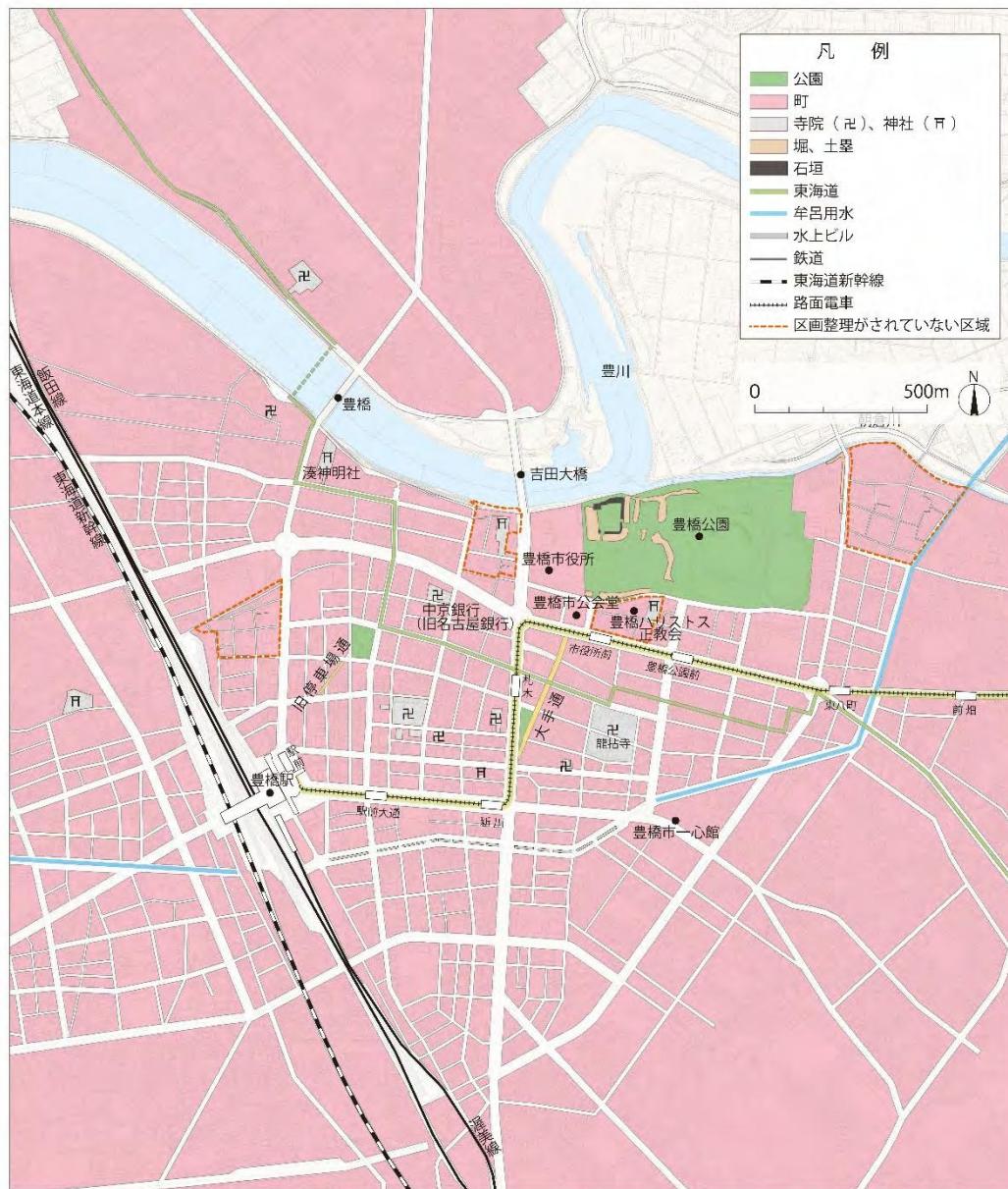
昭和 20 年代後半
＊現代の地図に各時代の地図を重ねています。

(5) 現代

豊橋復興土地区画整理事業で形成された都市の骨格を引き継いだまま、市街地が拡大しました。

昭和39年に新幹線が開通し、駅構内が東西に拡張され、駅ビル等が整備され集客機能の向上が図られました。

市内電車は、新川～柳生橋間、駅前～（旧）市民病院前が廃止されたものの、現在も市民の足として活躍しています。



3. 景観資源

1 景観資源とは

景観資源は、豊橋らしさを構成する重要な要素で、地域の特徴を理解する手掛かりとなります。

山並みや田園といった、一定のまとまりをもった比較的大きなものもあれば、道端の地蔵や住宅の生垣といった小さなものまで、様々なスケールの景観資源が存在します。

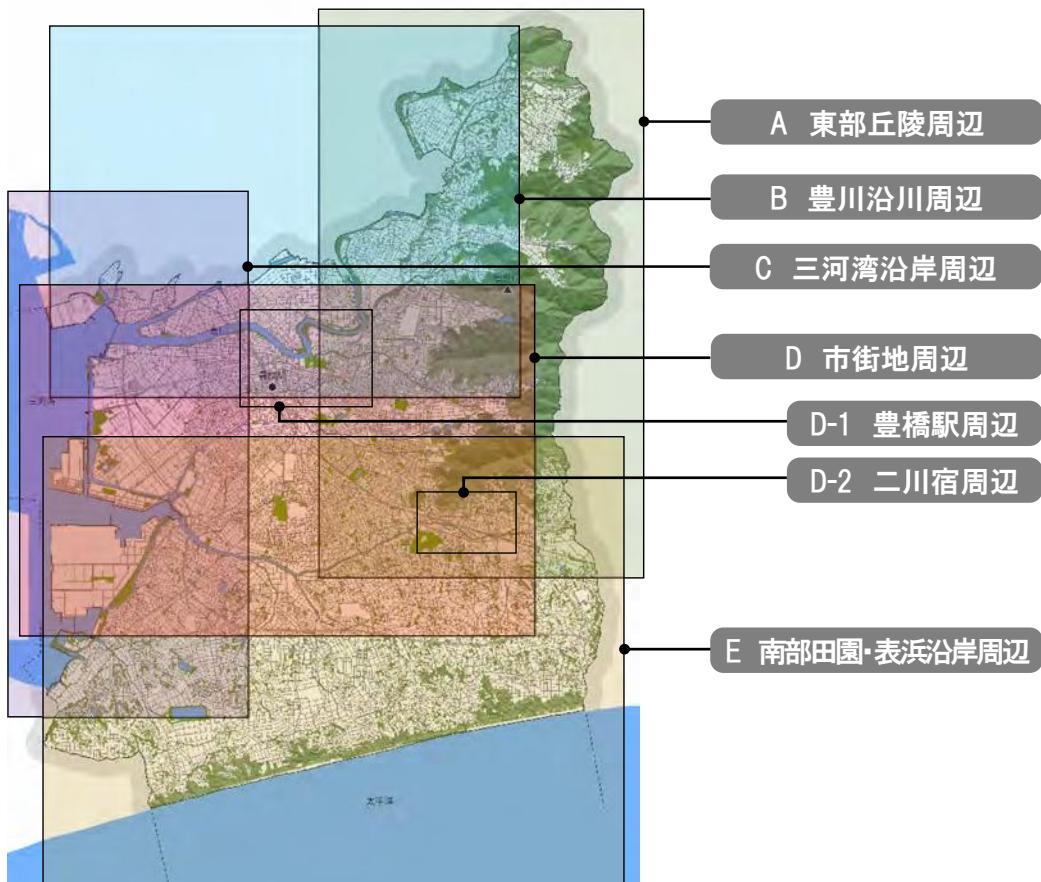
まちの歴史や民話など直接的に目には見えない要素も、実際の景観からそれらを私たちが感じとる点で、重要な景観資源となります。さらに、祭りの日にのみ現れる山車の巡行など伝統に基づく祭りの行事や、季節や時代とともに変化する眺めなど変遷していく様も、重要な景観資源です。

2 景観資源の分布

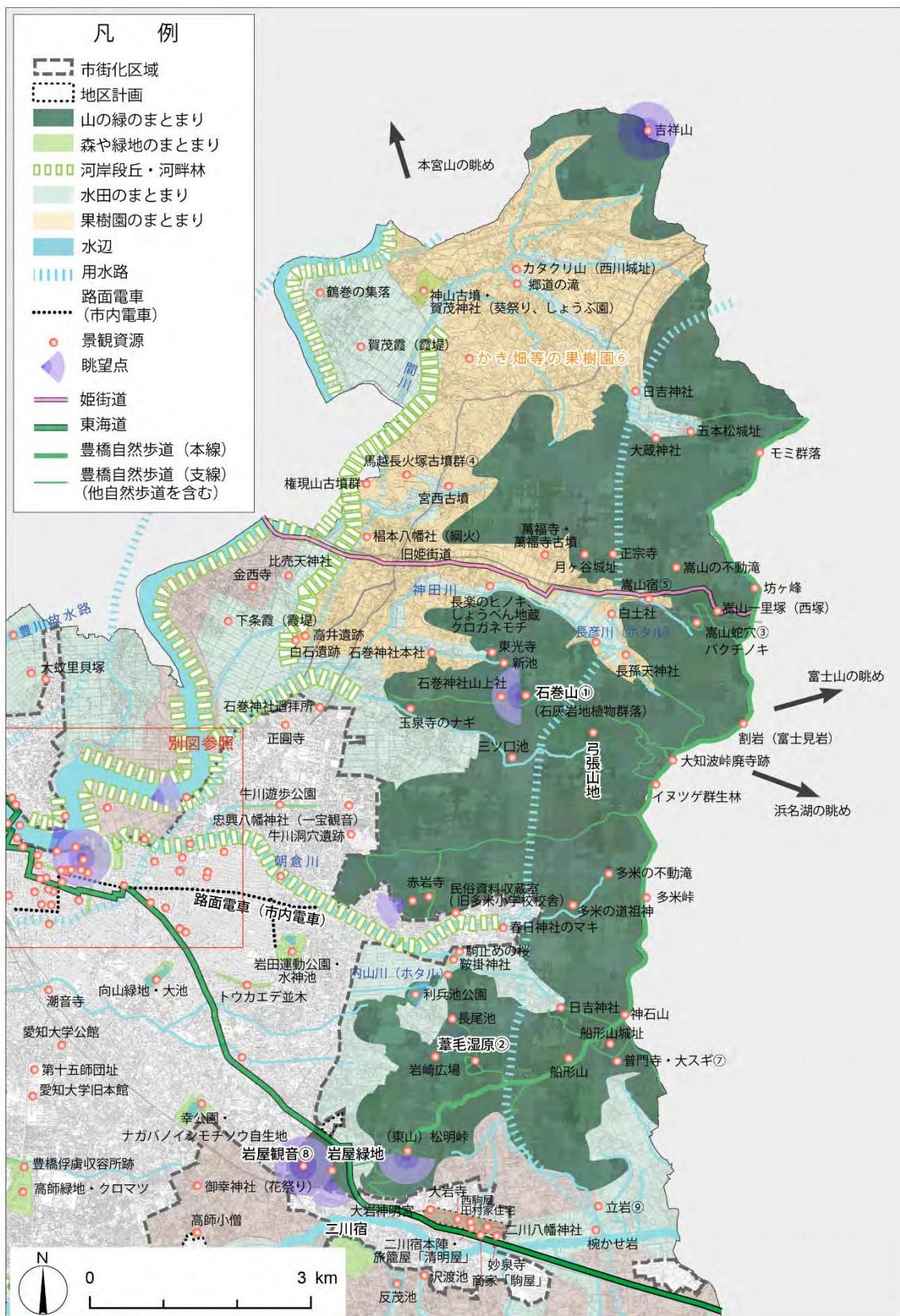
ここでは、豊橋市内の主な景観資源の位置をマップ上に示しました。豊橋市の景観形成に関わる多くの方にこのマップを見ていただくことで、未来に残していくべき重要な景観資源がどこにあるかを知り、地域らしい景観を守り、活かし、創出するための取り組みにつなげていただきたいと考えています。

また、この景観資源ガイドマップは現時点のものです。随時、掲載する景観資源を追加し、別途情報提供していきます。

Key Plan



A 東部丘陵周辺



■ 東部丘陵周辺の主な景観資源

① 石巻山



標高 358m の美しい山で、その象徴的な姿により、古くから信仰の対象とされてきた。麓には石巻神社本社があり、中腹には石巻神社山上社があり、山上社では旧正月に、その年の豊作を占う管粥神事が行われ、山は人々の暮らしと深く結びついてきた。また、山頂付近は石灰岩が露出する特異な地形で、石灰岩地特有の動植物が生息し、国の天然記念物「石巻山石灰岩地植物群落」に指定されている。

② 葦毛湿原



標高 70m 前後のゆるやかな傾斜地に広がる湧水湿地で、三方を山に囲われ、自然に包まれたこちよい景観がある。高山性植物や東海地方特有の湿地植物、ヒメヒカゲやヒメタイコウチなどの希少な昆虫などが数多く生息し、愛知県の天然記念物に指定されている。近年の大規模植生回復作業により、かつての姿を取り戻しつつある。

③ 嵩山の蛇穴



標高 140m ほどの静かな森の山腹にあり、東海地方では貴重な縄文時代の洞穴遺跡で、国の史跡に指定されている。約 1 万年前の押型文土器をはじめ、石器や貝などの遺物が発見されている。周辺には、本市では珍しいバクチノキがみられる。昔、大蛇が住んでいたため、蛇穴と名がついたという。

④ 馬越長火塚古墳



広大な柿畠の中にある市内最大の古墳で、横穴式石室を持つ前方後円墳である。石室の構造や副葬品などからみて、東海地方を代表する首長の墓で、6 世紀末に築造されたと考えられている。出土品は国の重要文化財に指定され、周辺の二つの古墳とあわせ、「馬越長火塚古墳群」として国の史跡に指定されている。周辺は県内有数の古墳地帯である。

⑤ 嵩山宿



東海道の見附宿（磐田市）から御油宿（豊川市）を結ぶ本坂道（姫街道）の宿場町で、弓張山地の麓にある。宝永 4 年（1707）の地震で、東海道の今切の渡しが通行できなくなると、大いに賑わったという。歴史的なまち並みは残っていないが、のどかな集落の景観が、かつてを偲ばせる。

⑥ 柿畠



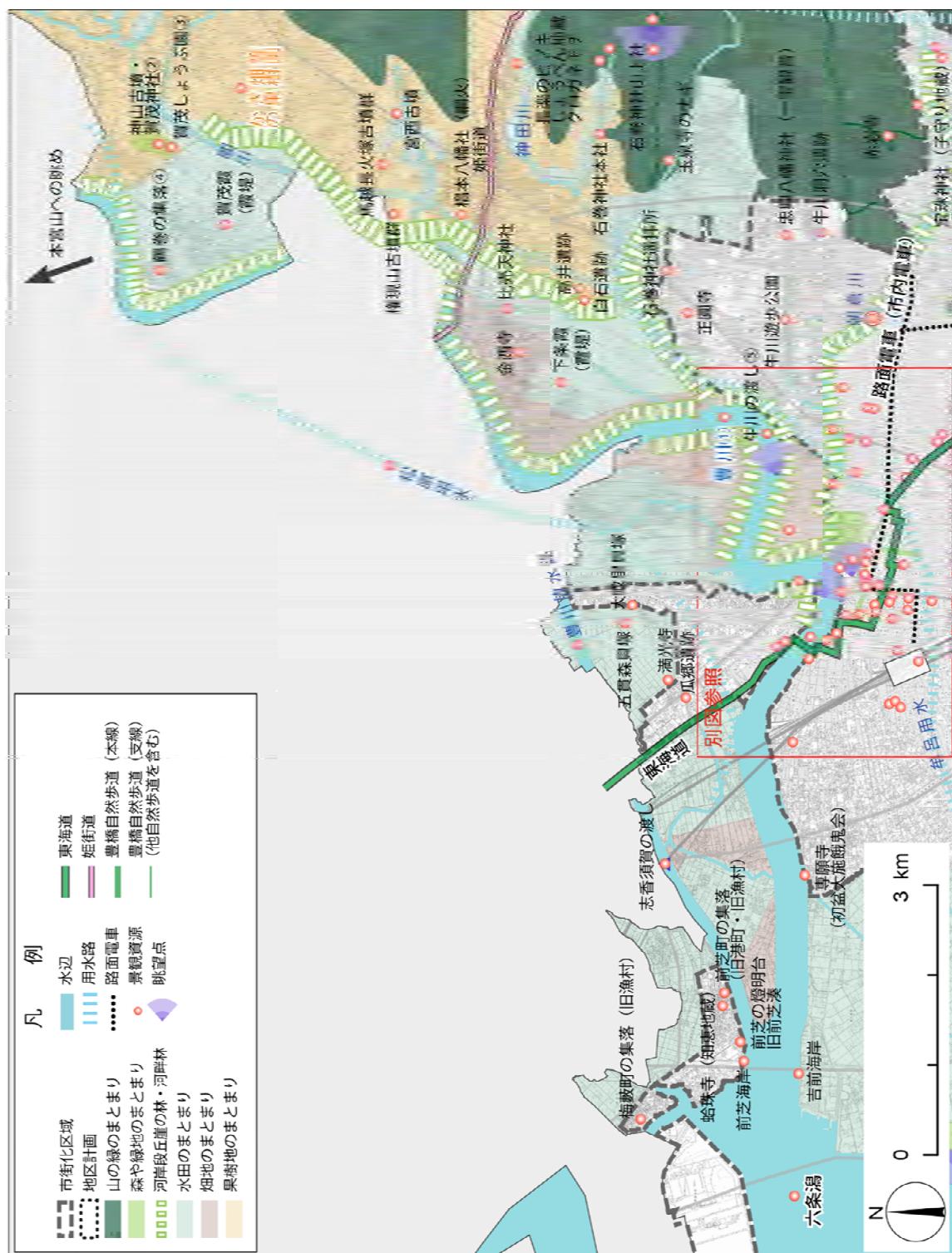
豊橋の北東部は次郎柿の特産地で、弓張山地の麓から豊川に向かうなだらかな丘陵地に、広大な柿畠が広がっている。東部丘陵の山並みや点在する集落とともに、のどかな里地の景観を形成している。

⑦ 普門寺



真言宗の寺院で、神亀 4 年（727）、行基が開山したと伝わっており、国の重要文化財の釈迦如来坐像をはじめ、多数の文化財が所蔵されている。山深い境内には、仁王門や鐘楼門、本堂などの歴史ある建造物が静かに佇み、春は桜、初夏はアジサイ、秋は紅葉と四季折々の美しい景観が見られる。

B 豊川沿川周辺



■ 東部丘陵周辺の主な景観資源

⑧ 岩屋観音



二川宿の西にある小高い岩山の頂に立つ観音像で、街道の風物詩として道中記などに取り上げられている。行基が天平2年（730）に観音堂を建立したと伝えられ、聖観音立像は明和2年（1765）に建造された。戦時に供出されたが、昭和25年に再建され、今も地域のランドマークとして親しまれている。

⑨ 立岩



二川宿の東にある切り立った岩山で、縁の中から巨大な岩がそびえたり、独特の景観をつくりだしている。街道の名所として多くの道中記に取り上げられている。

■ 豊川沿川周辺の主な景観資源

① 豊川



奥三河を源流とし、東三河を蛇行しながら三河湾に注ぐ一級河川。戦国時代から、豊川下流域の洪水の被害を最小限におさえるため、流域に霞堤が築かれた。吉田大橋より上流は、河畔林が茂る豊かな自然景観が見られる。平成15年(2003)の全国一級河川の水質測定結果では、全国5河川と並び、最上級（第1位）にランクされた。

② 賀茂神社



天平元年（729）に京都賀茂別雷神社より勧請して創建されたといわれ、本殿は愛知県有形文化財に指定されている。境内は「ふるさと文化財の森」に設定されたヒノキ林に包まれており、市史跡の神山古墳がある。

③ 賀茂しょうぶ園



賀茂神社の参道入口にあるしょうぶ園で、約300種、3万7千株のしょうぶが植えられている。毎年5月から6月にかけて花しょうぶまつりが開催され、夜のライトアップも行われる。

④ 鶴巻の集落



賀茂町の豊川沿いにある集落で、屋敷を背の高いイヌマキが取り囲んでおり、集落の道に入ると迷路のような独特の景観が見られる。楳の木は、本宮山から吹きおりる強風から家屋を守ることや、洪水時の家財流出を防ぐために植えられたと言われている。集落内には、武田信玄の參謀を務めた山本勘助の生誕の碑がある。

⑤ 牛川の渡し



一級河川豊川の両岸を結ぶ渡し船として、昭和7年から豊橋市営として運航しており、市道の一部になっている。豊川の渡しは、平安時代からあったと言われており、今も通勤、通学のために市民に利用されている。船頭が長い竿で船を操る懐かしい景観が見られる。

C 三河湾沿岸周辺



■ 三河湾沿岸周辺の主な景観資源

① 汐川干潟



三河湾の最深部に広がる約 280ha の干潟で、全国有数の渡り鳥の飛来地である。年間を通じて水鳥が観察でき、春と秋はシギ・チドリが、冬はカモ類が集まる。豊橋市と田原市にまたがっており、豊橋側からは、田原市の蔵王山を背景にした広がりある自然景観が見られる。

② 前芝の燈明台



豊川河口部右岸にある燈明台で、海上航行の安全と吉田湊・前芝湊の指針として、寛文 9 年（1669）に吉田藩が建設した。前芝村の村民により毎夜点灯され、災害で幾度も損壊したが、その都度藩により修復されてきた。現在のものは昭和 41 年（1966）に復元されたもので、愛知県の史跡に指定されている。

③ 前芝町の集落



豊川河口部にある集落で、江戸時代に前芝湊のある湊町として栄えた。昭和 40 年代初めまでは、海藻養殖やアサリ採取が盛んな漁村としても栄えていた。現在は、生業としての漁業は見られなくなつたが、路地に建ち並ぶ家々や歴史ある社寺が、往時の面影を残している。

④ 梅藪町の集落



かつて三河湾の漁業で栄えた漁村集落。それぞれの宅地には、敷地の北側に大屋根の母屋が、東側に離れや作業小屋があり、それらが整然と建ち並び、美しい屋根並みが見られる。昭和 40 年代初めまでは漁村として栄え、現在は、路地に建ち並ぶ家々や歴史ある社寺が、往時の面影を残している。

⑤ 神野新田等の水田



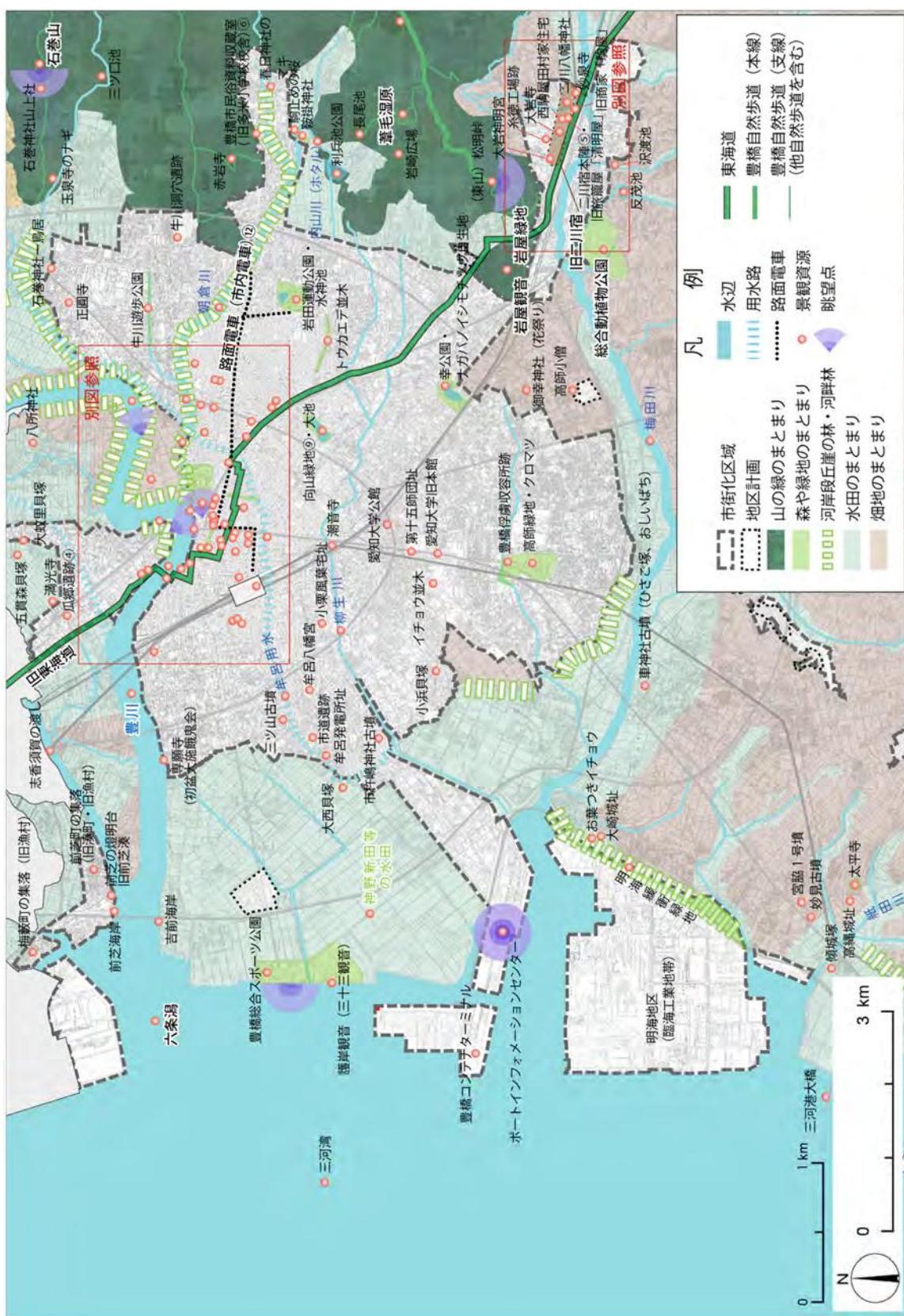
三河湾沿岸の干拓によってつくられた新田で、水平に広がる田園景観が見られる。災害等による幾多の困難を乗り越えて整備され、当時の防波堤は人造石工法で築かれ、新田全体は明治 29 年に竣工した。

⑥ 護岸觀音(三十三觀音)

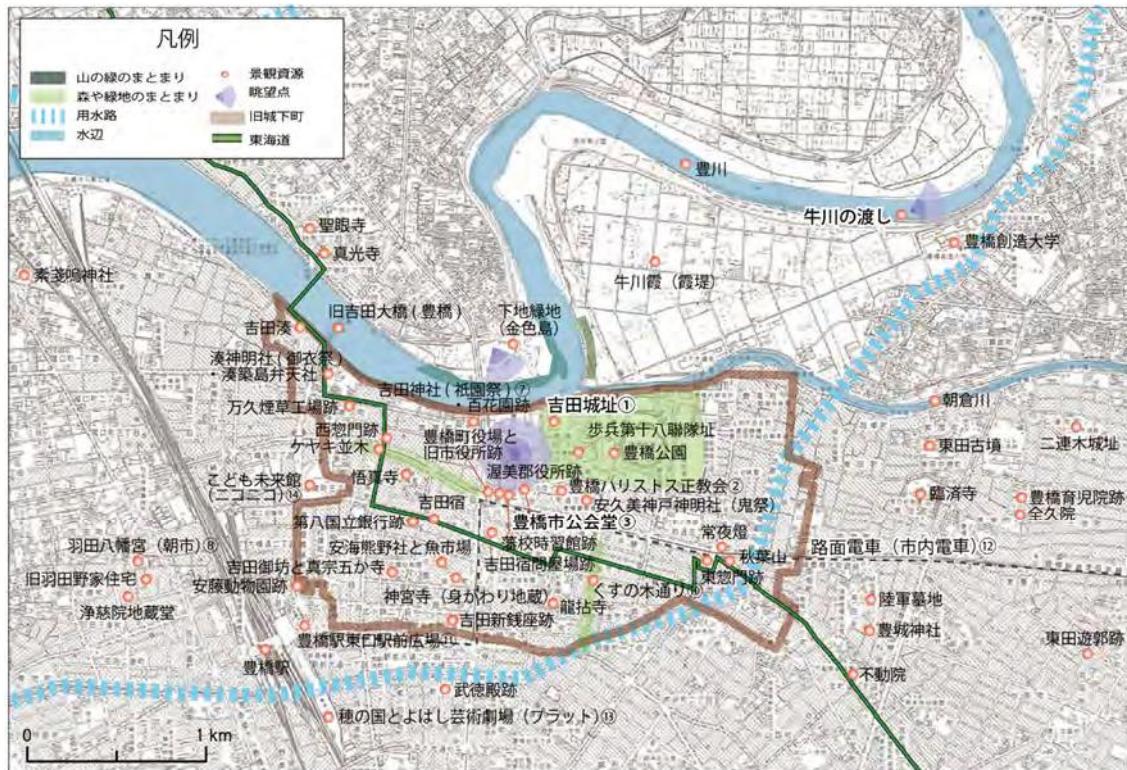


神野新田の干拓のためにつくられた防波堤にある觀音像で、新田を見守るように静かに佇んでいる。大日如来を起点として 33 体の觀音が 100 間おきに安置されており、住民が安全祈願のために巡回し、堤防の破損を早期に発見することも考えられたという。

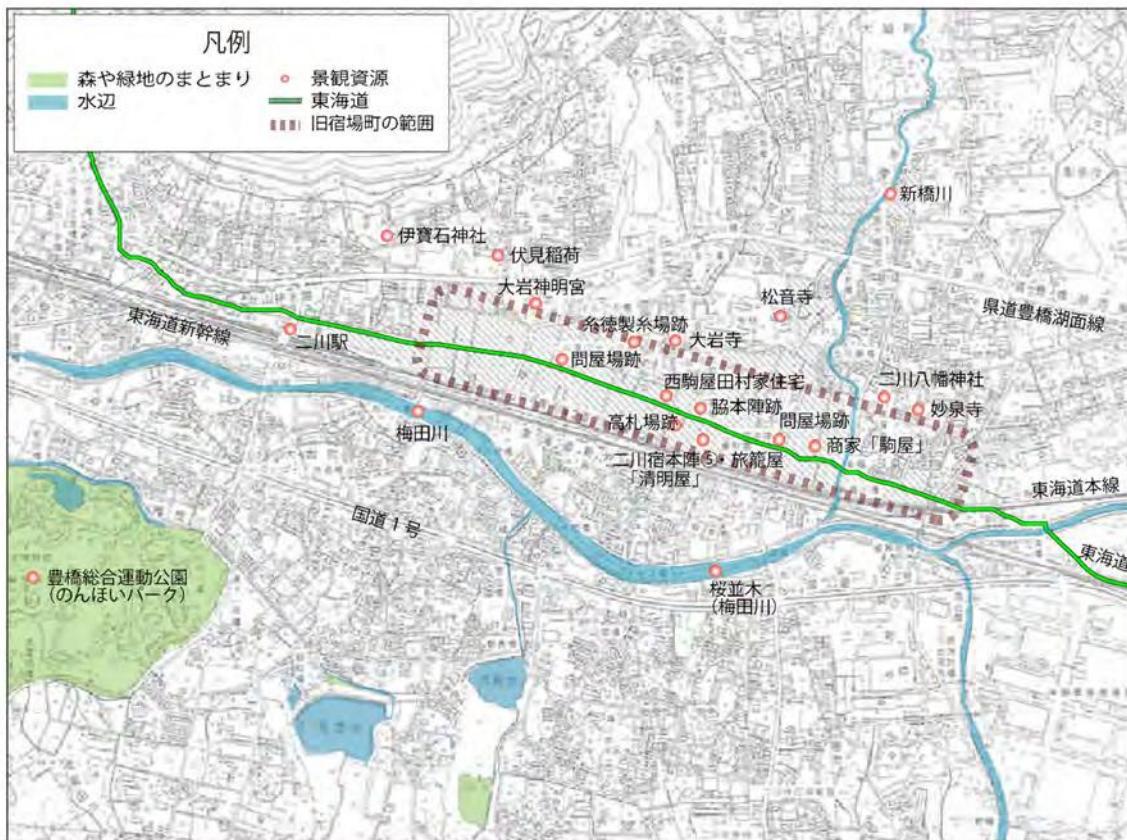
D 市街地周辺



D-1 豊橋駅周辺



D-2 二川宿周辺



■ 市街地周辺の主な景観資源

① 吉田城址



永正2年（1505）、牧野古白が今橋城を築城し、その後、城をめぐる争奪戦が続き、その中で吉田城に改名された。天正18年（1590）、池田輝政が城主となり、広大な城に整備拡張された。昭和29年（1954）の豊橋産業文化大博覧会に際して、鉄筋コンクリート造の鉄橋が再建されている。

② 豊橋ハリストス正教会



明治8年（1875）から三河地方への正教会の布教がはじまり、大正2年（1913）に建築された。木造下見板張り銅板葺きの美しい姿の教会で、豊橋公園に隣接する静かな環境に建っており、国の重要文化財に指定されている。

③ 豊橋市公会堂



ロマネスク様式を基調とした鉄筋コンクリート造の近代建築で、昭和6年（1931）に竣工し、国の登録有形文化財に登録されている。路面電車が走る国道1号沿いに建っており、風格ある雄姿は、豊橋のシンボル的な建物となっている。

④ 瓜郷遺跡



豊川下流の沖積地に立地する弥生時代中期から古墳時代前期にかけての大規模な集落遺跡。湿地で稲作を行うとともに、漁労や狩猟により暮らしていたことが分かっている。国の史跡に指定されており、川沿いの静かな公園内に竪穴建物が復元されている。

⑤ 二川宿（二川宿本陣）



東海道33番目の宿場町で、東海道で2カ所しか残っていない本陣がある。本陣は市の史跡に指定され、江戸時代の姿に復原し一般公開されており、隣接して市指定有形文化財の旅籠屋「清明屋」も復原・公開され、二川宿の歴史的まち並み景観の中核を成している。また、宿場内には、商家「駒屋」も復原・一般公開されている。

⑥ 民俗資料収蔵室（旧多米小学校校舎）



市内に残る唯一の木造瓦葺の校舎で、昭和19年（1944）建築の本棟と昭和29年（1954）建築の西棟がある。国の登録有形文化財になっており、敷地内には二宮金次郎の像もあり、山を背景にした落ち着いた校舎は、昭和の時代の懐かしい景観を保っている。

⑦ 吉田神社・豊橋祇園祭（手筒花火・打上花火大会）



古くは天王社と称し、多くの武将たちから崇拝を受け、特に源頼朝が深く崇拝した。毎年7月に祇園祭が行われ、手筒花火の奉納や、豊川河畔での打上花火大会が行われる。手筒花火は、吉田神社が発祥の地と言われている。

⑧ 朝市



大正時代から始まったと言われており、現在も羽田八幡宮の境内や住宅地の通りなどで定期的に開催されている。農家が生産した野菜をはじめ、日用雑貨などを路上に並べて販売するなど、昔ながらの懐かしい景観が見られる。

⑨ 向山緑地



江戸時代、吉田城の外堀に水を流す目的でつくられた大池のある緑地で、池の周辺は緑豊かな散策路になっており、市の花「ツツジ」が約1万本植えられている。冬になると池には多くの渡り鳥が飛来する。また、西側には、梅林園やさくら広場もあり、四季を通じて自然を感じられ、市民の憩いの場になっている。

⑩ くすの木通り（クスノキ並木）



シンボルロードに位置付けされている道の中央に、市の木「くすのき」の大木が35本植えられており、緑豊かな景観を形成している。通りは無電柱化と道路景観整備が行われ、沿道を含めてまちづくり景観形成地区に指定されている。

⑪ 豊橋駅東口駅前広場



豊橋駅東口の交通広場で、都市の顔にふさわしいシンボリックな橢円形のペデストリアンデッキが整備されている。デッキ上は緑化され、多目的に活用できる円形広場が設けられ、市民や来訪者の憩いの場になっている。広場内には、路面電車が乗り入れている。

⑫ 路面電車



大正14年（1925）に開通し、戦災やモータリゼーションの進展など、幾多の困難な時代を経たが、現在も市民に愛されて走り続け、豊橋のシンボル的存在になっている。中心市街地内はセンター・ポール化され、駅前大通りの一部は軌道緑化されている。平成20年には、全面低床車両「ほっトラム」が導入された。

⑬ 穂の国とよはし芸術劇場（プラット）



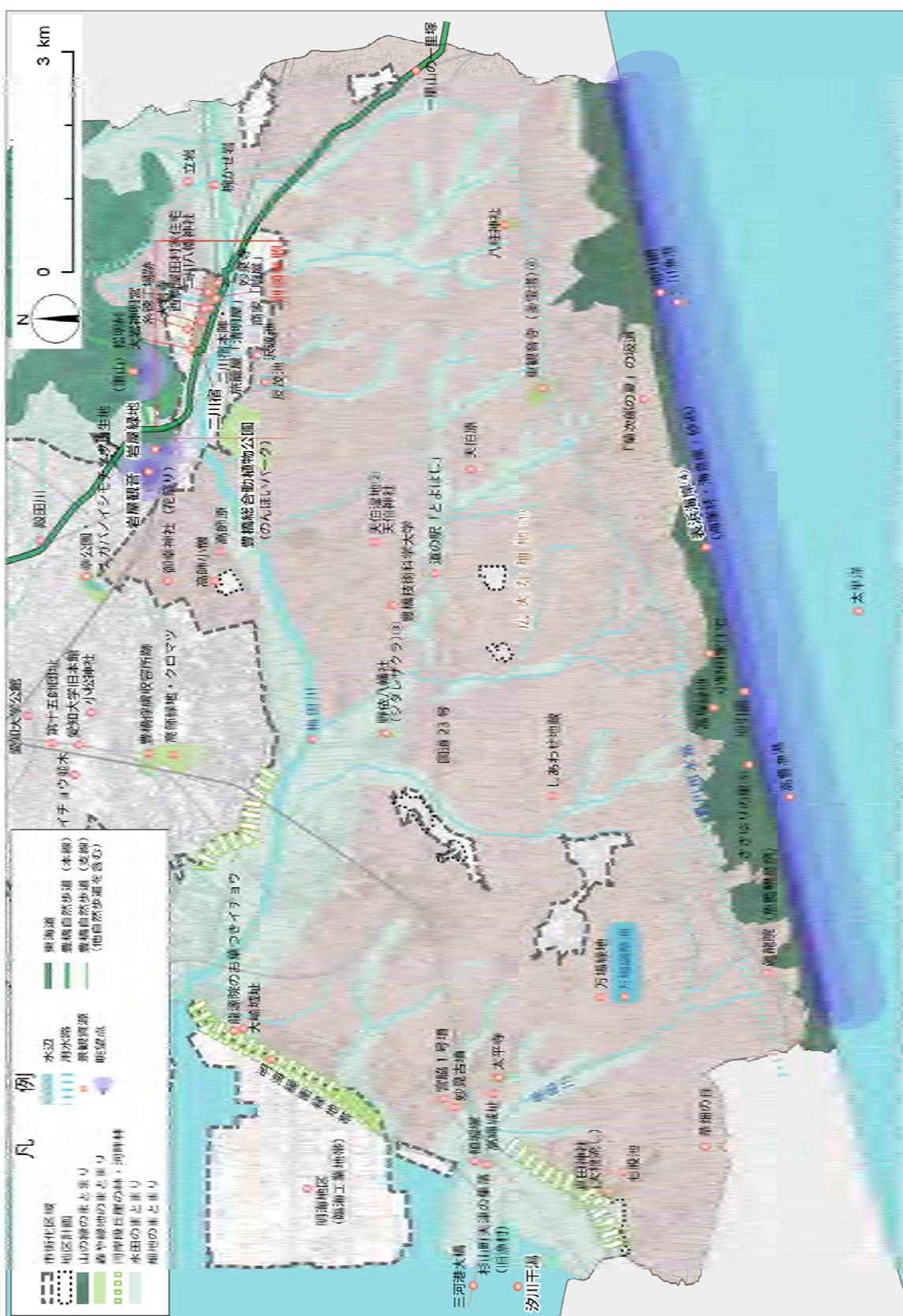
東三河地域における芸術文化の創造発信及び交流の拠点として、豊橋駅の南口に整備され、平成25年に開館した。舞台芸術を中心とした施設で、中心市街地の都市空間に、賑わいある新しい景観を創出している。

⑭ こども未来館（ここにこ）



未来を担う子供達や様々な世代の市民が、遊びや体験を通して交流できる拠点で、平成20年に開館した。屋外には芝生広場が整備され、中心市街地の都市空間に賑わいと潤いある景観を創出している。

E 南部田園・表浜沿岸周辺



■ 南部田園周辺の主な景観資源

① 広大な畑地



ゆるやかな起伏のある大地に、キャベツ畑などの田園が伸びやかに広がっている。豊川用水の豊かな水と温暖な気候に恵まれ、本市は全国トップクラスの農業産出額を誇る産地となっており、南部の農地は、その基盤となっている。

② 天伯湿地



天伯原と呼ばれる台地にある小さな湿地。天伯山神社の湧水を水源とし、シラタマホシクサなどの湿原植物やハッショウトンボなどの貴重な生物を見ることができる。かつては、周辺に同様の湿地が点在していたが、開拓により消失してしまったため、かつての天伯原の景観を残す大切な存在になっている。

③ 野依八幡社（シダレザクラ）



田園地帯の集落にある由緒ある神社で、鎮守の森に包まれている。境内のシダレザクラは、樹齢350年以上と言われ、市の天然記念物に指定されている。シダレザクラは一般的に山地に育ち、平地に育つのは珍しい。花は他の桜より早く咲き、四方に垂れ下がる姿は見事である。

④ 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）



約40haの広大な敷地に、動物園、植物園、遊園地、自然史博物館が整備されたレクリエーションと学びの施設で、周辺からは緑の森のように見える。園内には、東部丘陵の山並みを借景にしたアフリカ園やモネのスイレンを導入した池など、特徴的な景観がある。

⑤ 一里山の一里塚



一里塚は、江戸時代に東海道に設けられた塚で、江戸日本橋を起点に一里（約3.9km）ごとに土を盛り、マツやエノキを植えて築かれた。現在の一里山の一里塚は、国道1号に面して、雑木で覆われたこんもりとした塚が残っており、前面には秋葉社と地蔵尊の祠がある。昭和50年に市の史跡に指定され、保存されている。

⑥ しあわせ地蔵



ふるさとの民話にもなっているお地蔵さまで、田園地帯のなかの道端に小さな祠がある。畠仕事のおばあさんが、長い間埋もれていたお地蔵さまを発見したことから、地域の人達により、見晴らしのよい場所に祠を設けて安置された。いつも千羽鶴やお供え物が供えられ、地域の人達に大切にされている。

■ 表浜沿岸周辺の主な景観資源

⑦ 表浜海岸（海岸林、海食崖、砂浜）



太平洋に面する豊橋市南部の海岸で、砂浜と海食崖が続く雄大な自然景観が広がっている。西側半分は、荒々しい海食崖が続き、三河湾国定公園に指定されている。東側は、比較的広い砂浜となだらかな台地状の海岸林が見られる。海岸林は、つややかな葉の常緑広葉樹が主体で、潮風や飛砂から内陸部を守っている。

⑧ 太平洋



延々と繋がる砂浜に沿って、繰り返し波が打ち寄せる渚が続いている。遠くに目を向けると、水平線がゆったりと弧を描いて見える。一年の始めには水平線から初日の出が見られる。また、冬には水平線に日が沈み、海を鮮やかに染める。

⑨ ささゆりの里



太平洋岸の海岸林のなかに、約 3,000 本のササユリが植えられ、初夏の開花時期には「ささゆりの里まつり」が行われ、多くの人々が訪れる。地元の保存会の方々が大切に育て、海岸林の中に植える活動を続けており、かつて群生していたころの景観が見られる。

⑩ 東觀音寺



行基が天平 5 年（733）に建立・開山したと言われる東三河随一の名刹。宝永 4 年（1707）の大地震による津波のため、集落もろとも大きな被害を受け、正徳 5 年（1715）頃に再建、現在地に移転された。境内には国の重要文化財に指定された多宝塔がある。多宝塔の建築様式は、鎌倉時代に宋から伝來した唐様に從来の和様が加わった折衷様式で、大永 2 年（1522）の建築である。

⑪ 「菊次郎の夏」の坂道



映画「菊次郎の夏」のロケ地となった坂道で、太平洋に近い田園地帯にある。潮風を感じる田園地帯のなかに、緑に包まれた一本の静かな道が通り、急な下り坂から上り坂になる印象的な景観がある。

民話にみる
景観資源

山の背くらべ

石巻山と本宮山は、いつも自分が背が高いと言い争いをしていた。この日も朝早くから、「やい石巻山、お前が何と言おうと俺の方が背が高いぞ」と、本宮山が大声で叫んだ。

すると石巻山も大声を張りあげ、「何をこくだ本宮山。俺の方が背が高いにきまつらー。お前なんかに負けるもんか」と激しく言い返した。両方の山の神さまが石をぶつけ合うほどの大喧嘩となった。

そこで、まわりの山々の神さまたちが集まり、

「このような争いをいつまでも続けさせておくのはよくないぞ。どっちが背が高いか、背くらべをしてやらまいか」と相談した。神さまたちは、石巻山と本宮山の頂上にといをかけ、水を流した。すると、水は石巻山側に激しく流れ落ち、石巻山が負けてしまった。

この時の、水の流れによって、石巻山の頂上の土がドッと流れ落ち、大きな岩がむき出しになってしまった。

そんなことがあってから、石巻村の人々は、石巻山が少しでも高い山になるようにと、

「石巻山に登る時、小石を持っていくと楽に登れるぞん。また、山の頂上に小石を置いて、願いごとをすると、ちゃんと願いを聞いてくれるだに」という噂話をつくって、言い広めたので、それからは、石巻山に登る人たちは小石を持って山に登り、頂上に置いて山の神さまに願いごとをした。

「今日は小石を持っていったお陰で、神さまが助けてくれたのか、こんきく（疲れ）なかったやあ」と言う人たちが増え、石巻山は小石を持っていけば、だれでも登れる山で、ご利益のある山と言い伝わり、小石を持って山に登る人々で賑わうようになった。

また、石巻山の北1キロメートルほどの所に、本宮山との喧嘩で石を投げ合ったとき、飛んできたつぶて石だと言われる岩がある。

このごろは、山上石巻神社にお参りする時、麓から小石を持って登り、灯籠にあげたり、鳥居に投げ上げてお参りするとご利益があると言われている。特に子どもがお参りすると頭がよくなるというので、遠くから子供連れでお参りに来る人もいる。



左：本宮山の眺め 高さ 789m（豊川市・新城市・岡崎市にまたがる山）
右：石巻山の眺め 高さ 358m（豊橋市の山）

■ 豊橋の民話「片身のスズキ」（豊橋市図書館発行）より引用

民話にみる
景観資源

しょうべん地蔵

三河国と遠江国の境に本坂峠がある。その峠の手前に長楽という部落がある。

この部落から南へ入った所に大きなひのきがあり、その根元にお地蔵さまが祀られている。村の人たちはしょうべん地蔵とよんでいる。ここは、昔から子どもたちの遊び場であった。

ある秋の夕ぐれ、数人の子どもたちが花をつんだり、草の実をとってお地蔵さまにお供えしていた。

「お地蔵さまにお団子を作つてあげよう」

「そうだ。そうだ。そうしよう」

ところが、土が乾いていてお団子にならない。すると、ひとりの子がピチャ、ピチャピチャ・・・と小便をかけだした。ほかの子もキャーキヤー言いながら小便をかけた。そして、次々と泥のお団子を作り、お地蔵さまにお供えした。そして、お地蔵さまのまわりで、楽しそうに遊び歌を歌い、遊び始めた。その時、物陰から子どもたちの様子を見ていた庄屋さんが飛び出して来て、

「もったいないことをするものだ・・・。お前たちは何をしているんじや。お地蔵さまに小便団子をあげるとは、罰当たりなことを。お地蔵さまにあやまりなさい」

お地蔵さまのまわりで楽しく遊んでいた子どもたちは、突然、庄屋さんに怒鳴られ、しゅんとなってしまった。

その夜、庄屋さんは、子どもに注意したので、あの子たちに罰が当たらずには済むだろうと良かつたなあと気分よく床についた。

ぐっすりと眠っている庄屋さんの夢の中にお地蔵さまが現われた。

「これ、これ庄屋、今日はとんでもないことをしてくれたな。わしが子どもたちと楽しく遊んでいたのに・・・」

と言うと、すっと消えてしまった。

庄屋さんは大変驚き、夜もろくろく眠れなかった。朝が来るのを待つて、早速子どもたちの家を訪ね、

「昨日は、わしが悪かった。これからも、今まで通りお地蔵さまと仲良く遊んでおくれ」と謝ってまわった。

このことがあってから、だれ言うともなく「しょうべん地蔵」と呼ぶようになった。そして、いまでも子どもたちの守り神として人々から厚く信仰されている。



左：長楽のひのき（市指定天然記念物）
右：住民に大切にまつられているしょうべん地蔵

■ 豊橋の民話「片身のスズキ」（豊橋市図書館発行）より引用



第2章

目標と方針

本章では、目標景観像と基本方針、地域別の方針を示します。

なお、本章は、景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」に該当します。

豊川と吉田城址

1. 目標景観像

魅力的な景観を形成するためには、市民、事業者、行政などが景観に対し誇りと愛着を持ち、同じ認識や価値観のもとにまちづくりに取り組むことが重要です。

そこで、市民、事業者、行政などが共有する将来の市の姿を「目標景観像」として定めます。

目標景観像

水と緑に包まれ、 人と自然が調和した美しいまち

- 水と緑に恵まれた市街地が、多様な自然や田園に包まれた潤いある景観 –
- 人の暮らしと地域の自然が調和した美しい景観 –

私たちが暮らす豊橋は、東部の里山のある地域では、緑豊かな木々が生い茂り市街地の背景となり、北部では、ゆったりと流れる豊川が市街地に潤いをもたらしています。西部では、三河湾や干潟が穏やかな海の表情を見せ、南部では、広大な農地と、海岸林の続く表浜が雄大な眺めをつくりだしています。また、市街地では、公園や河川などの自然が身近な空間にやすらぎをもたらしています。

このように、水と緑に恵まれた市街地が、山、川、海、農地に包まれ、豊橋らしい豊かな環境をつくりだしており、本市の景観形成を考えるうえで「水」と「緑」に代表される自然は決して欠くことのできないものとなっています。

また、古来、地域ごとに異なる自然のなかで人々の生活や産業が脈々と営まれ、東部では里山の暮らしの景観、北部では川とともに暮らす景観、西部では海を臨む産業活動の景観、中央部では都市生活の景観、南部では大地の耕作の景観など、地域ごとに特徴ある景観がつくられてきました。さらに、城下町、宿場町、湊町であったこのまちは、川や道を通じた交流により発展し、今もその面影や歴史的資源が残り、都市の魅力として現代に息づいています。

このように、地域の自然とともに人々が暮らし、歴史と文化を築き、調和のとれた地域らしい景観を生みだしており、人の暮らしと自然との調和は、本市の美しいまちづくりにとって非常に重要です。

そこで、これらを踏まえ、「水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち」を目標景観像に定めます。



市の木 クスノキ (くすのき通り)

2. 基本方針

ここでは、基本理念の「ともに育む 豊橋らしい こちよい景観」のもと、目標景観像の「水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち」を実現するための基本方針を示します。

「豊橋らしいこちよい景観」を育みながら、「水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち」をつくるには、まず、目に見える景観の背景にある地域の成り立ちや、地域らしさを構成する景観資源を知り、大切にすることが必要です。そして、これらを活かした取り組みを進め、地域らしい景観に磨きをかけることが重要です。

そこで、これらを踏まえ、景観形成の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

地域の成り立ちや景観資源を大切にし、
地域らしい景観に磨きをかける

地域らしい景観を磨く上で重要なポイント

● 地域の自然や歴史・文化を大切にし、 地域ごとの特性に調和したまとまりある景観を育む

豊橋市は、山、川、海などの多様な自然に包まれ、それぞれの地域で人々の暮らしがあり、長い歳月のなかで、地域らしい景観がつくられてきました。それぞれの地域の自然や歴史・文化などに目を向け、地域ごとの特性に調和したまとまりある景観を育んでいくことが重要です。

● まちなかに新しい魅力を創出し、 東三河の顔となる賑わいを感じる景観を育む

先人たちは、戦後焼け野原となった豊橋のまちを都市計画によって復興させました。以来、豊橋駅前を中心とするまちなかは、時代の流れとともに変容しながら、新たな賑わいを生んできました。これからも、本市と東三河の玄関口として、変化しつづける時代の中で、豊橋を印象付ける新しい景観を育んでいくことが重要です。

● 城下町・宿場町・湊町の歴史を活かし、 文化の薫る景観を育む

豊橋の中心部はかつて「吉田」と呼ばれ、城下町・宿場町・湊町を擁する、交通の要衝でした。また、豊川河口には湊町として栄えた「前芝湊」があり、市街地の南東部には、東海道33番目の宿場町「二川宿」がありました。それぞれの場所では、当時の面影が建物の一部や町割、祭事など、様々な場所や場面で見え隠れします。現代的なまちの中でも、それらの資源を大切に継承し、文化の薫る景観を育んでいくことが重要です。

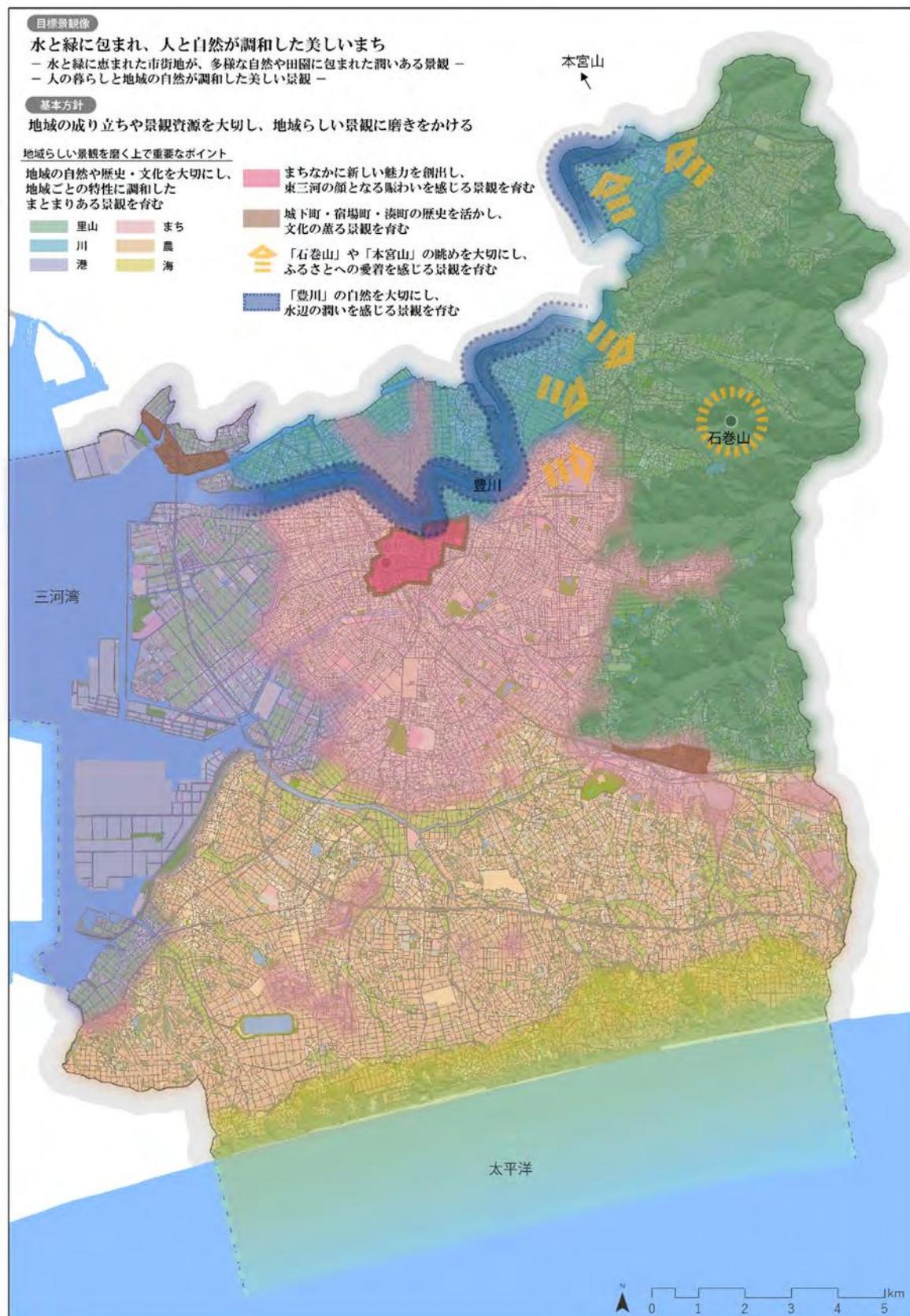
● 「石巻山」や「本宮山」の眺めを大切にし、 ふるさとへの愛着を感じる景観を育む

市東部の丘陵に位置する石巻山は、その美しい姿から、古来、靈峰として信仰の対象になってきました。民話や校歌にも数多く登場し、市民に親しまれています。いつも、市民の暮らしを見守るように佇む端正な姿は、市民にとってふるさとの景観になっています。また、遠くに望む本宮山の山並みは、本市の背景になり、市民の暮らしに安らぎをもたらしています。こうした石巻山や本宮山への眺めを大切にし、ふるさと豊橋への愛着を感じる景観を育んでいくことが重要です。

● 「豊川」の自然を大切にし、 水辺の潤いを感じる景観を育む

豊かな水をたたえて流れる豊川は、東三河に多くの恵みをもたらしてきました。古くから人々は豊川沿いに居を構え、川を通じて海と山の交流が生まれました。ゆるやかに蛇行しながら、まちなかに水を引き込む豊川は、安らぎある市民生活に不可欠な存在です。豊川沿川では、水辺の自然を大切にし、潤いを感じる景観を育んでいくことが重要です。

■ 図 目標景観像と基本方針



3. 地域別の方針

地域別の方針は、目標景観像「水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち」の実現に向けて、地域ごとに、良好な景観を形成するための方針を定めたものです。

ここでは、土地利用や地形、自然状況などの景観特性から、市域を大きく6つの地域に区分し、それぞれの地域の方針を示します。

■ 表 地域区分と地域の概況

地域区分	地域の概況
里山の景 ～東部丘陵地域～	石巻山のある弓張山地や、そのふもとに広がる柿畠をはじめとした田園など、里山の景観がみられる市東部の丘陵地域
川の景 ～豊川沿川地域～	河畔林などの豊かな自然のある豊川と、その周辺に広がる水田など、川を中心とした景観がみられる市北部の沿川地域
港の景 ～三河湾沿岸地域～	三河湾に面した臨海部の工業地帯や、渡り鳥が飛び交う汐川干潟など、港を中心とした景観がみられる市西部の沿岸地域
まちの景 ～市街地地域～	路面電車がゆったり走る豊橋駅周辺の中心市街地や、その周辺部に広がる落ち着いた住宅地など、まちの景観がみられる市中央部の市街地地域
農の景 ～南部田園地域～	なだらかな起伏を有する丘陵地に、キャベツ畠などの広大な農地の景観がみられる市南部の田園地域
海の景 ～表浜沿岸地域～	太平洋に面した美しい砂浜と緑豊かな海岸林など、雄大な海の景観がみられる市南部の沿岸地域

里山

の景

東部丘陵地域



景観特性

市街地から眺めると美しい三角形の姿をした石巻山のある弓張山地と、そのふもとに広がる柿畠などの田園により形成されています。

地域の中には、葦毛湿原やイヌツゲ群生林などの貴重な自然景観が点在するとともに、馬越長火塚古墳をはじめとする古墳群や城址などの史跡、普門寺などの社寺も数多く存在し、歴史の趣きある里山の景観をつくりだしています。

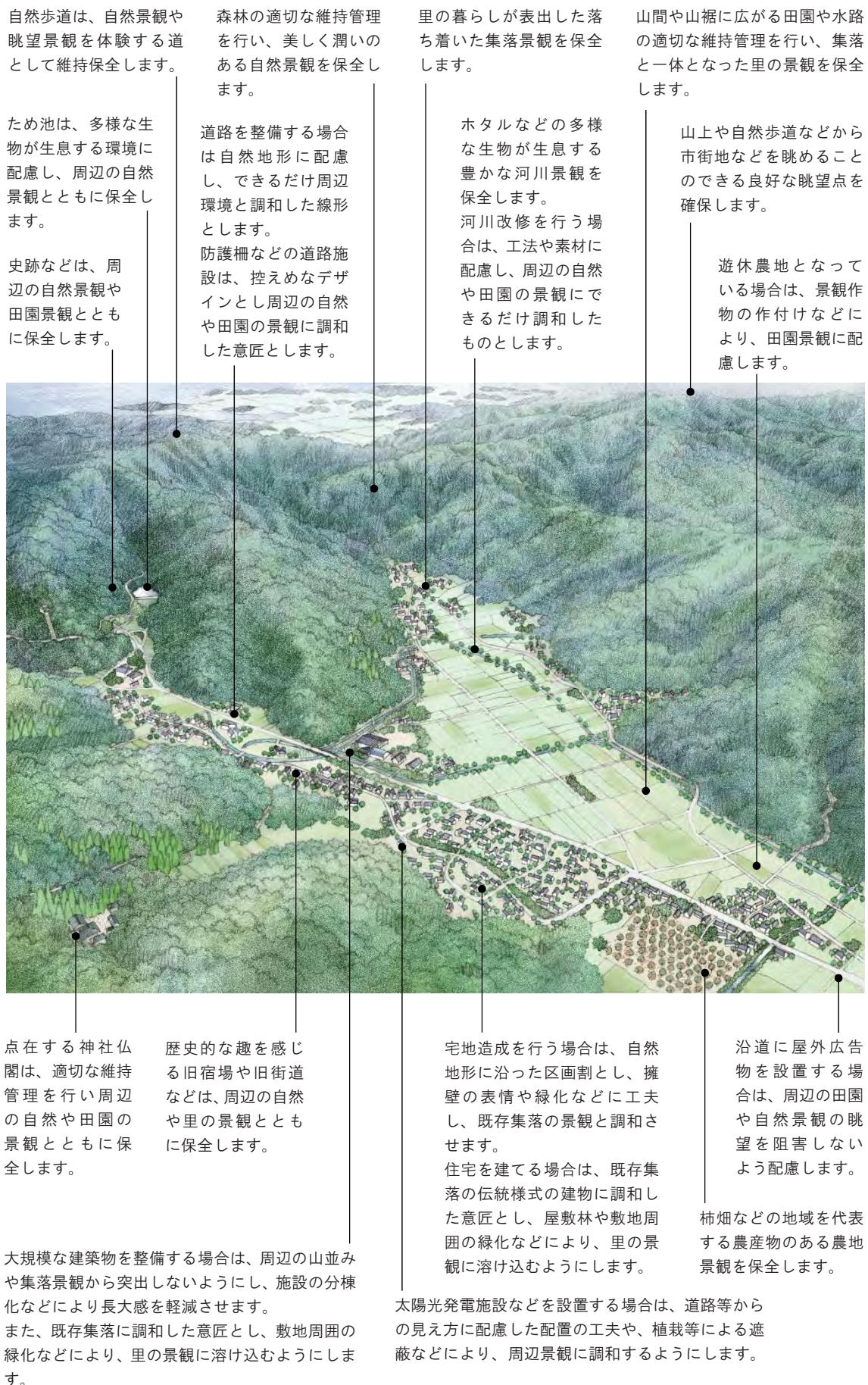
地域別の方針

歴史と文化を継承した、 ふるさとを感じる里山景観の保全

古くから靈峰として崇められてきた美しい姿の石巻山をシンボルとし、弓張山地の美しい山並みと、人と自然の共生により生まれた里山の景観を保全します。また、葦毛湿原をはじめとした貴重な自然や点在する歴史的資源を周辺景観と一緒に保全し、文化財の保存活用を図りながら、地域の歴史と文化を継承した落ち着きのある景観を形成します。

人工物は、里山の景観に溶け込むよう配慮します。

■ 景観配慮イメージ図





豊川沿川地域



景観特性

清らかに水をたたえて流れる豊川と、これに沿って広がる水田などの田園により形成されています。東部丘陵や本宮山の山並みが、地域の背景になっています。

豊川は全国屈指の清流で、中心市街地にある吉田城址の横をゆったりと蛇行し、まちに潤いをもたらしながら三河湾へ流れています。吉田城址より上流部は河畔林に覆われており、沿川の田園景観の緑の背景となっています。また、江戸時代に治水のために設けられた霞堤と呼ばれる不連続な堤防が見られます。

地域別の方針

河畔林に覆われた豊かな水の流れと、広がりのある田園景観の保全

地域の歴史を育んだ豊かな豊川の流れと河畔林のある水辺の景観を大切にするとともに、人工河川である豊川放水路はヨシなどにより自然に近い景観形成を図ります。また、段丘の斜面緑地などの自然を背景にした落ち着いた集落の景観と広がりのある田園景観を保全します。

人工物は、自然の背景や田園に溶け込むよう配慮します。

■ 景観配慮イメージ図

清らかな水の流れを保全するとともに、治水に配慮しながら豊かな河畔林のある景観を保全します
また、水辺に親しめ、潤いの感じられる景観を創出します。

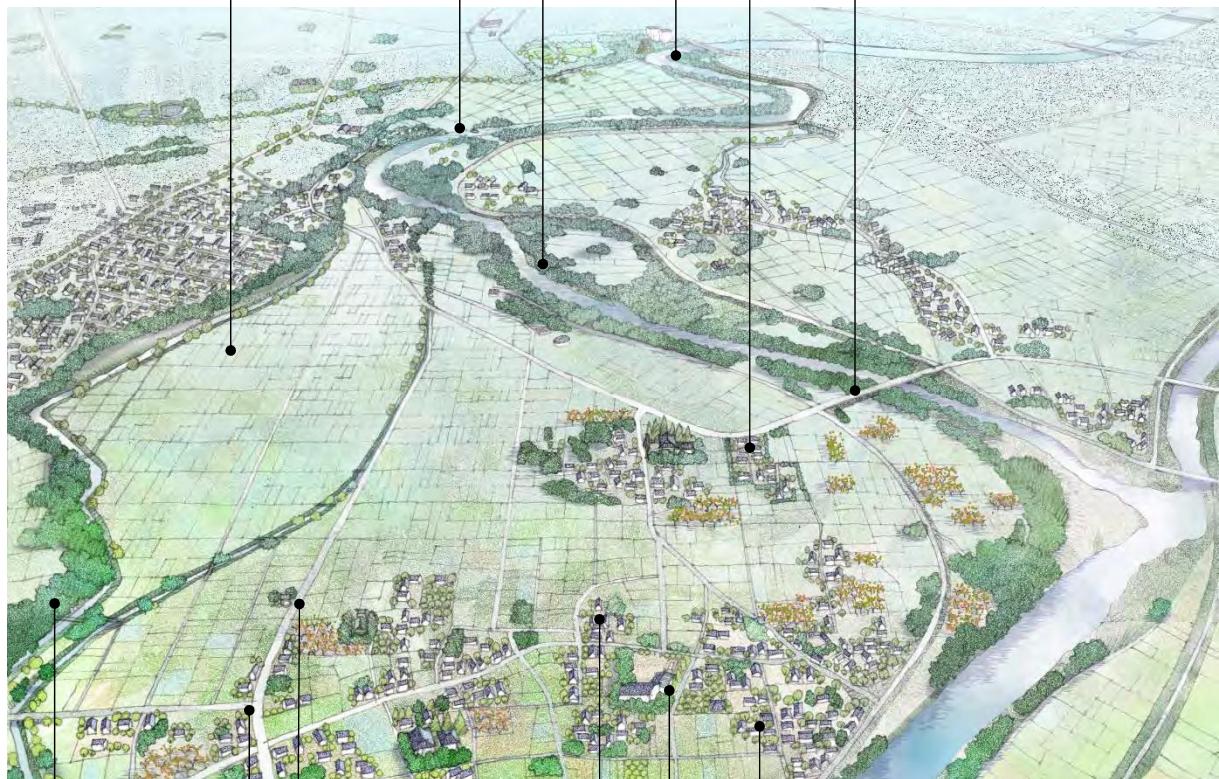
田園や水路の適切な維持管理を行い、生産環境を保持することで、広がりのある田園景観を保全します。

渡し船は周辺の自然を大切にしながら、本市の風情ある景観として保全します。

豊川沿いの公園は、水辺や河畔林の景観に親しめる空間にするとともに、吉田城や石巻山などの良好な眺望景観の視点場としての落ち着いた空間を創出します。

既存集落のある田園地帯で宅地造成を行う場合は、擁壁の表情や緑化などに工夫し、周辺の景観と調和させます。

大規模な工作物を整備する場合は、工法や素材、色彩などに配慮し、緑化を施すなど、周辺の自然や田園の景観に溶け込むようにします。



段丘の崖部に広がる緑は、田園の背景となる豊かな自然景観として保全します。

河川や田園の周辺では、防護柵などの道路施設は、控えめなデザインとし、周辺の自然や田園の景観に調和した意匠とします。

既存集落の周辺で住宅を建てる場合は、既存集落の伝統様式の建物に調和した意匠とし、屋敷林や敷地周囲の緑化などにより田園の景観に溶け込むようにします。

沿道に屋外広告物を設置する場合は、周辺の田園や背景の山並みなど自然景観の眺望を阻害しないよう配慮します。

太陽光発電施設などを設置する場合は、道路等からの見え方に配慮した配置の工夫や、植栽等による遮蔽などにより、周辺景観に調和するようにします。

大規模な建築物を整備する場合は、周辺の集落景観から突出しないようにし、施設の分棟化などにより長大感を軽減させます。

また、既存集落に調和した意匠とし、施設周囲の緑化などにより、周辺の景観に溶け込むようにします。



三河湾沿岸地域



景観特性

三河湾の埋め立てによりつくられた港のある工業地帯と、神野新田の広がりある水田地帯により形成されています。

河口部の水辺には、一年を通して渡り鳥が訪れる豊かな生態系のある汐川干潟や六条潟が広がっており、三河湾に面して緑豊かな総合スポーツ公園が整備されています。また、護岸觀音（三十三觀音）などの歴史資源も見られます。

地域別の方針

水辺の自然や田園と調和した 活力ある港の景観の形成

世界に開けた港のある臨海部の工業地帯では、産業活動による活力を感じる景観を形成します。また、周辺では神野新田の広がりのある田園景観や豊かな生態系のある干潟の景観を保全します。地域全体では、緑化により潤いを創出し、産業活動と自然が調和した景観を形成します。

人工物は、緑化や人工海浜などにより、自然や田園と調和するよう配慮します。

■ 景観配慮イメージ図

水質の改善などにより、三河湾と水辺の自然景観を保全します。

公園では、緑化により、まとまりある緑を創出するとともに、三河湾や水辺を眺望できる視点場を確保します。

田園地帯や住宅地で大規模な工作物を整備する場合は工法や素材、色彩などに配慮し、緑化を施すなど、周辺の景観に溶け込むようにします。

遊水池は、多様な生物が生息する水辺の景観として保全します。

水質汚濁やゴミの不法投棄の防止、美化活動の推進などにより、豊かな生態系のある干潟の景観を保全します。

既存集落の落ち着いた景観は、周辺の田園とともに一体的に保全します。

旧湊町や旧漁村は、歴史的な資源や往時の面影を大切にし、落ち着いた暮らしの景観を形成します。



三河港は、三河湾の自然景観に配慮しながら、世界に開かれた港として、活力ある景観を創出します。

臨海の工業地帯では、敷地内の緑化を推進し、潤いのある景観を創出します。

展望室から三河湾などの良好な眺望が得られるよう配慮します。

田園や水路の適切な維持管理を行い、生産環境を保持することで、広がりのある田園景観を保全します。

太陽光発電施設などを設置する場合は、道路等からの見え方に配慮した配置の工夫や、植栽等による遮蔽などにより、周辺景観に調和するようにします。

沿道に屋外広告物を設置する場合は、周辺の田園や自然景観の眺望を阻害しないよう配慮します。

まち
の景
市街地地域





景観特性

中高層建築物が集積した豊橋駅周辺の商業業務地と、その周辺部に広がる落ち着いた住宅地により形成されており、吉田城址や二川宿など、歴史の面影が色ごく残る場もあります。市街地の周囲は、河岸段丘の斜面緑地や河畔林などによるグリーンベルトで縁どられています。

豊橋駅前からは、東部の住宅地に向けて路面電車が走り、本市固有の趣ある景観が見られます。また、地域全体には伝統行事のある社寺など、多くの歴史・文化の資源が点在するとともに、緑豊かな公園や街路樹がまちに潤いをもたらしています。

地域別の方針

緑と水の潤いを感じる、 魅力ある都市景観の形成

豊橋駅周辺の中心市街地では、東三河の顔として夜景にも配慮した賑わいと活力を感じる都市景観を創出し、周辺の住宅地では、暮らしの場として落ち着きと安らぎを感じる景観を形成します。二川宿などの歴史的環境の残る地域では、重要な資源を保全しながら、歴史と文化の薫る景観を形成します。地域全体では、点在する歴史や文化の資源を活かし、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めながら、公園や河川において緑と水に親しめる空間を創出し、民有地も含めた緑化を推進することにより、暮らしの中に潤いを感じる魅力ある景観を形成します。

また、市街地を包むグリーンベルト保全するとともに、中心部の商業地から周辺の住宅地に向かって低くなる良好なスカイラインを保全します。

人工物は、統一感のあるまち並み景観を目指し、周辺との調和に配慮します。

■ 景観配慮イメージ図

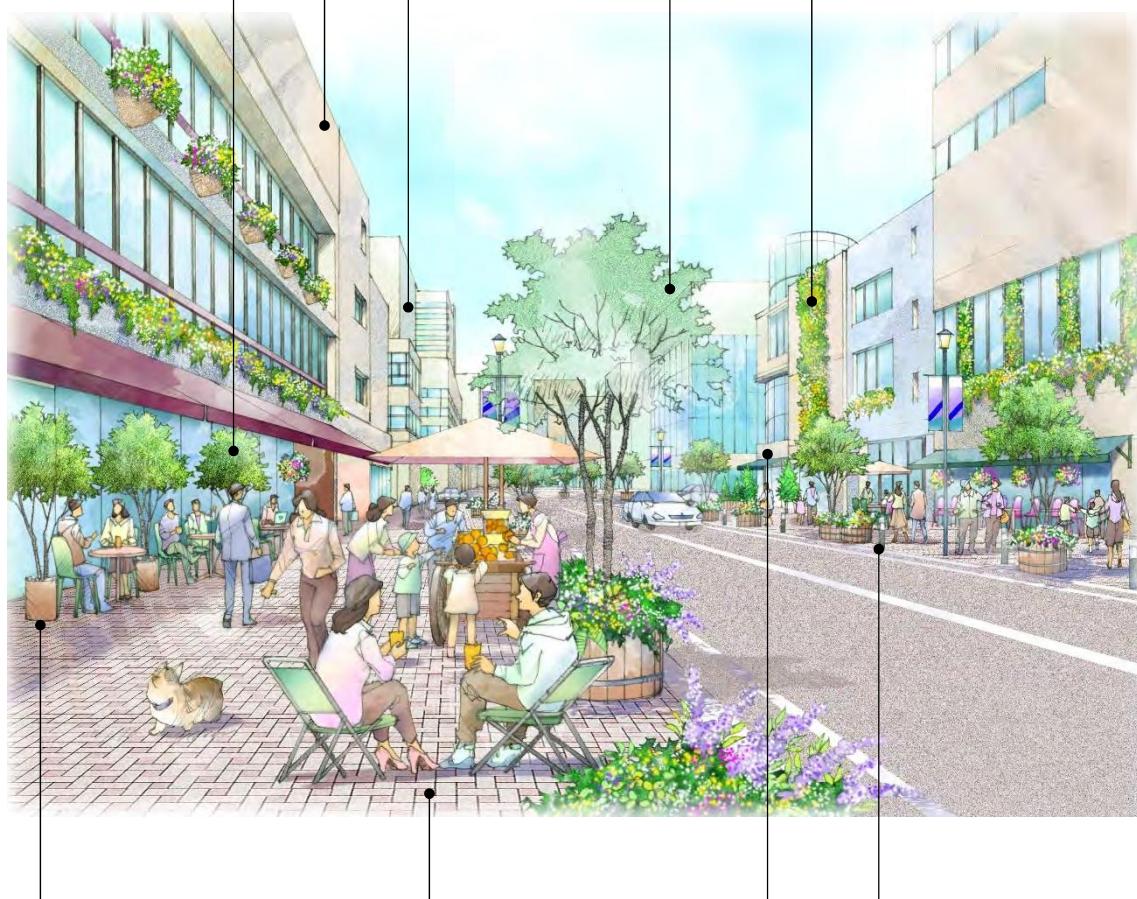
商業地の建築物は、歩行者の視点を意識し、スカイラインを統一するなどまち並み全体の調和に配慮しながら、賑わいと魅力を感じるデザインに心がけます。

民有地への緑化を促し、緑豊かな潤いある景観を創出します。

屋外広告物は企業イメージを尊重しつつも、派手な色彩を広範囲に用いないないようにします。

街路樹は、四季の変化を感じる植栽に心がけ、適切な維持管理を行なながら、緑豊かな景観を形成します。

壁面緑化などにより、まちなかに潤いの感じられる空間を形成します。



駅周辺で大規模建築物を整備する場合は、公開空地を設け都市空間にゆとりを創出するとともに、積極的に緑化を図り、潤いある景観を創出します。

また、周辺の景観のリード役として地域の歴史や文化の背景を意識しながら、個性ある景観を形成します。

屋外広告物は、まち並み全体の景観を乱さないよう、建築物に調和したものとし集合化を図ります。

路面は、行き交う人々や沿道の建築物が引き立つ、落ち着いた色彩や素材とします。

防護柵や照明灯などは、安全性や機能面に配慮しながら、中心市街地では洗練された意匠とします。

また、照明は光の種類や量等を工夫して夜間景観の演出に配慮します。

■ 景観配慮イメージ図

公園は生物多様性に配慮しながら四季の変化を感じられる緑化に心がけ、河川と連携し、緑と水に親しめる拠点とします。

宅地開発を行う場合は、まち並みの中に緑を計画的に配置し、潤いと安らぎを感じる景観を形成します。

住宅は、隣り合う建築物との調和に心がけ、敷地内の緑化を図ることにより、潤いと安らぎを感じるまち並み景観を形成します。

住宅は、東部丘陵などの背景が間近にある場合は、自然と調和した落ち着いた意匠（低彩度の色彩など）とします。



公園は行政や市民等との協働で、潤いのある景観を創出します。
東部丘陵の山並みや周辺の景観資源などを意識し、良好な眺望景観の視点場としての落ち着いた空間を創出します。
また、民地や道路の緑とのつながりを意識し周辺と一体感のある景観を創出します。

路面は、行き交う人々や沿道の建築物が引き立つ、落ち着いた色彩や素材とします。



南部田園地域



ゆるやかな起伏のある大地に広がる農地（杉山町付近）

景観特性

ゆるやかな起伏のある大地にパッチワークのように広がるキャベツ畑などの田園により形成されています。

田園地帯には、集落や社寺が点在し、鎮守の森などの平地林が田園の背景になっています。また、シダレザクラのある野依八幡社や天伯湿地などの景観資源も見られます。

地域別の方針

ゆるやかな起伏のある大地と 広大な田園景観の保全

ゆるやかな曲線を描く起伏のある地形を大切にし、広がりのある田園景観を保全します。また、これらの背景となり、安らぎやアクセントを与えていた鎮守の森などの平地林と、屋敷林で囲われた落ち着いた集落の景観を保全します。

人工物は、広がりを分断せず、土と緑に溶け込むよう配慮します。

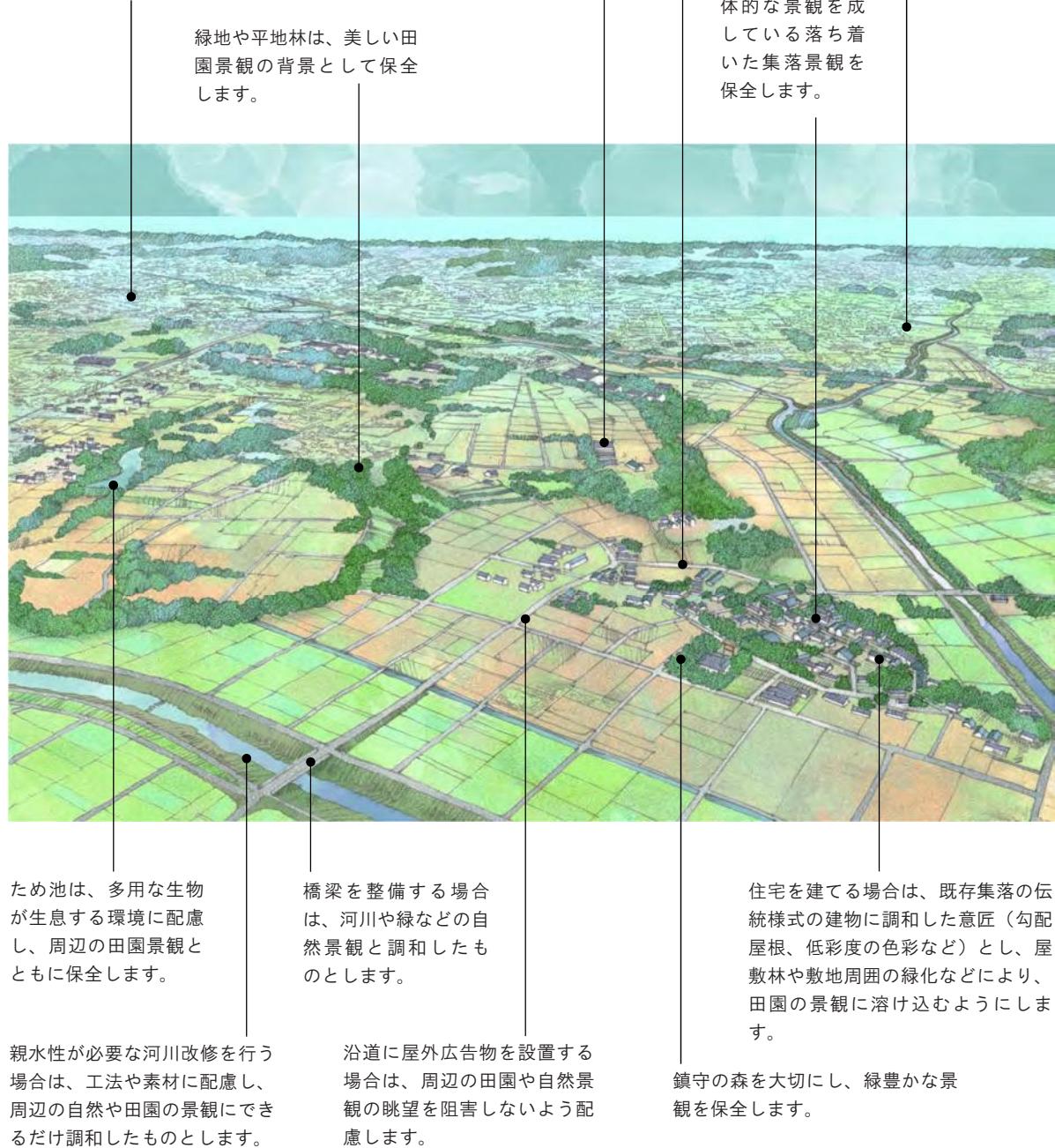
■ 景観配慮イメージ図

田園や水路の適切な維持管理を行うとともに、生産環境を保持し、広がりのある田園景観を保全します。

太陽光発電施設などを設置する場合は、道路等からの見え方に配慮した配置の工夫や、植栽等による遮蔽などにより、周辺景観に調査するようにします。

道路を整備する場合は自然地形に配慮し、できるだけ周辺環境と調和した線形とします。

工場や住宅地を開発する場合は、周辺の緑化等により、田園景観に調和させます。





表浜沿岸地域



景観特性

アカウミガメが産卵に訪れる美しい砂浜と常緑広葉樹の海岸林により形成されています。

西に向かうにつれて、外海の荒波と風が長い年月をかけてつくりあげた荒々しい海食崖が見られ、海岸からは、遠州灘（太平洋）を一望することができ、自然の雄大さを感じさせます。また、台地の上には海岸林に包まれた落ち着いた集落が点在し、東觀音寺などの歴史的資源も見られます。

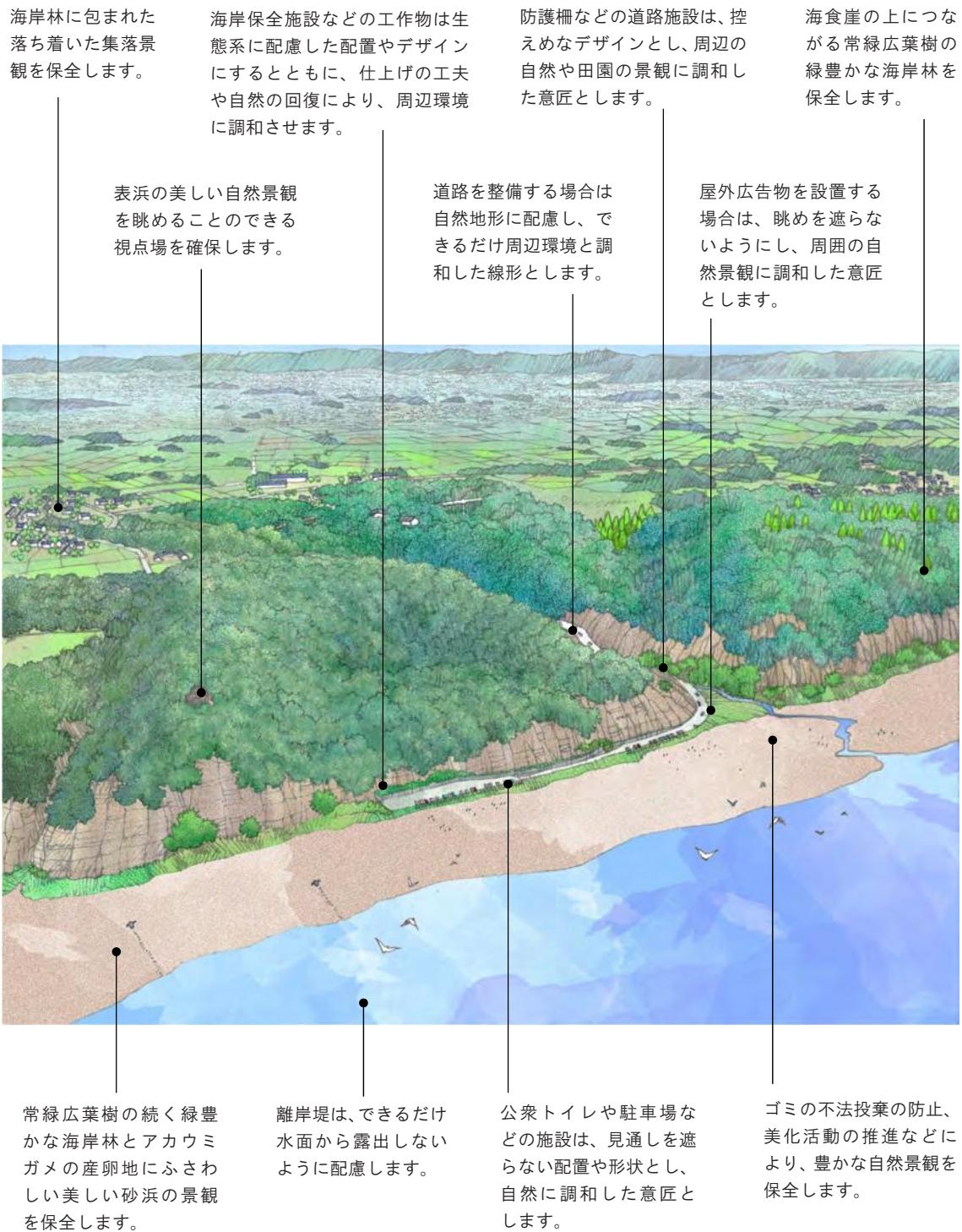
地域別の方針

美しい砂浜と海岸林が続く 雄大な自然景観の保全

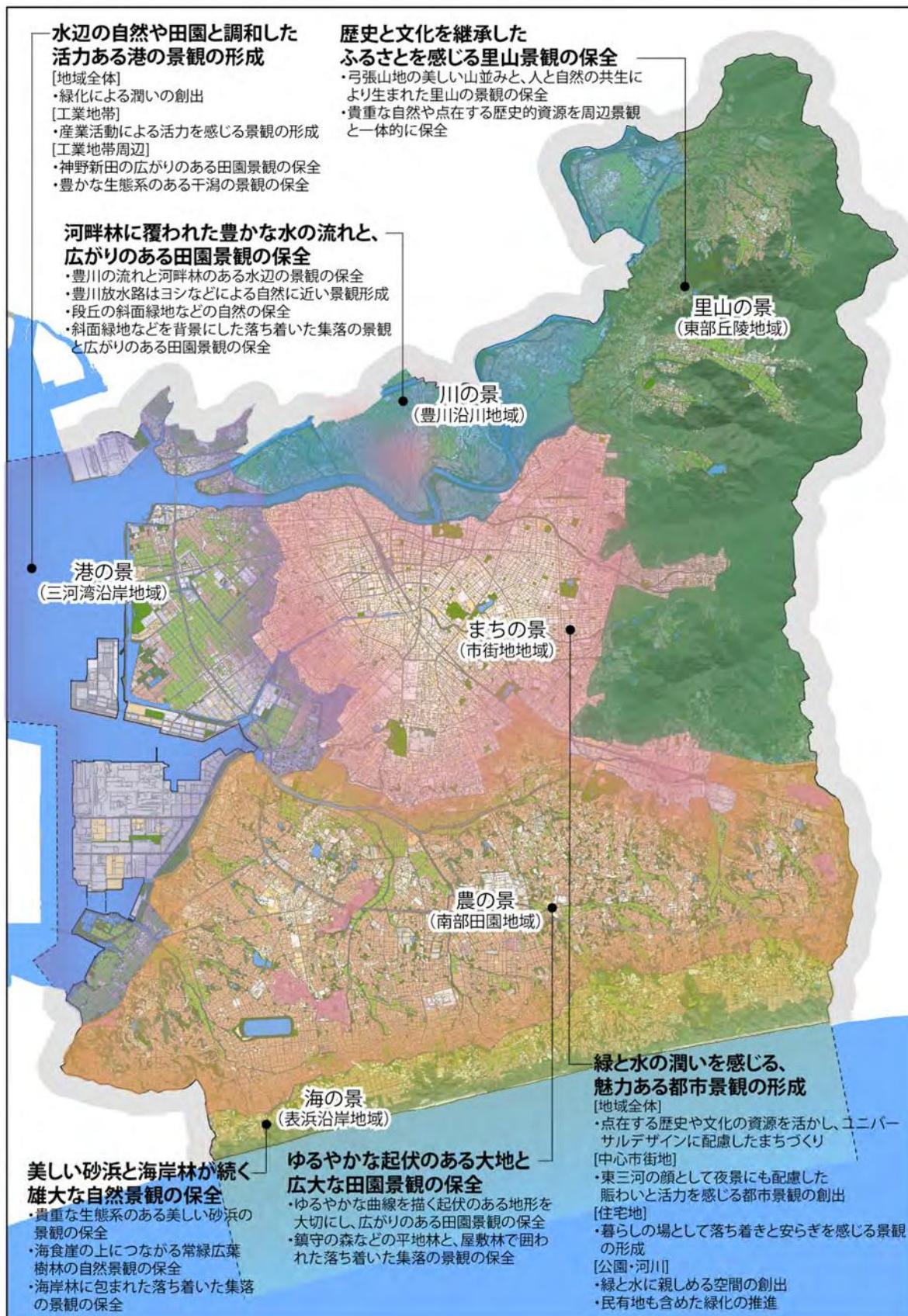
アカウミガメの産卵地となっている貴重な生態系のある美しい砂浜と、海食崖の上につながる常緑広葉樹林の雄大な自然景観を保全します。また、海岸林に包まれた落ち着いた集落の景観を保全します。

人工物は、周辺の自然景観に調和するよう配慮します。

■ 景観配慮イメージ図



■ 図 地域別の方針





第3章

景観配慮指針

本章では、良好な景観を形成するために必要な考え方とポイントを「配慮指針」として示します。

梅藪町の家並み

1. 概要

1 景観配慮指針とは

第2章の目標と方針のもと、景観づくりを推進していくためには、豊橋市の景観形成に関わる市民、事業者、行政の一人ひとりの取り組みの積み重ねが重要です。

景観配慮指針は、市民、事業者、行政が、建築等様々な行為の際に、地域らしい景観形成を進めるための考え方を共有することを目的に定めています。本指針は、次のような性格を持つものです。

- 建築物の建築や外観変更、工作物の建設や外観変更、開発行為といった、景観に係る行為を対象とした指針です。小規模なものから大規模なものまで対象にしており、建築物であれば、戸建住宅などの小規模建築物から高層ビルなどの大規模建築物まで対象にしています。
- 建築物の建築等、対象となる行為の計画、設計、施工、維持管理の段階において理解し、尊重していただきたい、「地域で大切にする考え方」や「地域らしい景観づくりのポイント」を示すものです。

- 一定規模を超える建築行為等については、景観法第16条に定める行為の届出の対象となり、本指針が景観形成基準（景観法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）となります。

* 対象行為と規模については第4章で確認して下さい。

2 景観配慮指針の見方

景観配慮指針は、「共通指針」と「エリア別指針」、「石巻山と豊川の指針」によって構成されています。

「共通指針」は、豊橋市内全域を対象とした配慮指針であり、良好な景観の形成を図るために必要な共通的な考え方を示すものです。

「エリア別指針」は、行為の場所周辺の景観特性に応じて、大切にする考え方と景観づくりのポイントを示すものです。市内を14のエリアに区分し、エリアごとに配慮指針を定めています。

「石巻山と豊川の指針」は、市民が昔から大切にしてきた石巻山と豊川の景観について、将来にわたって引き継ぎ、より美しいものに育んでいくための考え方と景観づくりのポイントを示すものです。「石巻山眺望保全指針」と「豊川水辺景観育成指針」のふたつを定めています。

景観配慮指針を見る際は、「共通指針」を読んだ上で、行為の場所に該当する「エリア別指針」を読んでください。また、行為の場所が、「石巻山と豊川の指針」の対象区域に該当する場合は、該当する指針も読んでください。

■ 図 「目標と方針」と「景観配慮指針」の対応イメージ

目標景観像

水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち

- 水と緑に恵まれた市街地が、多様な自然や田園に包まれた潤いある景観 –
- 人の暮らしと地域の自然が調和した美しい景観 –

基本方針

地域の成り立ちや景観資源を大切にし、地域らしい景観に磨きをかける

地域別の方針

里山の景

川の景

港の景

まちの景

農の景

海の景

景観配慮指針

共通指針（市内全域）



エリア別指針

東部丘陵里山エリア

豊川沿川田園エリア

三河湾沿岸工業エリア

三河湾沿岸田園エリア

前芝湊周辺エリア

豊橋駅周辺エリア

商業系エリア

沿道系エリア

住居系エリア

近隣工業系エリア

二川宿周辺エリア

南部田園エリア

表浜海浜エリア

表浜沿岸田園エリア

石巻山と豊川の指針

石巻山眺望保全指針

豊川水辺景観育成指針

2. 共通指針

ここでは、良好な景観の形成を図るために配慮が必要な共通的な考え方を、共通指針として示します。

当指針の対象は、豊橋市内全域です。

共通指針1

第2章の「目標と方針」を確認し、目標景観像や方針を尊重しましょう

本計画の第2章では、本市の目標景観像を示し、その実現のための基本方針を示しています。その上で、地域らしく、美しくまとまりある景観を形成するために、市域を6つの地域に区分し、地域別の方針を示しています。

本市における景観配慮を行う際に、理解が必要な基本的な内容になりますので、確認の上、それらを尊重した計画、設計等を行いましょう。

共通指針2

周辺の景観資源を把握し、 行為と景観資源の位置関係に応じた 配慮を行いましょう

本計画の第1章では、景観資源の分布状況と概要を示しています。

建築等の行為にあたり、その周辺に重要な景観資源が位置していないか確認してください。その上で、道路等の公共空間等から景観資源を眺め、景観資源を訪れる際に、当該行為がどのように見えるかを想定し、景観資源への眺めの中で、視覚的影響の少ない規模、視線を遮らない配置、存在感を薄める緑化、またその周辺環境と調和した形態、意匠等とすることが大切です。

また、山並みや田園などの比較的大きな、一定のまとまりのある景観資源は、遠方からも視認される頻度が高くなります。行為の周辺のみならず、遠方からどのように見えるかも十分に配慮することが重要です。

景観資源への配慮は、地域らしく、美しくまとまりある景観形成のために特に重要となりますので、確認の上、位置関係に応じた配慮を行いましょう。

3. エリア別指針

ここでは、行為の場所周辺の景観特性に応じて、大切にする考え方と景観づくりのポイントを、エリア別指針として示します。

1 エリア区分

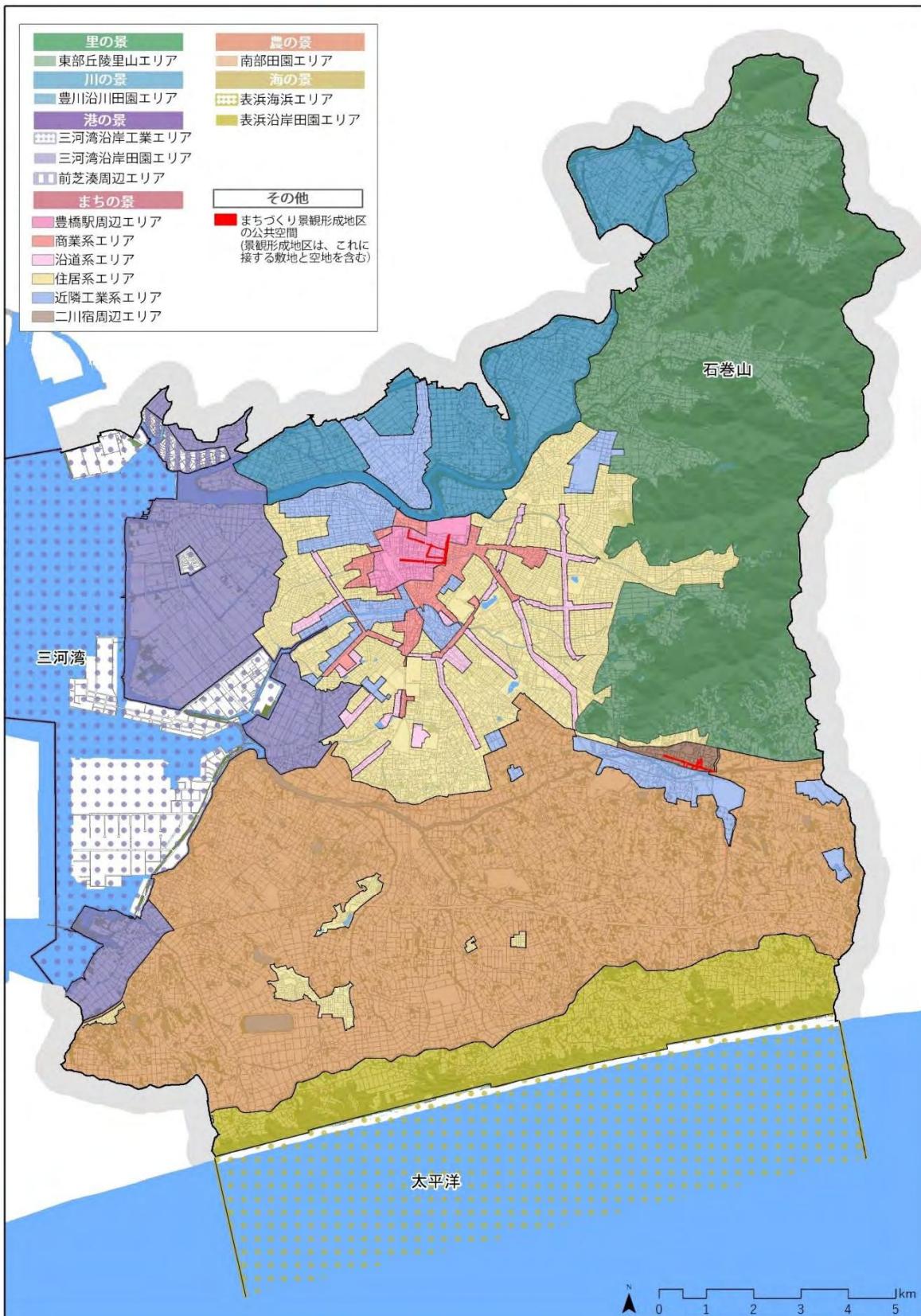
第2章で定めた6つの地域別の方針を踏まえつつ、建築物の新築等にあたっては、よりきめ細やかに、周辺環境の特性を認識して計画、設計を行うことが重要です。エリア別指針を定めるにあたって、6つの地域を、景観特性に応じて更に区分した14のエリアを設定しました。

■ 表 エリア区分

地域	エリア	エリアの概要
里山の景	東部丘陵里山 エリア	市街化調整区域
川の景	豊川沿川田園 エリア	市街化調整区域
港の景	三河湾沿岸工業 エリア	準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋総合卸センター地区計画、中島処理場、臨港地区
	三河湾沿岸田園 エリア	市街化調整区域
	前芝湊周辺 エリア	旧前芝湊周辺の市街化区域（第1種住居地域、準工業地域）
まちの景	豊橋駅周辺エリア	豊橋市立地適正化計画が定める都市機能誘導区域等
	商業系エリア	近隣商業地域、商業地域 * 豊橋駅周辺エリア等、他のエリアに含まれない範囲
	沿道系エリア	第2種住居地域、準住居地域
	住居系エリア	第1種低層住居専用地域～第1種住居地域、ふれあいガーデンタウン杉山地区計画、むつみね台地区計画、サンヒル若松地区計画、曙町松並地区計画
	近隣工業系エリア	準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋リサーチパーク地区計画、三弥工業団地地区計画
	二川宿周辺エリア	旧二川宿周辺（第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域）、市街化調整区域
農の景	南部田園エリア	市街化調整区域
海の景	表浜海浜エリア	市街化調整区域（海岸保全区域等）
	表浜沿岸田園 エリア	市街化調整区域

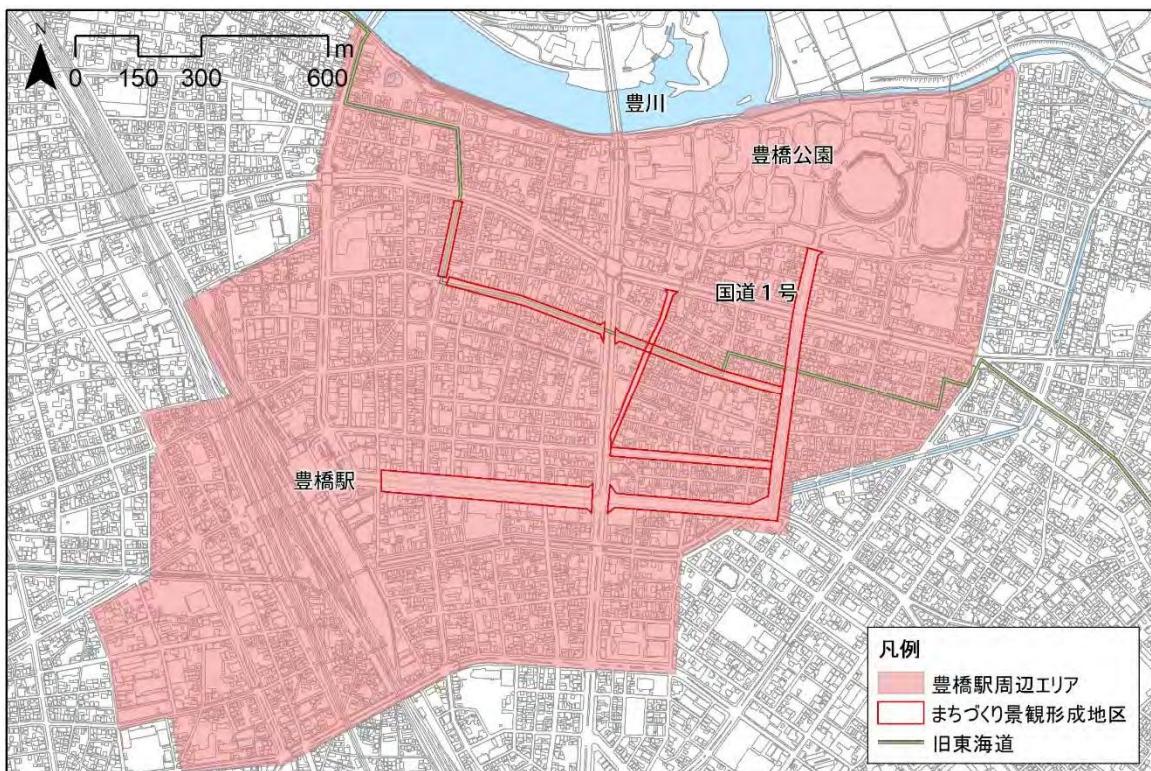
*海、川等の水面のあるエリアは、地先公有水面を含みます。

■ 図 エリア区分



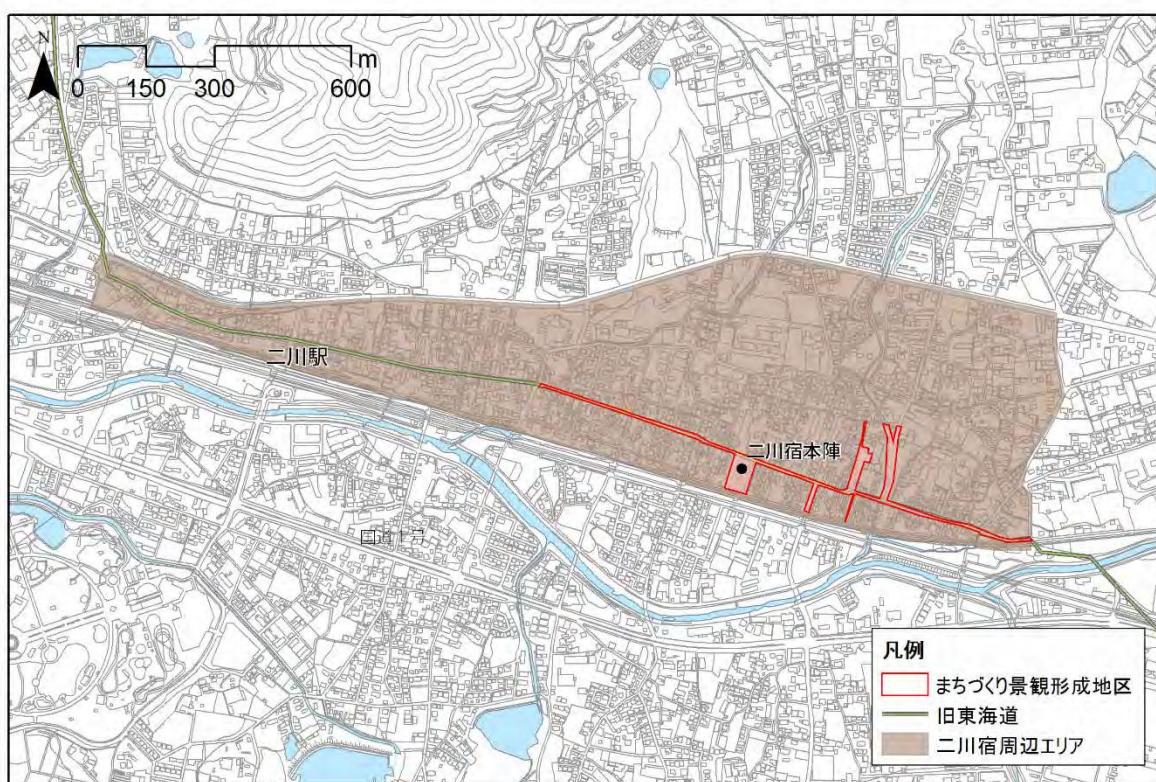
まちづくり景観形成地区については、P. 100-101 をご覧ください。

■ 図 豊橋駅周辺エリア



まちづくり景観形成地区については、P. 100-101 をご覧ください。

■ 図 二川宿周辺エリア



まちづくり景観形成地区については、P. 100-101 をご覧ください。

2 まちづくり景観形成地区とは

まちづくり景観形成地区とは、地域の方々のまちづくりに対する意欲の高い地区や優れた景観資源がある地区などを、豊橋市まちづくり景観条例に基づき市が指定するもので、住民参加で景観形成の基準を定めます。

まちづくり景観形成地区は、現在、豊橋駅周辺の7地区と二川宿の計8地区に指定しており、各地区には、景観形成の方針や基準が定められています。

まちづくり景観形成地区は今後も追加していくことを想定しています。市内における住民の景観まちづくりに対する機運の高まり等に応じて、追加指定、範囲拡大等の検討を進めます。

(1) 豊橋駅周辺

豊橋駅周辺には、下記の7地区があります。

- ①豊橋シンボルロード景観形成地区（平成4年10月指定）
- ②駅前大通景観形成地区（平成6年1月指定）
- ③呉服通景観形成地区（平成6年5月指定）
- ④広小路四・五丁目景観形成地区（平成9年7月指定）
- ⑤札木・本町通景観形成地区（平成9年12月指定）
- ⑥上伝馬通景観形成地区（平成11年8月指定）
- ⑦大手通景観形成地区（平成11年8月指定）

■ 図 豊橋駅周辺の景観形成地区の位置



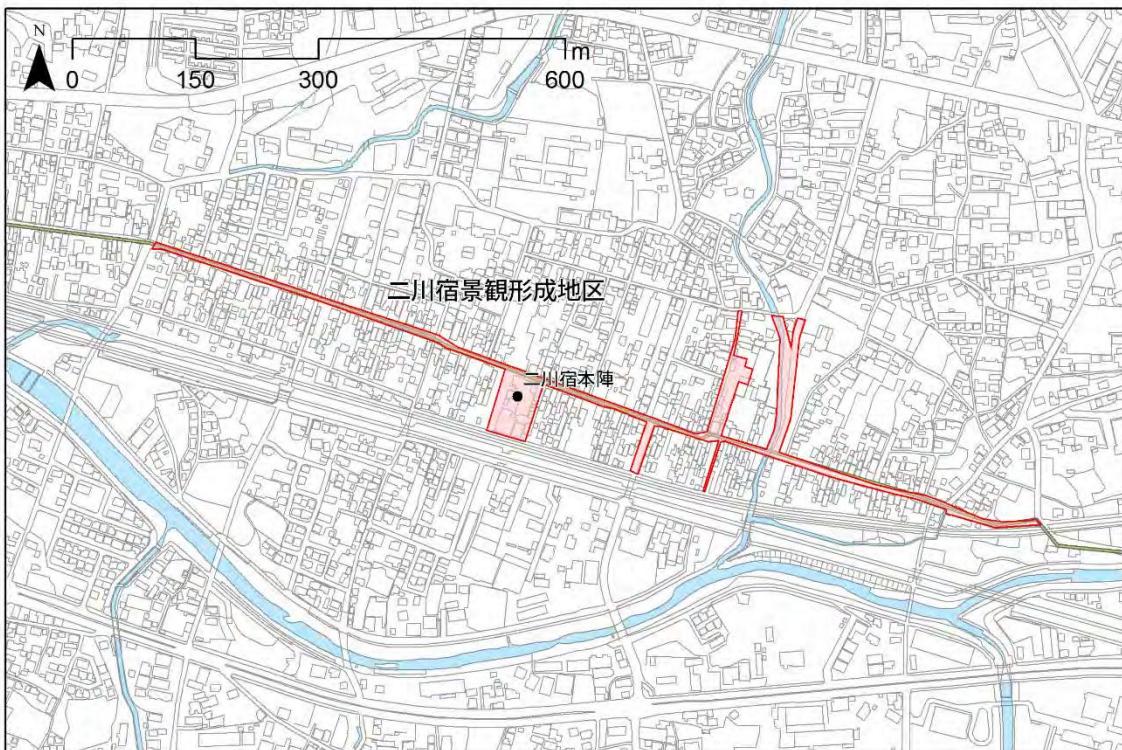
*上図の赤枠は、各景観形成地区の道路を示しています。各景観形成地区の範囲は、これらの道路に接する敷地及び空地です。

(2) 二川宿

二川宿景観形成地区は、旧宿場町の一部に指定しており、地域住民の合意形成が図られたところから順次拡大し、現在の区域になっています。

- ①第1期指定（平成19年10月）
- ②第2期指定（平成22年10月）
- ③第3期指定（平成27年8月）

■ 図 二川宿景観形成地区の位置



*上図の赤枠は、景観形成地区の道路や文化財敷地等の公共空間を示しています。
景観形成地区の範囲は、これらの公共空間に接する敷地及び空地です。

3 エリア別指針

エリア別指針は、14のエリアごとに、建築等様々な行為の際の計画、設計、施工、維持管理の段階において理解し、尊重していただきたい「地域で大切にする考え方」や「地域らしい景観づくりのポイント」を示すものです。

計画や設計等に取り掛かる前に当指針を読むことで、エリアごとの環境を捉え、地域らしい景観を形成するために何ができるかを十分に検討し、適切な配慮をしていただくことを目指しました。

景観づくりの方策を考えるための3つの視点

地域の特性をふまえて、具体的な景観づくりの方策を考えるための、I～IIIの3つの視点を設けました。以下の3つの視点に基づき、エリアごとに異なる「地域で大切にする考え方」と「地域らしい景観づくりのポイント」を定めています。

I. 地域の成り立ちを知る

まずは、その場所の景観を特徴づけている地域の成り立ちを知ることが必要です。それぞれの地域の景観は、地形などの自然条件、歴史・文化的背景、土地利用等が基盤となって、ひとつのまとまりある景観が形成されています。

地域の成り立ちを知ることで、自らの行為が地域にどのような影響を与えるかを認識し、その場所で景観づくりに取り組むことの意味を考えることが大切です。

II. 周辺を見渡す

地域の景観の魅力は、個々の建物や工作物等のみを見ていては気付かないことが多いです。山の緑を背に、手前に広がる農地と一体となった集落や、個性的な店構えが続く中にもまとまりをみせる商店街からは、地域の個性を感じ取ることができます。一つひとつの建物等が周辺と調和し合うことで、落ち着きや賑わいが、広がりを持つようになり、その地域の魅力へつながります。

個々の行為の場所から離れ、周辺を見渡すことで、地域においてまとまりある景観を形成するために大切なことは何かを考えることが大切です。

III. 細部に目を向ける

歴史や文化に培われた地域ごとの個性は、建物等の素材や意匠、生垣のつくりなど、地域をざっと眺めるだけでは分からぬ細部に宿っていることもあります。また、おもてなしの気持ちを表わした店先の飾りつけは、訪れた人の関心を引き、その場所に賑わいをもたらすことにもつながります。

それぞれの地域が、過去から大切に継承してきた景観づくりの作法を大切にしながら、個々の行為の細部にまで気を配り、小さな工夫を凝らすことが大切です。

エリア別指針の構成と見方

エリア別指針は、エリアごとに、3つの項目から構成されています。

項目に従って読み進めることで、地域の景観特性を踏まえて、どのような点に配慮して景観づくりに取り組むことが必要か、その考え方を、順を追って理解いただけたように工夫しました。

■ 図 エリア別指針の見方

①エリアの特性

- ・景観の基盤となっている、自然条件や歴史・文化的背景、土地利用について解説しています。



②景観形成の目標像

- ・景観づくりに関わる全ての人々が目指す姿を共有するため、景観形成の目標像を定めています。



③景観形成の配慮指針

- ・①②を踏まえて、「景観づくりの方策を考えるための3つの視点」に基づき、「地域で大切にする考え方」を示しています。

- ・その上で、「地域で大切にする考え方」に対応した、「地域らしい景観づくりのポイント」を示しています。

東部丘陵里山エリア「里山の景」

百条にある里山地帯。その中に成る種類をはじめていた里山など、里山の景観などを定めた指針をエリアです。

①エリアの特性

◆自然条件

富山の里山と山麓の農地。

エコツアーや観光、農業や林業など、自然から受け取った資源をもつた地域で、里山地帯は、里山の资源を活かすための活動を行なっています。また、里山は、里山の資源を活用して林業や農業などを行なっています。

◆歴史・文化の資本

山の自然や資源で結びついた暮らしと文化。

里山は、里山の豊かな自然があり、森林が活用されています。里山地帯は、里山の資源を活用して林業や農業などを行なっています。

◆土地利用

山地に生まれた集落と一派の里山。

里山は、里山の豊かな自然があり、森林が活用されています。

里山は、里山の資源を活用して林業や農業などを行なっています。

②景観形成の目標像

里山に抱かれた、ふるさとを感じるどかな里山景観。

里山の特徴を大切にし、山の緑と立がりのある農地になりました。今心をとむぞこのどかな里山の景観を目指します。

エリア特性と景観形成の方向性

- ・エリア内の各場所について、景観形成の方向性を示しています。

景観形成の配慮指針【里山丘陵里山エリア】

里山で大切にする考え方



里山における里山の特徴を大切にする。

里山は、里山の資源を活用して林業や農業などで活用されています。

里山は、里山の資源を活用して林業や農業などで活用されています。

里山における里山の資源を活用する。

里山は、里山の資源を活用して林業や農業などで活用されています。

おほらさうじく立ちのポイント

施設の位置を示す範囲内

立木の位置

田んぼ・畠

水田

山・森林

樹木

河川・水路

水路

森林

樹木

灌木

灌木

草むら

草むら

■東部丘陵里山エリア [里山の景]

石巻山のある弓張山地や、その麓に広がる柿畠をはじめとした田園など、里山の景観が広がる市東部の丘陵地のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

連なる山地と山間の里地

本エリアは、東側に標高 300～400m の山々が北から南にかけて弓なりに主稜線を形成し、西側と南側には、緩やかに標高が下がる丘陵地や台地が広がっています。主稜線からは、西に向けて数本の尾根が伸び、三方を穏やかな山々に包まれた里地の空間が形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

山の自然や街道と結びついた暮らしと文化

本エリアには、縄文時代の暮らしの痕跡や豪族たちの古墳が数多く残るとともに、奈良時代に開山されたと言われる普門寺をはじめ、古刹が点在し、長い歴史を今に伝えています。また、かつて、鎌倉街道や姫街道（東海道の脇街道）が山を越えて通り、人と文化の交流が盛んになり、姫街道に嵩山宿が設けられ、山麓には当時の面影が残っています。さらに、古くから、山の自然を利用して耕作などをを行う里山の暮らしがあり、象徴的な石巻山は、信仰の対象となって人々の暮らしと深く結びついてきました。現在、山には自然歩道が通り、麓の葦毛湿原や社寺などとともに、市民のレクリエーションと憩いの場にもなっています。

◆ 土地利用

山の緑に包まれた集落と一面の農地

山地には、針葉樹と広葉樹が入り混ざった森林が形成されています。丘陵地や台地には、柿畠等の果樹園が広がり、川沿いを中心に水田が分布しています。集落は、斜面や川沿いを避け、山裾や平地にまとまって形成されています。

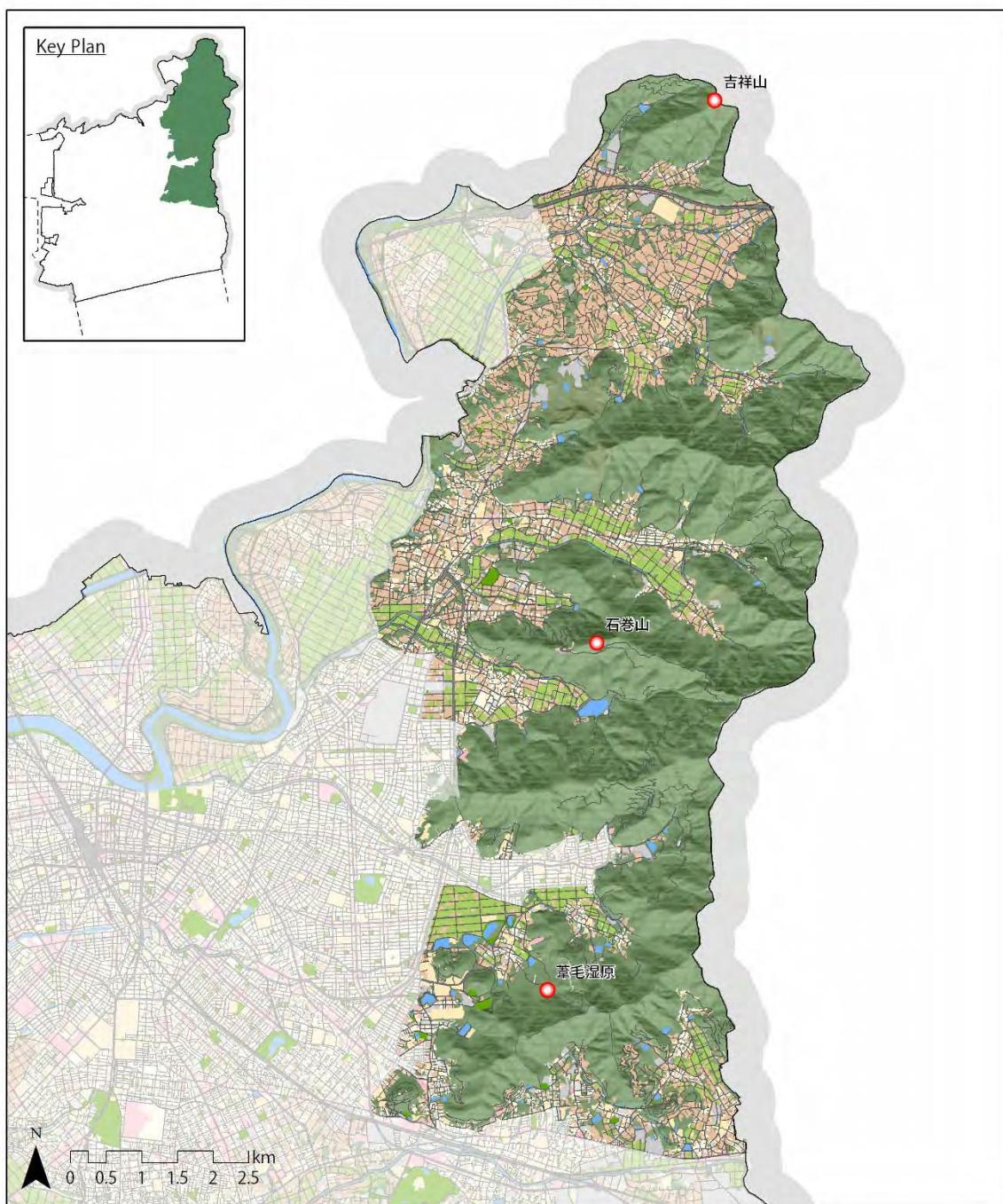


② 景観形成の目標像

緑の山に抱かれた、 ふるさとを感じるのどかな里山景観

里山の地形を大切にし、山の緑と広がりのある農地に包まれた、ふるさとを感じるのどかな里山の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
山林等	美しい山並みと自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	
畑	美しい田園景観の保全 歴史的景観資源の保全
住宅等	既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
公共用地	
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（東部丘陵里山エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■山並みに暮らしの場が包まれている里山の景観を大切にする。</p> <p>弓張山地周辺には、古くから人々が住み、自然を利用して耕作や炭焼きなどを行ない、山を信仰の対象としながら、暮らしを営んできました。山並みに包まれて農地があり、山裾や平地に集落があるといった空間構成は、先人たちが自然と共生し、長い歴史のなかで生み出してきたものです。この景観に懐かしさを感じるのは、日本の里山の原風景が、時代が変わっても引き継がれてきたからです。</p> <p>本エリアにおいては、景観の基盤である里山の空間の基本構成と、里山の歴史や文化を尊重することが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■周辺の自然や農地、既存集落との調和を大切にする。</p> <p>緑の多い低層の家々が、背景となる山並みや手前に広がる農地と一緒にとなって、美しい集落景観を形成しています。石巻神社や普門寺など、本エリアの歴史を物語る数々の資源も、周辺の自然環境と一緒にとなって守られてきました。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、それぞれの行為が、周辺の自然や農地と調和したものとなるよう工夫するとともに、緑で包まれた落ち着いた集落の景観や歴史的資源とも調和するよう工夫することが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲は柵の生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、自然石の石積みや草花の生えた法面が、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
山林、集落、農地により形成されている里山の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
里山の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背後の山並みや稜線との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 豊川沿川田園エリア [川の景]

河畔林の茂る豊川と、川沿いに広がる水田や柿畠など、田園景観が広がる市北部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

河畔林に覆われた豊川と川沿いに広がる低地

ゆったりと蛇行しながら穏やかに流れる豊川が、本エリアの骨格になっています。吉田大橋より上流の水辺は河畔林に覆われ、豊かな自然が残っています。川に沿って低地が広がり、里山エリアにある河岸段丘の斜面緑地や東部丘陵の山並みが背景になっています。また、遠くの本宮山の山並みも背景になっています。

◆ 歴史・文化的背景

川の自然と共生した人々の暮らし

本エリアでは、古くから川の恵みを得て人々が暮らしはじめ、弥生時代には瓜郷遺跡に代表されるように、低湿地を利用した水田が開かれたと考えられています。中世に生まれた鎌倉と京都の往来により、豊川両岸を結ぶ渡しが設けられました。現在も牛川の渡しは、市民の通勤・通学に用いられています。

豊川には、戦国時代から霞堤と呼ばれる不連続な堤防が築堤されたと考えられており、洪水の被害を最小限におさえていました。洪水時には、低地に水が流れ込み大きな被害を及ぼしましたが、そうした災害とも共生しながら人々は暮らし続けてきました。また、農業用水に苦悩していた地域でしたが、松原用水や牟呂用水の整備により、安定した農業が営めるようになりました。

◆ 土地利用

自然豊かな水辺と広がりある田園

豊川沿いの低地には、水田や畠が広がり、ところどころに集落がまとまって形成されています。吉田大橋より上流部の川沿いは、河畔林や自然の河川敷が残り、堤防と流れの間に広がりがあるところは、柿畠などに利用されています。

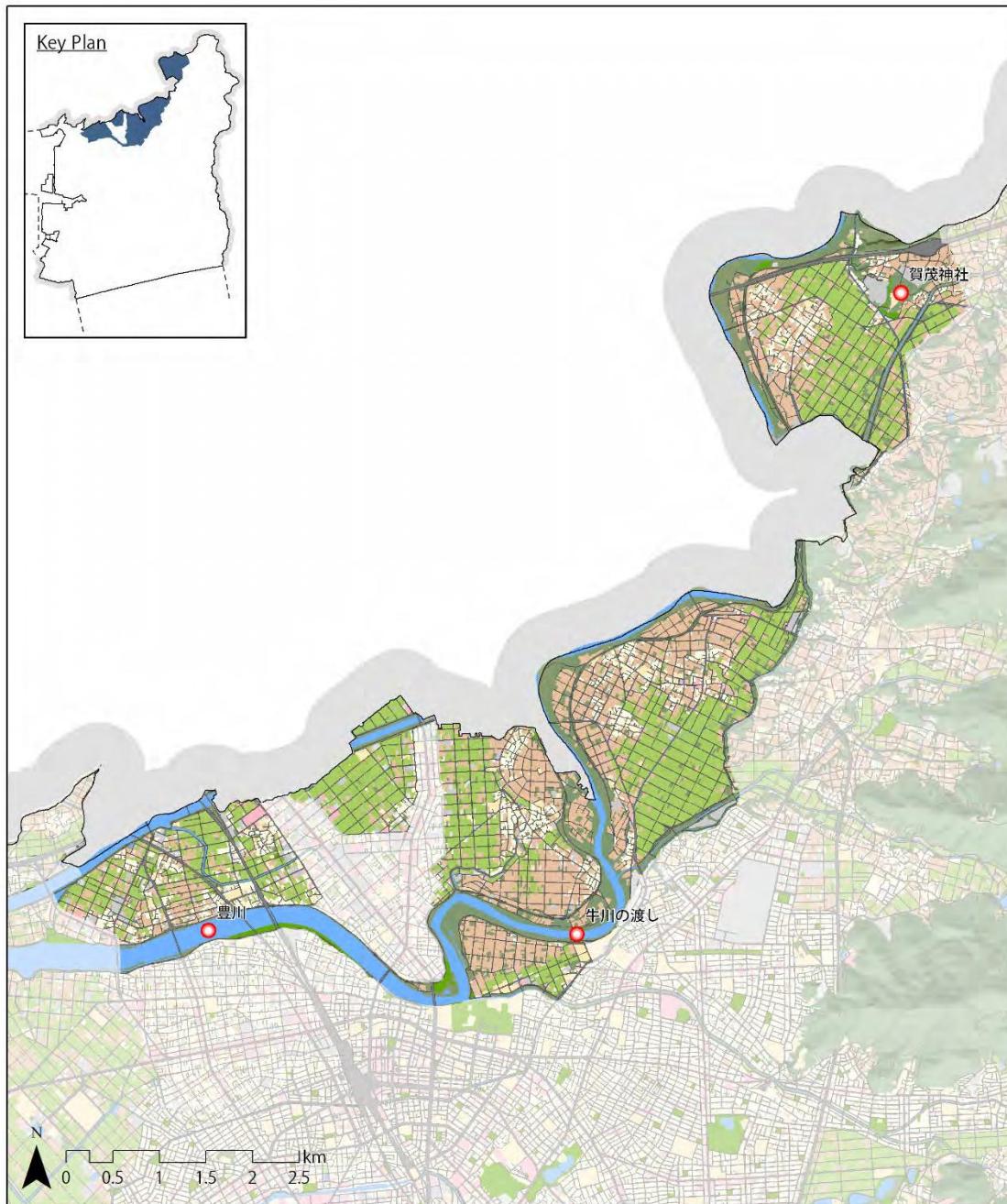


② 景観形成の目標像

河畔林などの緑を背景にした 広がりのある穏やかな田園景観

豊川の豊かな自然を大切にし、河畔林と斜面緑地の緑を背景にした、広がりのある田園と落ち着いた集落の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
河畔林等	河畔林等の美しい自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	美しい田園景観の保全
畠	歴史的景観資源の保全
住宅等	既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
公共用地	
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（豊川沿川田園エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■豊川の水と河畔林などの緑が、暮らしの場を包む景観を大切にする。</p> <p>豊川の流れは、その沿川に段丘を形成し、やがて人々の暮らす場となりました。古くから豊川の水は、耕作に利用され続けています。戦国時代から、豊川には霞堤といわれる不連続な堤防が築かれ、この地の人々は災害とも共生しながら暮らし続けてきました。豊川の潤いを感じ、河畔林と斜面緑地の緑に包まれた田園の暮らしは今も変わりません。</p> <p>本エリアにおいては、豊川沿いの河畔林や河岸段丘の斜面緑地が、田園と集落を包んでいる空間構成を尊重することが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">水と緑が田園の暮らしを包む</p>
II 周辺を見渡す	<p>■背景となる緑や農地、既存集落との調和を大切にする。</p> <p>広がりのある田園の中に、低層の家々が佇み、河畔林や背景となる河岸段丘の斜面緑地の緑と一体となって、穏やかな田園景観を形成しています。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、それぞれの行為が、周辺の自然や農地と調和したものとなるよう工夫するとともに、川との共生から生まれた落ち着いた集落の景観や歴史的資源とも調和するよう工夫することが大切です。</p>  <p style="position: absolute; left: 430px; top: 460px;">河畔林や斜面緑地、屋敷林などの緑に包まれた集落</p> <p style="position: absolute; left: 680px; top: 460px;">勾配屋根で低層の落ち着いた家々</p> <p style="position: absolute; left: 700px; top: 600px;">広がる水田</p>
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根で、瓦や木、土が使われており、広い敷地の中で、母屋を敷地の奥に配置しています。防風や水防のために背の高いイヌマキの生垣で敷地を囲っている集落や、水防のために敷地を高くしてある家もあり、川と共生してきた歴史を物語っています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、自然石の石積みや草花の生えた法面が、自然の地形に馴染むように造られています。丸みのある川石を土留めに用いている家も見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
農地、集落と、その背景となる水と緑によって形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背景の緑との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■三河湾沿岸工業エリア [港の景]

三河湾の埋め立てによりつくられた、市西部の臨海工業地帯のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

埋め立てられた低地と干潟のある遠浅の海

本エリアの土地は、埋め立てられた低地です。三河湾は、豊川等が運んだ土砂が堆積する遠浅の海で、スナメリが生息しています。エリア内には2つの干潟があり、豊川河口の六条潟には数多くの二枚貝が生息し、南部の汐川干潟は全国有数の渡り鳥の飛来地となっています。

◆ 歴史・文化的背景

埋め立てから国際貿易港への成長

本エリアでは、江戸時代初め頃まで、豊川等の河口に遠浅の海が広がっていました。17世紀中頃から新田開発のための干拓がはじまり、その後、産業用地を確保するため、さらに海側への埋め立てが進みました。

現在、大型工場が立地する明海地区は、かつて海軍航空基地であった大崎島があり、戦後、その周辺が埋め立てられ、工業専用地域となりました。また、三河港コンテナターミナルがある神野地区は、埋め立てにより物流拠点として発展しました。

現在、三河港は世界有数の自動車輸出入港に成長し、東三河の産業の中心地となっています。

◆ 土地利用

工業用地

明海地区は工業専用地域に指定され、大型工場が立地しています。建築協定により、敷地周囲が緑化され、潤いある沿道景観が形成されています。

神野地区は、コンテナターミナルや輸入自動車等の車両置き場、自動車整備工場等に利用されています。岸壁には、自動車やコンテナを輸送する大型貨物船が停泊し、ダイナミックな景観が見られます。

神野新田の南東側は、中規模工場や物流倉庫が立地し住宅や店舗も混在しています。

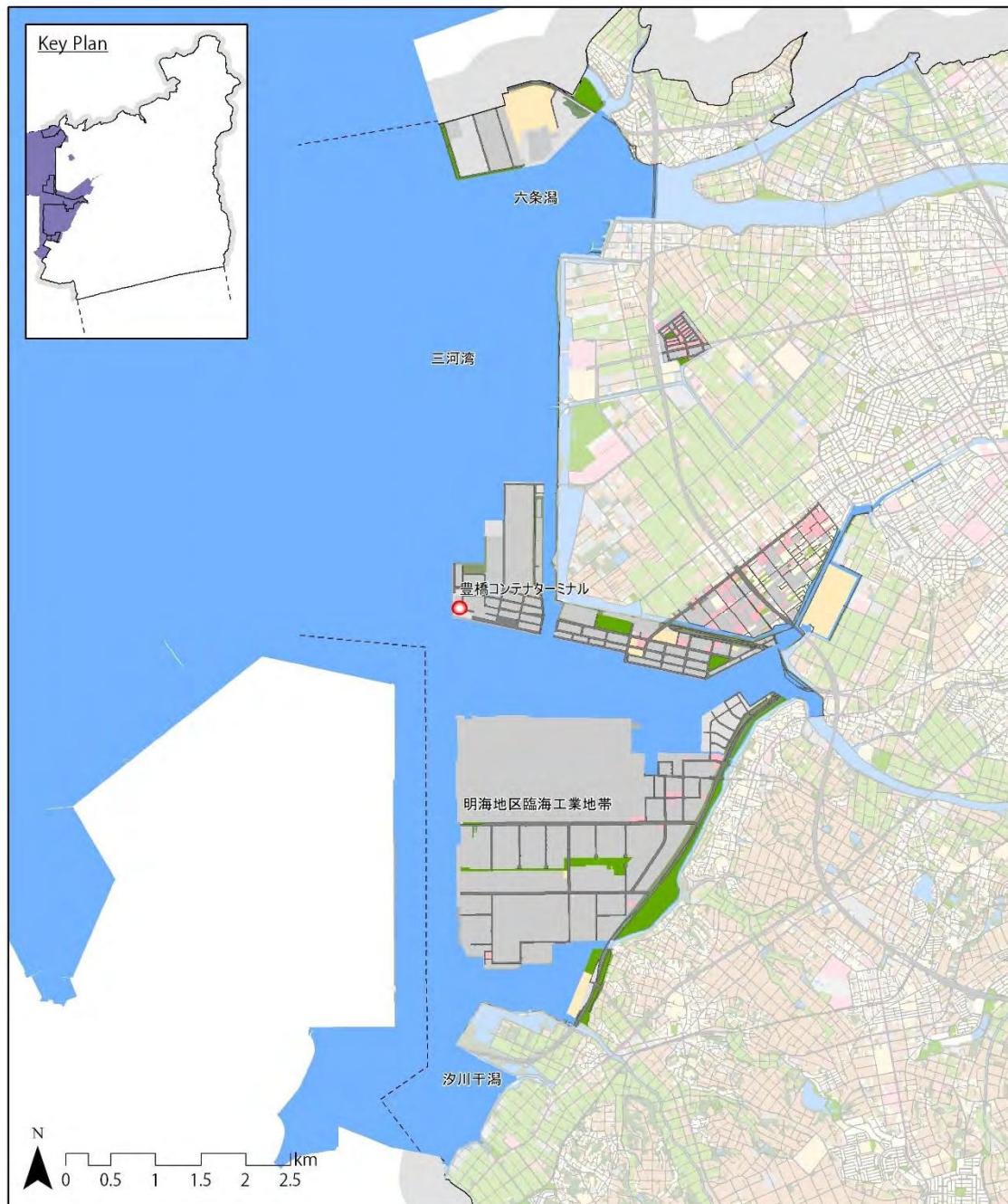


② 景観形成の目標像

三河湾の自然と調和した、潤いと活力のある港の景観

豊かな生態系のある干潟の自然を大切にするとともに、緑化により潤いを創出しながら、水辺の自然や周辺の田園と調和した、活力を感じる港の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
工業用地	緑化等による潤いある景観の創出 活力ある産業景観の形成
緑地等	まとまりある緑の景観の保全
海等	貴重な干潟と水辺の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（三河湾沿岸工業エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■貴重な自然と周辺の田園環境を尊重し、国際貿易港としての風格をつくる。</p> <p>かつて遠浅の海が広がっていたところに新田開発が進み、やがて本エリアの埋め立てにより産業用地が形成され、今では世界有数の自動車輸出入港に発展しました。一方で、河口の干潟は、かつての三河湾の豊かな自然環境を想起させ、日本の重要湿地として大切に保全されています。</p> <p>国際貿易港としての活力ある姿と、渡り鳥が飛来する豊かな海の姿が共存し、周辺に水田地帯が広がる本エリアは、世界にはばたく重要な場所であることを認識し、産業活動と自然保護、田園との調和を尊重した景観形成に取り組むことが大切です。</p> <p>水辺に面する活力ある工業地帯</p>  <p>渡り鳥が飛来する自然環境や田園と共に存する</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■港に穏やかで潤いある環境を生み出す。</p> <p>埋立地の上に工業地域が形成され、大規模な工場や港湾施設が集まる本エリアは、人が意識的に手を入れない限り、人工的で殺伐とした環境が形成されます。</p> <p>眺めのなかで多くを占める工場の建築物や工作物は、その存在感や圧迫感等を低減させ、ゆとりある快適な環境を創出することが大切です。特に潤いある緑は、無機質な空間に安らぎをもたらし、周辺の自然や農地との調和を図るためにも効果的で、大気や騒音などの環境負荷の低減にも有効なため、緑を活かした景観配慮が大切です。</p> <p>清潔感のある色彩</p> <p>道路際に連続する緑地帯</p> <p>道路から大きく後退した壁面</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■混在する施設同士の調和や、周辺の自然、農地との調和を大切にする。</p> <p>本エリアは、主に大規模な工場が集まり、建築物だけでなく特殊な工作物や機械設備などが混在するとともに、資材などの堆積も見られます。こうした場所では、景観が煩雑にならないよう、個々の施設をシンプルなデザインにしたり、緑化により全体を融和させたりすることが大切です。</p> <p>また、工場と住宅、店舗が混在している場所や、周辺に田園や水辺がある場所では、異なる土地利用の間に空間を確保し、緑の潤いで緩やかにつなぐ工夫や、工場の外観を近隣の住宅の外観に調和させるなど、より細やかな配慮を行うことが大切です。</p> <p>道路や緑地等は、ゆとりある空間を確保し、既存の緑を保全するとともに、施設をシンプルなデザインにしたり、周辺景観に馴染む色彩にしたりすることで、エリア全体の調和を図ることが大切です。堤防沿いの水辺では、生態系に配慮した環境の保全・整備を図ることも良好な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
国際貿易港としての風格づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貴重な自然と周辺の田園環境を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用を図り、建築物や工作物はできるだけ、敷地境界から離すよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物や工作物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな形態、意匠とする。大規模なものは、分棟化や視覚的な分節化等により、周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
隣接する建築物や自然、農地と穏やかに調和するよう、建築物等の配置や外観、素材、緑化等の工夫に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の植栽など、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■三河湾沿岸田園エリア [港の景]

三河湾の干拓によりつくられた神野新田など、市西部の水田地帯のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

埋め立てられた低地と河口の自然

元々本エリアには、豊川等の河口に位置する遠浅の海が広がっていました。17世紀以降に進められた大規模な干拓によって次第に埋め立てられ、現在は水田が広がる低地になっています。また、豊川河口部には六条潟につながる自然が残り、海沿いの堤防と陸地の間には、渡り鳥が飛来する遊水池の自然が見られます。

◆ 歴史・文化的背景

新田開発による広大な水田地帯の形成

本エリアでは、江戸時代から進められた干拓によって新田が西側に大きく広がっていきました。神野新田が明治時代に完成するなど、一大水田地帯が形成されました。新田を守る堤防上には、堤防の安全を祈願する33体の観音が安置されています。

また、かつて、沿岸部には三河湾を漁場とする漁村の暮らしがありました。工業振興のために漁業は衰退しましたが、杉山町天津や船渡町、老津町など、かつての漁村集落としての面影のある集落が残っています。

◆ 土地利用

広大な水田が広がり集落が点在

エリア全体に水田を主体にした田園が広がり、ところどころに集落が点在しています。

西側の水際線周辺には、豊橋総合スポーツ公園が整備され、市民がスポーツに親しむ場となっています。

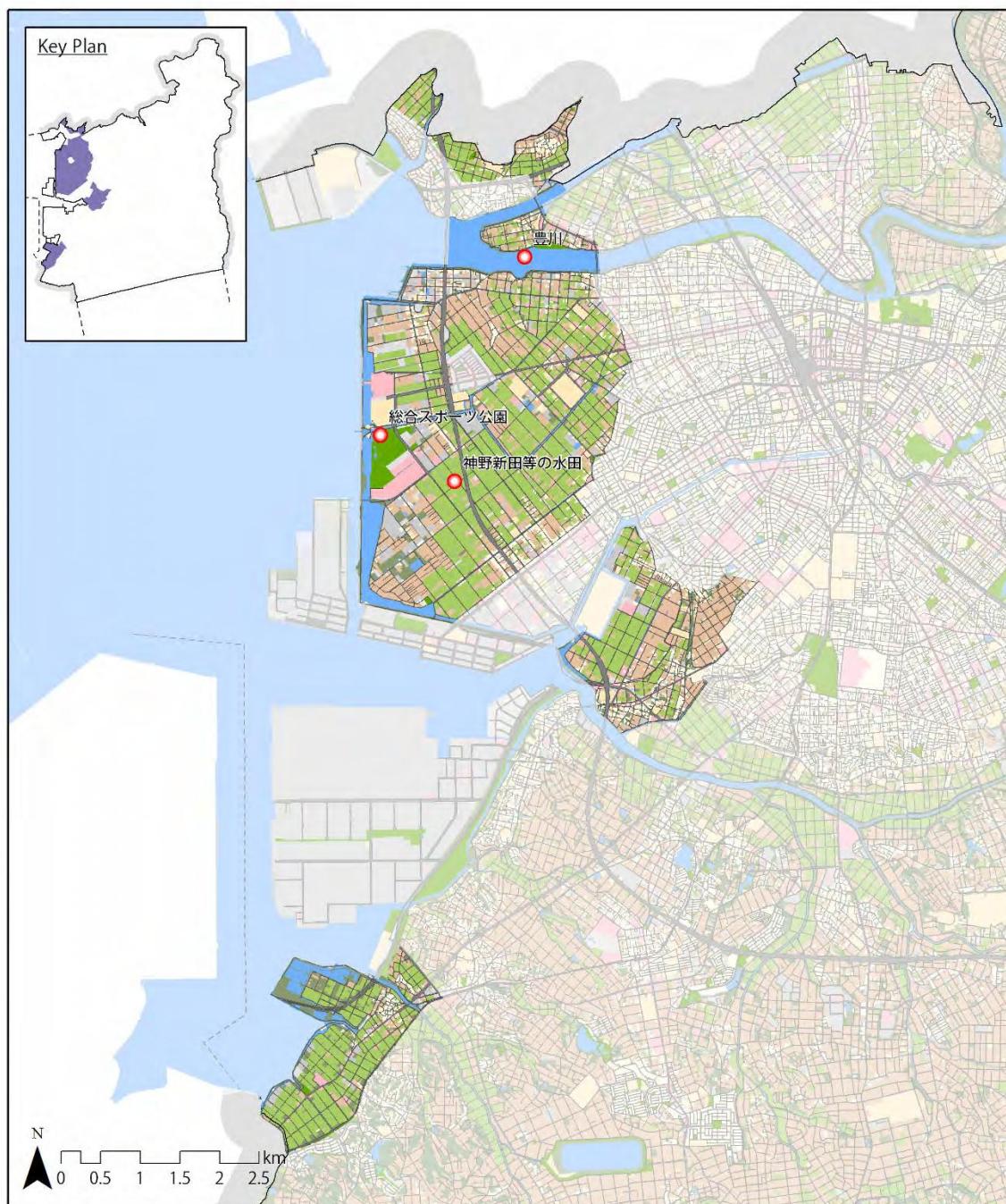


② 景観形成の目標像

三河湾の潮風と水田の広がりを感じる のびやかな田園景観

豊川河口や遊水池などの自然を保全するとともに、神野新田などの広がりある水田を大切にし、のびやかな田園景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
田	広がりのある田園景観の保全
畠	歴史的景観資源の保全
住宅等	既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
商業用地	
公共用地	
公園等	
河川等	河口や遊水地の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（三河湾沿岸田園エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■水平基調の田園景観を尊重する。</p> <p>海辺の干拓により新田開発された本エリアは、その成立当初から、広がりのある水田地帯が景観の基盤となっていました。</p> <p>この水平基調の広大な田園の中では、建築物や工作物は遠くから視認され景観に対する影響が大きく、特に規模の大きい建築物等は、周辺から突出した印象を与えます。</p> <p>本エリアにおいては、視界が一面に開けて潤いを感じる、水平方向の田園の広がりと、新田開発の歴史と文化を尊重することが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■広がる田園と、田園に浮かぶ社寺林、屋敷林との調和を大切にする。</p> <p>本エリアを少し離れた場所から眺めてみると、一面に田園が広がり、ところどころに社寺林や屋敷林が形成され、田園に浮かんでいるようにみえます。水平基調の広がりのある水田の中で、これらは緑のアクセントとなっており、また埋め立て以降、先人が水田に囲まれながらこの場所で生活を営んできた記憶もあります。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、田園や緑につつまれた集落との調和を図るとともに、社寺林や屋敷林との関係性に留意することが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や周辺の自然等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や周辺の自然等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保して母屋を敷地の奥に配置するとともに、作業場や倉庫を東に配置しています。建物には瓦や木、土が使われ、生垣が敷地の周りを囲んでいます。こうした工夫が、広がりある水田の中で、人工的な建造物を目立たなくしています。</p> <p>周辺の自然に目を向けると、渡り鳥が飛来する遊水池や潮風を和らげるクロマツ並木など、特徴的な自然が見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
水平に広がる田園空間を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
田園に浮かぶ社寺林や屋敷林との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■前芝湊周辺エリア [港の景]

湊町や漁村として栄えた歴史をもつ、豊川河口に位置する住宅地のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

豊川河口における三角州の陸地化

本エリアは、豊川河口に面した低地にあります。もともとは、豊川河口の三角州でしたが、自然の作用や人為的な働きかけで陸地化したと考えられています。

◆ 歴史・文化的背景

前芝湊と漁村で栄えたまち

本エリアは、江戸時代、大坂・紀伊・江戸方面の廻船が出入りする湊町でした。かつて、奥三河や信州方面の物資は豊川を下り、前芝湊や吉田湊で荷揚げされ、各地に送られていました。また、江戸から吉田まで来た伊勢参りの客は、東海道を通らず、前芝湊や吉田湊から船を利用する者も多く、前芝湊は大変賑わっていました。

昭和40年代初めまでは、海藻養殖やアサリ採取が盛んな漁村として栄えていましたが、港湾や臨海工業用地を造成するため、漁業の歴史は幕を閉じました。

現代、本エリアに港としての機能はありませんが、三河港が発展する中にあって、船溜まりや前芝燈明台などが残り、かつての面影を感じさせる静かなまち並みが広がっています。

◆ 土地利用

漁村集落の面影が残る住宅地

閑静な住宅地が広がっています。一部には漁村特有の入り組んだ路地が残っており、低層の屋敷が密集し、生業としての漁業が見られなくなった現代においても、町割と建ち並ぶ家屋が、往時の面影を今に伝えています。また、幹線道路が縦断しており、区画整理による新しい住宅地も併存しています。



② 景観形成の目標像

湊町と漁村の面影が残り、 三河湾への親しみを感じる、落ち着いた暮らしの景観

湊町や漁村の面影や、歴史的資源を大切にし、三河湾の豊かな自然を感じができる、落ち着いた暮らしの景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅地	
商業用地	
公共用地	湊町や漁村の面影を残す景観の保全 歴史的景観資源の保全
田	
畑	落ち着いたまち並みと調和した建築物等の景観形成
公園等	
河川等	河川等の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（前芝湊周辺エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■水と暮らしてきた歴史を尊重する。</p> <p>本エリアには、かつて湊町や漁村として栄えた面影が色濃く残っています。前芝燈明台は、今も大切に保全され、かつての集落には船溜まりがあります。また、路地に建ち並ぶ家々や歴史ある社寺が、湊町や漁村であった頃を偲ばせます。こうした歴史を感じさせるまち並みが、本エリアの景観の基調を成しています。</p> <p>本エリアにおいては、湊町や漁村の記憶を空間全体から感じさせることを、まちの個性として尊重することが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">かつての前芝湊</p>
II 周辺を見渡す	<p>■歴史的環境、往時を偲ばせる景観資源を大切にする。</p> <p>本エリアは、かつて湊町や漁村であった住宅地と、区画整理により新しく整備された住宅地が併存しています。</p> <p>湊町や漁村であった住宅地は、歴史的な社寺や当時の町割、個々の建築物等の要素が相まって、水と暮らしてきたかつての歴史を感じさせます。</p> <p>新しく整備された住宅地は、主に低層の戸建て住宅が建ち、落ち着いた暮らしの環境があります。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等を行う空間とその周辺を見渡して、歴史的環境への配慮や、かつての集落との調和を図ることが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">往時の町割と昔ながらの建物</p> <p style="position: absolute; left: 580px; top: 388px;">往時を偲ばせる歴史的資源やまち並み</p> <p style="position: absolute; left: 750px; top: 388px;">神社</p>
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や周辺の自然等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や自然等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの家々は、漁村集落としての特徴を継承しています。例えば梅ヶ枝町の集落では、計画的に地割された宅地に、二階建ての大きな母屋が敷地の北側に立地し、東側には離れや作業小屋があり、敷地の北西角には地の神様が祀られています。母屋はいずれも軒の深い大屋根を有し、路地に沿って統一感のある屋根並みが形成され、こうした作法が、集落全体のまとまりある景観と密接に関連しています。木造の前芝燈明台も湊町のころの歴史的な特徴を継承しています。</p> <p>周辺の自然に目を向けると、潮風に強いクロマツ林の緑地など、特徴的な自然が見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施することで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、日常的に緑の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
湊町や漁村から発展した、まちの歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、建築物等の配置を地域の特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■豊橋駅周辺エリア [まちの景]

豊橋駅周辺に広がる商業地を中心としたエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

まちなかの人工的な緑

本エリアは、豊橋駅を中心とした低平地に位置しています。戦後の焼け野原からの復興の過程で、先人たちが創出し、守り育ててきた街路樹や公園等、人工的な緑によって、まちの潤いが形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

吉田城下町から駅を中心とした中心商業地への発展

江戸時代、城下町吉田は、町人町のあった東海道沿いを中心に大変賑わっていました。明治21年、東海道線豊橋駅の開設により、賑わいの中心が駅周辺に移りだし、鉄道網の発達とともに市の中心地として急速に発展しました。大正14年には路面電車が開通し、沿線に商店が立地し、さらに賑わいが創出されていきました。

第二次世界大戦の空襲により、ほとんどが焼け野原となり、市内電車も全線不通となりましたが、戦災復興土地区画整理事業等によって復興を遂げました。

その後、昭和39年の新幹線開通、平成10年の豊橋駅総合開発事業の完成等、駅を中心とした都市整備が進み、現在も中心市街地活性化の様々な事業が進められ賑わいの中心地としてあり続けています。城下町の歴史的なまち並みは失われましたが、吉田城址をはじめとした歴史・文化の資源が点在し、城下町から発展してきたまちの歴史を都市空間に残しています。

◆ 土地利用

中高層建築物と商店街による中心商業地

駅東口前には、中高層の店舗やホテル、マンション等が建ち並んでいます。さらに商店街が通りごとの個性を見せ、市の玄関口としての賑わいが形成されています。

駅前大通りには戦前から市民の足である路面電車が走り、親しみある景観が形成されています。

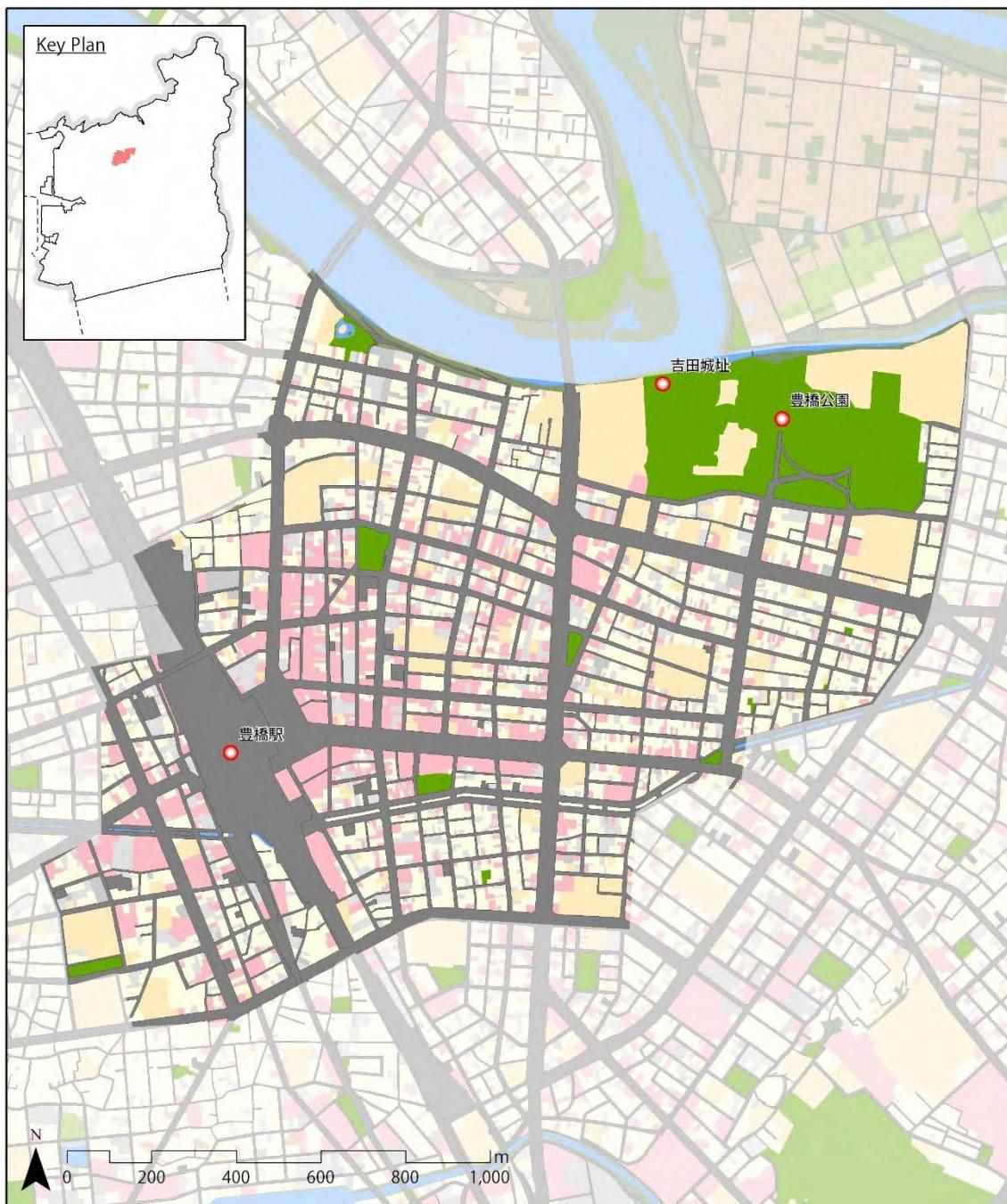


② 景観形成の目標像

東三河の顔にふさわしい、 賑わいと風格を感じる都市景観

東三河の中心都市としての顔づくりや夜間の魅力づくりを意識しながら、地域の歴史と文化を活かして、賑わいと風格を感じる都市景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	賑わいと風格を感じる都市景観の創出 地域の歴史と文化を活かした景観の形成 魅力ある夜間景観の創出
公共用地	個性的で調和のとれたまち並み景観の形成
住宅等	
公園等	緑の潤いを感じる調和のとれたまち並み景観の形成

③ 景観形成の配慮指針（豊橋駅周辺エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■東三河の玄関口・都市の中心地として、賑わいと風格を大切にする。</p> <p>元々、城下町として栄えていたこのまちは、明治時代に豊橋駅が設置されると、賑わいの中心が駅周辺に移り変わりました。こうした歴史の面影は都市空間に残され、文化も引き継がれています。</p> <p>来訪者を迎える、多くの市民が日々利用する市の玄関口であることや都市の活力を表す場であることを意識し、城下町から発展してきた歴史と文化を活かしながら、賑わいと風格を創出することが大切です。</p>  <p>写真上：駅前から北東に向かって斜めに伸びていた停車場通り。右の建物は広小路通りの入口にあった大野銀行。（戦前）</p>  <p>写真下：神明町側から見た広小路通り。市電が道路の中央を走り、百貨店が建ち、豊橋一の商店街として賑わった。（戦前）</p>
II 周辺を見渡す	<p>■連続する建物同士や道路空間との調和を大切にする。</p> <p>商店街などの通りの印象は、まち並みと道路空間のデザインによって大きく変わります。個性を演出しようとするあまり、ひとつの建物の外観デザインが自己主張しすぎると、まち並み全体のまとまりが失われ、通りの魅力が損なわれてしまします。</p> <p>まずは、それぞれの通りの成り立ちを振り返りながら、まち並みと道路空間を眺め、その通りの特性や魅力を見つけることが大切です。</p> <p>その上で、まち並みや道路空間との調和を図るために、何が大切か、魅力を高めるためにはどのような工夫ができるのかを考えることが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■通りのイメージに沿った細やかな演出やおもてなしの工夫で魅力を高める。</p> <p>通りの成り立ちを知り、その通りの特性や魅力を見つけることができれば、少しの工夫で、魅力を高めることができます。</p> <p>建物の外観の一部に通りのイメージに沿った統一感のあるデザインを採用したり、店の雰囲気を表した小ぶりでおしゃれなサインや照明を設けたりするなど、優れたデザインによる演出は、個々の建物や通りの魅力を高めます。また、店先に飾られた香りのする草花やちょっと座れるベンチ、風に揺れるのれんなどは、人を迎えるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができ、心地よい景観を生み出します。</p> <p>道路等の公共空間では、通りのイメージやまち並みに調和した色彩や素材となり、道路空間の活用に配慮したシンプルでおしゃれな施設を設けたりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげない演出やおもてなしの工夫で魅力を高めることができます。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
地域の歴史と文化を活かしながら、東三河の顔に相応しい、賑わいと風格を創出するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中心市街地に相応しい、魅力ある夜景を創出するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしそすぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
中心市街地のまちづくりにあわせ、公共空間と調和したデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■商業系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、商業系用途地域に指定されている店舗や娯楽施設、事務所等が立地するエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

街路樹と隣接する公園や河川の潤い

本エリアは、豊橋駅周辺の中心商業地を取りまく市街地にあります。街路樹の緑や隣接する公園や河川の水と緑が潤いをもたらしています。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された市街地

本市の市街地は、豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が整備されてきました。本エリアは、こうした市街地のうち、主に中心商業地の周辺と主要幹線道路沿いにあります。

◆ 土地利用

住宅地の近隣に位置する商業地

本エリアでは、店舗や事務所が住居系エリアに隣接する範囲に立地し、一部では住宅が混在しています。大規模な店舗やホテル、娯楽施設の立地は限られており、中小規模の店舗等がまち並みの基調となっています。



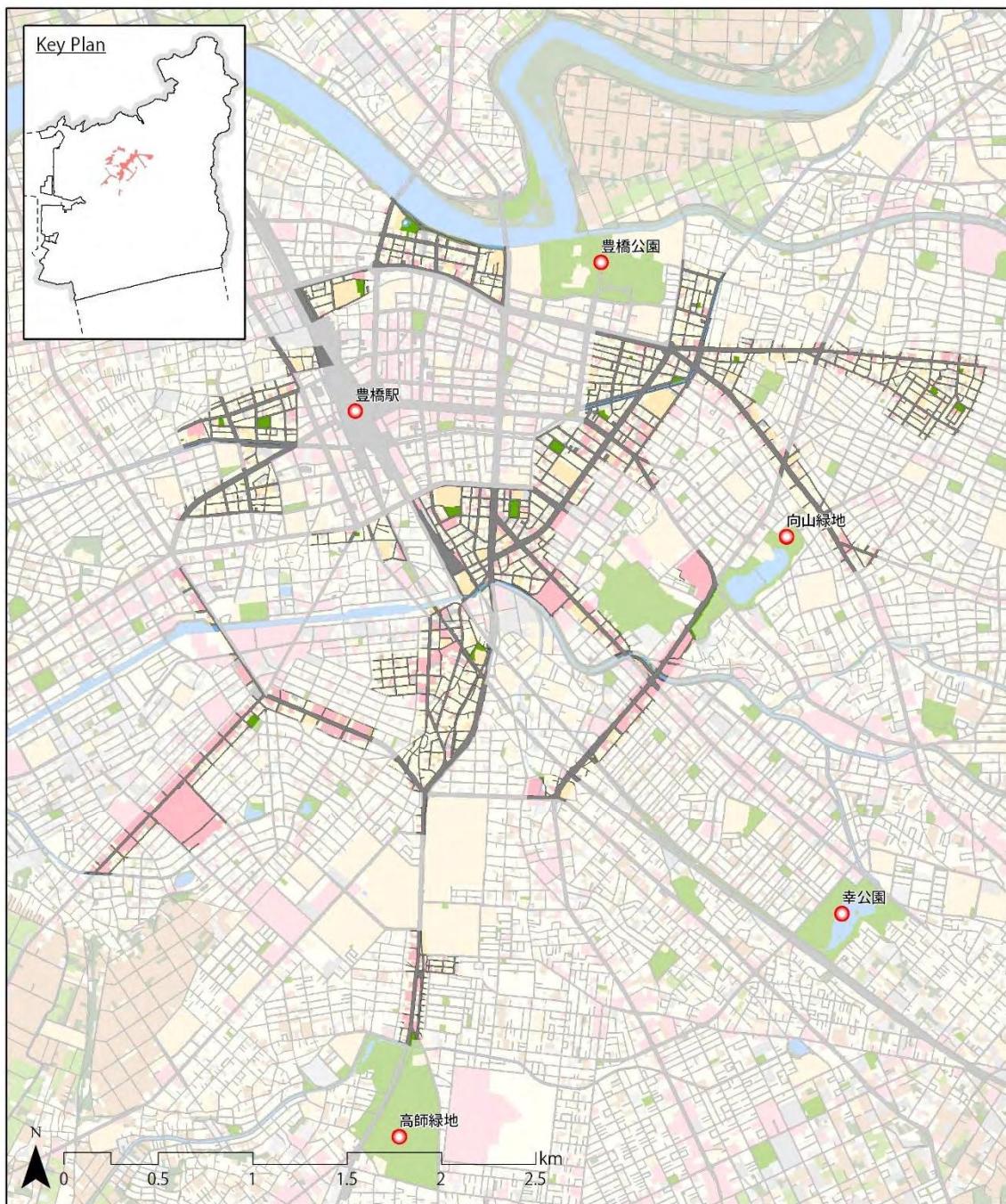
② 景観形成の目標像

魅力的な店舗のあるおしゃれなまち並みと

穏やかな住環境が調和したまち

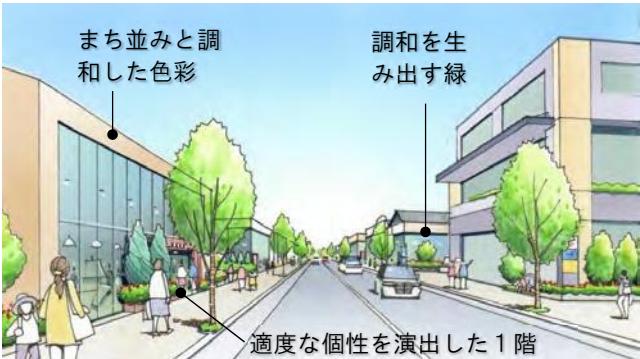
幹線道路沿いでは、個性的で魅力ある店舗が揃ったおしゃれなまち並み景観を形成し、周辺の住宅が混在する場では、調和のとれた穏やかなまち並み景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	おしゃれな商業地景観の形成 個性的で調和のとれたまち並み景観の形成
住宅地	
公共用地	緑の潤いを感じる調和のとれたまち並み景観の形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（商業系エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■商業地としてのまち並みの表情を大切にする。</p> <p>商店街等通りに建ち並ぶ一連の店舗群や、事務所や住宅、店舗等が混在する界隈は、場所ごとに異なる表情をみせています。それは、敷地のゆとりや建物の高さなど一定の秩序の下で、それぞれの店舗等が賑わいを求めて建物や看板のデザイン、店先のしつらえを試行錯誤することで形成され、魅力を増していきます。</p> <p>本エリアにおいては、界隈の賑わいを良く観察し、周辺との調和を図りながらも、商業地としての個性的で魅力ある表情を演出していく工夫が大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■連続する建物同士や道路空間との調和を大切にする。</p> <p>通りのイメージは、連続する建物や道路空間が一体となって形成されます。個性を演出しようとするあまり、ひとつの建物の外観デザインが自己主張しすぎると、まち並み全体のまとまりが失われ、良好な景観が損なわれてしまいます。</p> <p>一方、全体の秩序の中に個性を演出することも可能です。例えば、高さが異なる建物が建ち並ぶ商店街で、中高層部の色合いに統一感をもたせながら、低層部で適度な個性の演出を行うことで、歩行者は、まち並みに対して整った印象を受けつつ、賑わいを感じることができます。</p> <p>本エリアにおいては、まず通り全体を眺め、連続する建物同士や道路空間との調和を図るためにどんな工夫が必要かを考えることが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■細部のデザインやおもてなしの工夫で商業地としての魅力を高める。</p> <p>特徴の少ない商店街にあっても、少しの工夫で、通りの個性を生み出すことや、魅力を高めることができます。</p> <p>建物の外観の一部に通りのイメージを生み出す共通のデザインを採用したり、店の雰囲気を表した小ぶりでおしゃれなサインや照明を設けたりするなど、優れたデザインによる演出は、個々の建物や通りの魅力を高めます。また、店先に飾られた香りのする草花やちょっと座れるベンチ、風に揺れるのれんなどは、人を迎えるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができ、心地よい景観を生み出します。</p> <p>道路等の公共空間では、道路施設を、通りのイメージやまち並みに調和した色彩や意匠にしたり、街路樹を再生したりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげないデザインやおもてなしの工夫で商業地としての魅力を高めることができます。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
商業地としてのおしゃれな環境づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしそぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
商店街等では、照明を工夫し、夜間の魅力ある景観づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■沿道系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、主要幹線道路の沿道に指定されている第2種住居地域、準住居地域のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

街路樹と隣接する公園の緑

本エリアは、豊橋駅周辺を取りまく市街地の主要幹線道路沿いにあります。街路樹や沿道の公園の緑が潤いをもたらしています。また、通りを見通すと、遠くの山並みが眺められる場所もあり、心を落ち着かせてくれます。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された市街地

本市の市街地は、豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が整備されてきました。本エリアは、そうした市街地の主要幹線道路沿いにあります。

◆ 土地利用

商業店舗を中心に、事務所や住宅が混在

本エリアは、幹線道路に沿って主に商業用地として土地利用されており、店舗や事務所、自動車関連施設、住宅等が混在して建ち並んでいます。

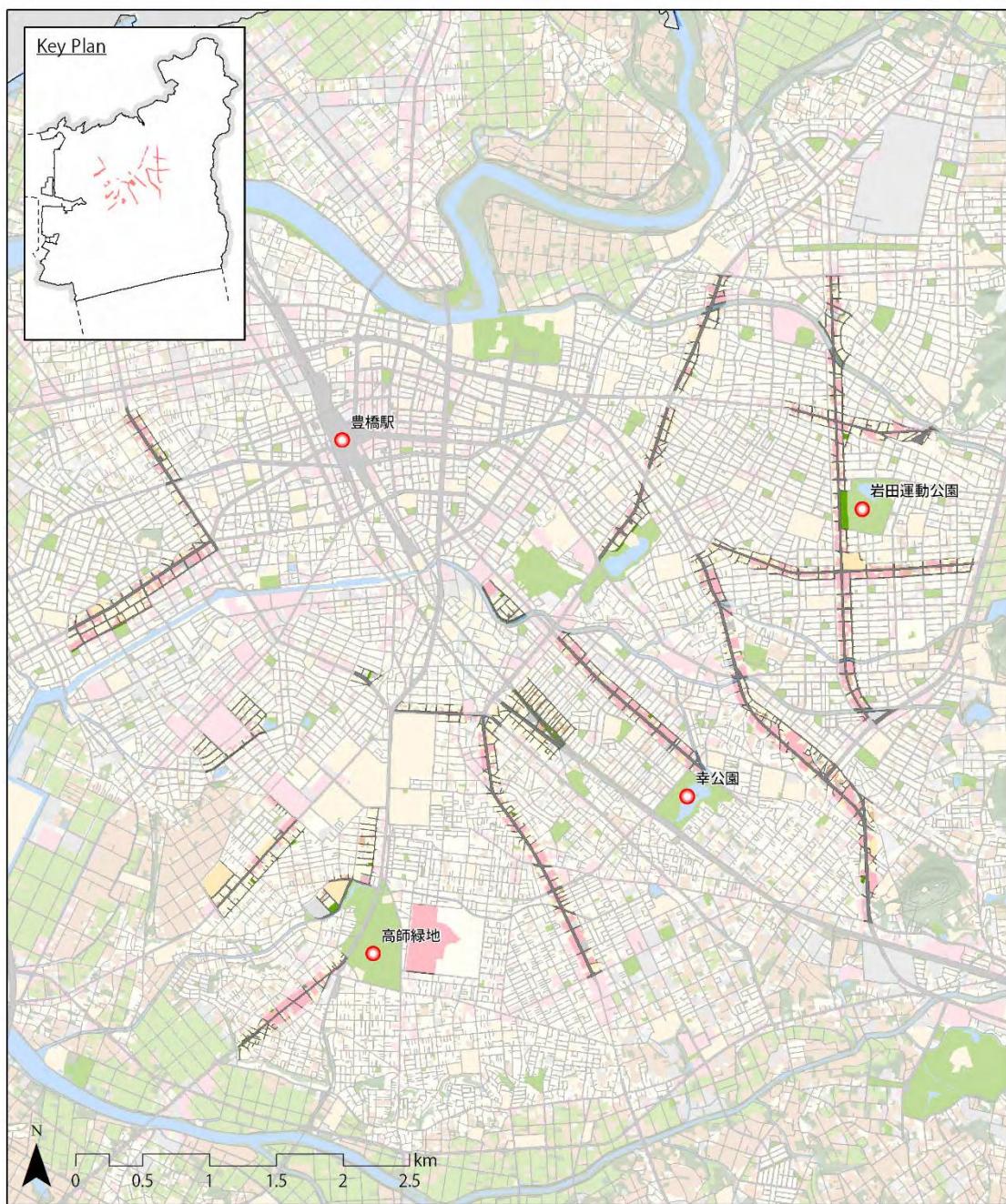


② 景観形成の目標像

楽しさやここちよさを感じ取る、印象的な沿道景観

通りに面する様々な用途の建築物等が互いに調和し合いながら、道路からの視線を意識したまち並みを形成することで、市民や来訪者が楽しさやここちよさを感じ取ることのできる、印象的な沿道の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	
住宅等	
公共用地	楽しさや快適さを感じる沿道空間の形成 沿道全体で調和した建築物等の景観形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（沿道系エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■市民・来訪者にとって、快適で印象的な空間をつくる。</p> <p>道路は、市民が日常生活で利用する生活空間の一部であり、来訪者が目的地に移動するために利用する空間です。本エリアは、主に幹線道路沿いにあり、そこに立地する商業施設等は、沿道景観の一部として、まちの印象づくりを担っています。</p> <p>本エリアは、多くの市民や来訪者が利用する幹線道路沿いであることを意識し、楽しさやここちよさを感じることができる印象的な沿道空間の形成が大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■沿道景観の調和の創出を意識する。</p> <p>幹線道路の沿道には、様々な用途の建築物や広告物が建ち並び、雑多な景観になります。道路に面する部分は建築物の顔であり、沿道はそれらが連なる空間となります。自身の建築物を目立たせようと、派手な色彩や独特な形態・意匠にすることは、まち並みの調和を損ねてしまいます。それぞれの建築物が個性を持ちながらも、まち並み全体の調和が保たれた通りは、訪れる人々を楽しませ、地域の魅力や価値も高めます。</p> <p>沿道は多様な視線に溢れています。歩行者の目線や車窓からの目線、向かいの通りからの目線など様々です。自身の建築物等が、周辺の建築物と一緒に見えていたまち並みの一部であることを認識し、どこから、どのように眺められるのかを意識して、沿道景観の調和の創出を意識することが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■細部のデザインやおもてなしの工夫で沿道の印象を高める。</p> <p>様々な店舗などが立地する幹線道路沿いにあっても、沿道景観の調和を創出しながら、通りの印象を高めることができます。</p> <p>建物の外壁は落ち着いた色合いにしながら、おしゃれにデザインされたサインをアクセントとして設けるなど、優れたデザインによる演出の工夫は多くあります。また、沿道に植えられた草花や緑、風に揺れるのれんなどは、人を迎えるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができます。</p> <p>道路等の公共空間では、道路施設を通りのイメージやまち並みに調和した色彩や意匠にしたり、街路樹を再生したりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげないデザインやおもてなしの工夫で沿道の印象を高めることができます。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
楽しさやここちよさを感じ取ることができる印象的な沿道空間の形成に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしそぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
店舗等は照明を工夫し、夜間の魅力ある沿道景観づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■住居系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、主に住居系用途地域に指定されている住宅地が広がるエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

エリアを包む緑と公共空間の自然

本エリアは、主に豊川や梅田川に挟まれた台地にあり、河岸段丘の斜面緑地がエリア周囲の一部を縁取っており、東部丘陵の山並みが背景になっています。エリア内では、公園や道路、河川などの自然が住宅地に潤いをもたらしています。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された住宅地

本市の市街地は、主に豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が数多く整備されてきました。本エリアは、こうした市街地の住宅地です。

◆ 土地利用

戸建て、低層が基調の住宅地

本エリアでは、戸建て、低層の住宅が建ち並ぶ落ち着いたまち並みが基調となっています。一部では、店舗や事務所等が混在する中高層住宅が立地する環境もみられます。

住宅地には公園や緑地がバランスよく配置され、都市的な土地利用の中で、まちに潤いをもたらしています。

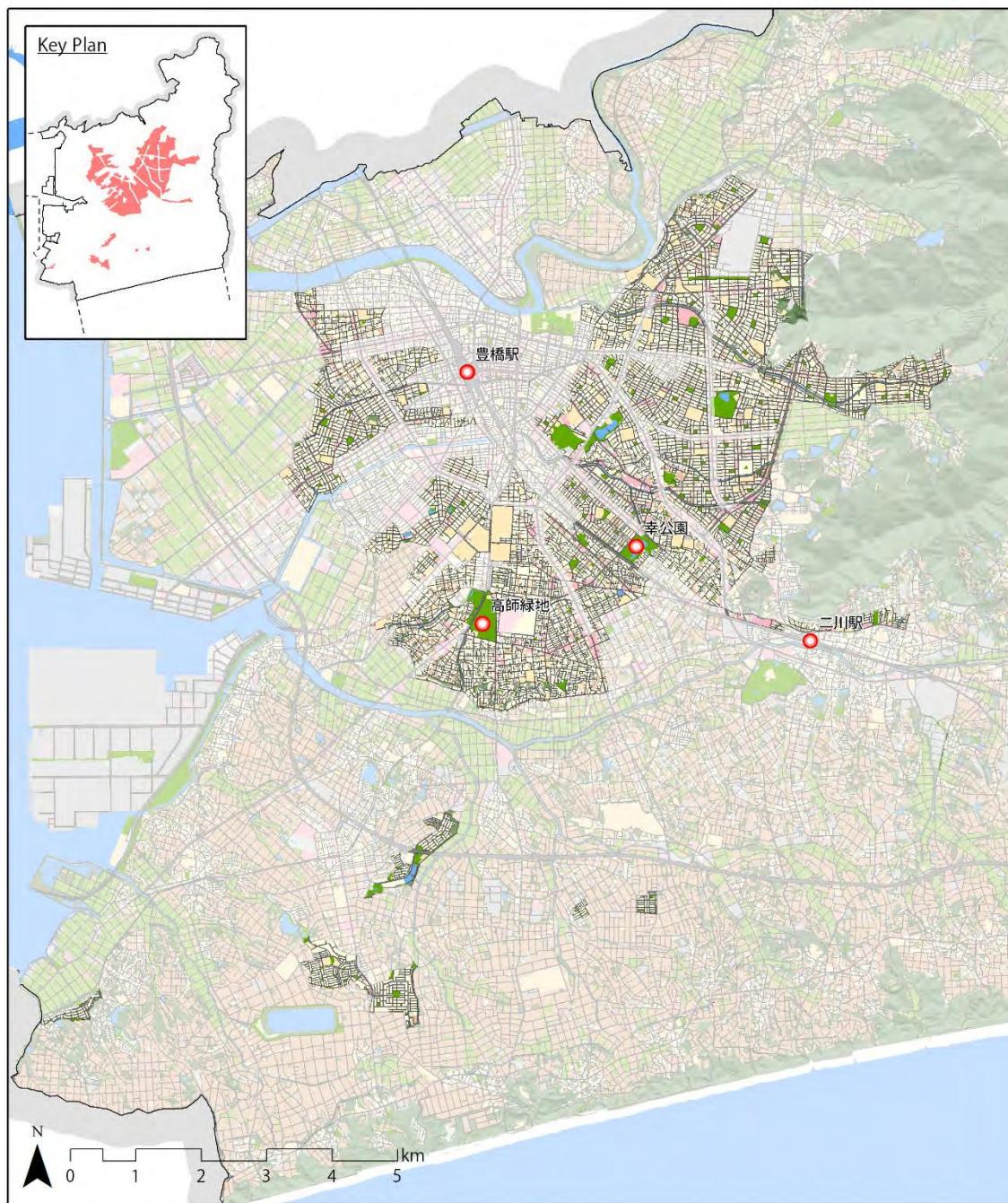


② 景観形成の目標像

緑の潤いを感じながらゆったりと暮らせる、 落ち着いたまち並み景観

市街地を縁取る緑を保全するとともに、緑の潤いを感じる環境を創出し、ゆったりと暮らせる落ち着いたまち並み景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅等	
商業用地	緑の潤いを身边に感じる環境の創出
公共用地	調和のとれた落ち着いたまち並み景観の形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（住居系エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■やすらぎのある緑の環境を創出する。</p> <p>古来豊橋の人々は、石巻山や豊川などの自然を身近に感じて暮らしてきました。東部丘陵の山並みや河畔林などの緑は、暮らしの背景として、人々の原風景の一部となっています。</p> <p>第二次世界大戦の豊橋空襲は市街地を焼け野原としましたが、先人は、戦後復興の中で街路樹や公園を整備し、暮らしのなかに身近な緑を創出してきました。現代、人工的な建造物の多い市街地内において、緑は市民の暮らしにやすらぎをもたらしています。</p> <p>本エリアにおいては、住環境の質を高めるために、まちを包む緑の眺めを意識しながら、緑の潤いを感じる環境を創出していくことが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■周辺の家々との調和や緑の繋がりを大切にする。</p> <p>住宅地が建ち並ぶ本エリアでは、人々の生活環境の質の向上が大切です。暮らしやすさは、自分の家だけでなく、その周辺のまち並みが創り出す雰囲気によって感じ取るもので、閑静で、落ち着きある佇まいを見せるまち並みは、隣り合う家々が、馴染みあっています。</p> <p>まずは、親しい近所同士を表わす「向こう三軒両隣」との調和を意識し、まち全体から感じ取る佇まいを、自分自身の行為が継承できているかどうか考えることが重要です。</p> <p>また、周辺の道路や公園などの緑や、近隣の家々の緑との関係性を意識し、緑のつながりを生み出すことも重要です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■暮らしを彩る小さな工夫を大切にする。</p> <p>まちの魅力は、建物の外形デザインからのみ感じ取るものではありません。例えば、道路に面する前庭に、季節を感じさせる路地園芸を置くことだけでも、印象的な玄関口が生まれます。また、心地よい香りのする草花を飾ったり、小鳥やチョウが訪れる庭木を植えたりすることで、こころ豊かな環境が育まれます。一方、煩雑な印象を生み出す設備機器や駐車場などは、緑化などにより、見え方を工夫する必要があります。</p> <p>道路や公園等の公共空間では、安全安心に歩くことができる歩行環境を整備したり、生態系に配慮した緑化を行ったりすることも、ここちよい景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
緑の潤いを身近に感じる環境の創出に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物等の配置をまち並みの特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的な特徴のあるまちでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、庭先への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■近隣工業系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、工業系用途地域に指定されている工場等が立地するエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

河川の自然や周辺の農地

本エリアは、主に市街化区域のなかでも中心部から離れたところにあり、一部は市街化調整区域に島状にあります。豊川や柳生川、梅田川がエリア内やエリアに沿って流れています。農地が近接しています。

◆ 歴史・文化的背景

湊町から発展した工業地と産業の発展によりつくられた工業地

江戸時代、城下町吉田は湊町としても栄え、豊川沿いの吉田湊は物流の拠点になりました。今も豊川沿いに製材所が多いなど、当時の面影を感じさせます。

また、都市の発展に伴い産業用地の需要が高まり、郊外部の国道1号沿い等、物流に便利な幹線道路沿いに工業用地が広がりました。

◆ 土地利用

大小の工場等の立地

工業系地域は主に、郊外や市街地の外縁部、幹線道路沿いに立地しています。

工業専用地域には大規模な工場が立地しており、準工業地域等においては、小規模から大規模な工場が住宅と混在しながら立地しています。

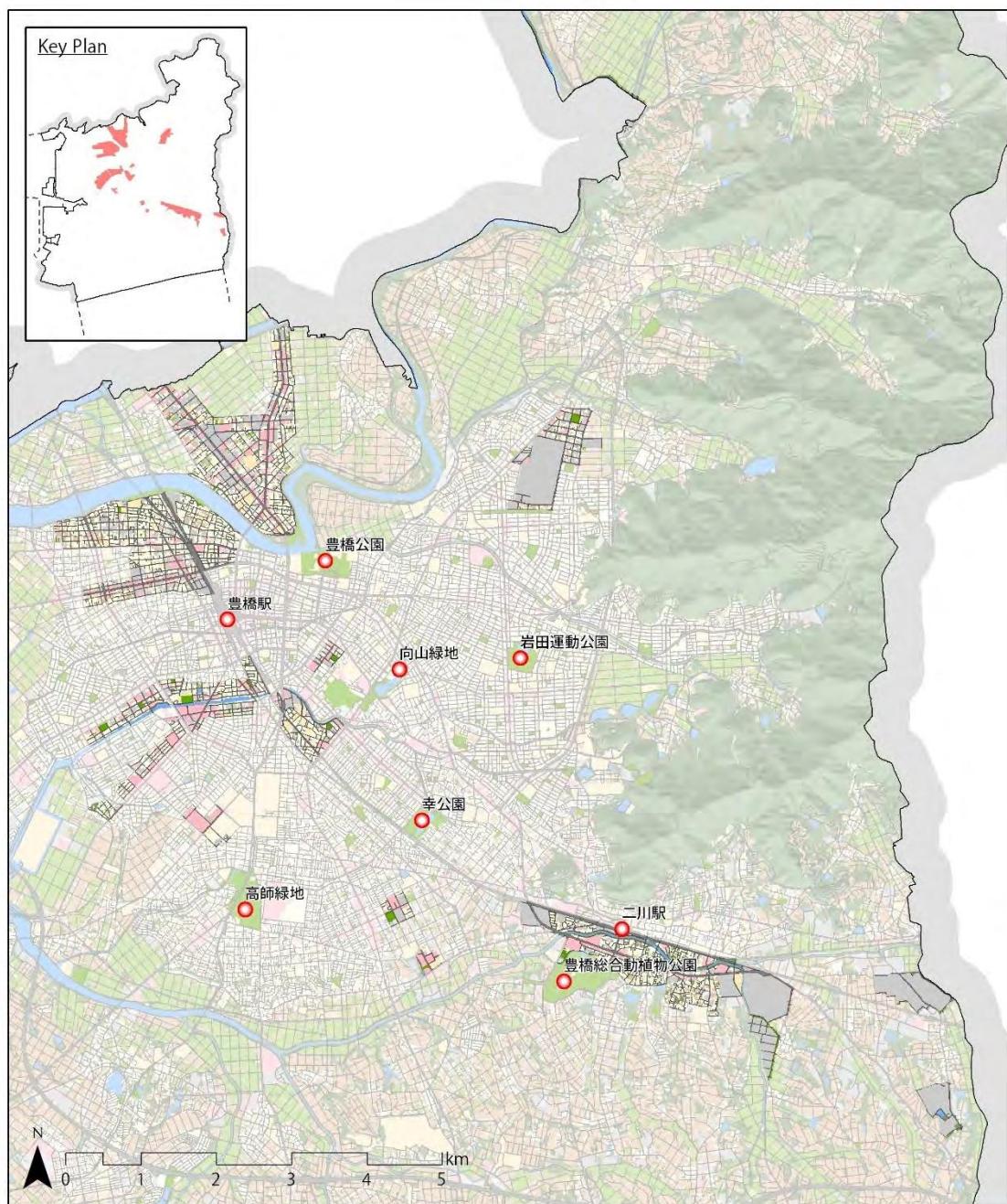


② 景観形成の目標像

緑の潤いを感じる、 穏やかな工業地景観

緑化により潤いを創出しながら、周辺の住宅地や田園と調和した、穏やかな工業地の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
工業用地	周辺の住宅地や田園と調和した環境の創出 緑化による潤いある景観の創出
住宅等	
公共用地	緑の潤いのある穏やかなまち並み景観の形成
商業用地	歴史的景観資源の保全
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（近隣工業系エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■周辺の住宅地や田園との調和を大切にする。</p> <p>本市の内陸部の工業系エリアは、湊町として栄えていた豊川沿いから発展し、市街地の拡大とともに物流に有利な幹線道路沿いに形成され、住宅地や田園に隣接しています。また、その多くが、工場と住宅が混在しながら形成されてきました。</p> <p>本市の豊かさを支える工業地が、周辺の住宅地や田園に調和するとともに、人々の快適な生活環境を損なうことのないよう、清潔感や潤いある空間づくりに配慮することが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■工業地に穏やかで潤いある環境を生み出す。</p> <p>工業地は、人工的な環境になりがちです。働く環境の快適性を高めるためにも、穏やかで潤いある環境が必要です。</p> <p>眺めのなかで多くを占める工場の建築物や工作物は、その存在感や圧迫感等を低減させ、ゆとりある快適な環境を創出することが大切です。特に潤いある緑は、無機質な空間に安らぎをもたらし、周辺の自然や農地との調和を図るためにも効果的で、大気や騒音などの環境負荷の低減にも有効なため、緑を活かした景観配慮が大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■細やかな配慮で穏やかな印象を高める。</p> <p>本エリアは、主に工場としての土地利用が主体ですが、住宅や店舗が混在する場所や、周辺に田園が広がっている場所があります。こうした場所は、地域の人々の生活空間にもなっています。</p> <p>異なる土地利用の間に適度な空間を確保し、周辺環境に馴染む緑で緩やかにつなぐ工夫や、工場の外観を近隣の住宅の外観に調和させる等、より細やかな配慮を行うことが大切です。また、工場の設備や駐車場、荷捌き場が道路空間から目立たないよう、施設の配置を工夫したり、目隠しを設置したりすることも、良好な景観を創出することに繋がります。</p> <p>道路等の公共空間は、施設をシンプルなデザインとしたり、周辺景観に馴染む色彩にしたりすることで、エリア全体の調和を図ることが大切です。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
周辺の住宅地や田園と調和した環境の創出に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用を図り、建築物や工作物はできるだけ、敷地境界から離すよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物や工作物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな形態、意匠とする。大規模なものは、分棟化や視覚的な分節化等により、周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
隣接する建築物や自然、農地と穏やかに調和するよう、建築物等の配置や外観、素材、緑化等の工夫に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の植栽など、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■二川宿周辺エリア [まちの景]

市南東部に位置する、東海道の宿場町として栄えた二川宿とその周辺のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

東部丘陵の麓の平地

本エリアは、東部丘陵の南端の麓にあります。市街化区域内ですが郊外部に位置しており、まちの北側は、山林が背景となっています。

◆ 歴史・文化的背景

東海道の宿場町から発展したまち

二川宿は東海道の33番目の宿場です。徳川家康が東海道に宿場を設置した当初からの宿といわれています。宿場町特有の、間口が狭く奥行きの長い宅地割が行われ、街道に沿って切妻平入りの家々が軒を連ね、旅人を迎えていました。

現在でも本陣や旅籠屋等の当時の建造物が残り、当時の面影のあるまち並みが形成されています。毎年10月に華やかな山車が繰り出す例祭が行われるなど、地域住民により伝統文化が引き継がれています。

明治以降は製糸業のまちとして発展し、多くの製糸工場が周辺に建設されました。現在は、その面影もなくなり、住宅地が形成されています。

◆ 土地利用

旧宿場町の歴史的なまち並みと周辺の住宅地

本エリアの拠点の旧宿場町では、旧街道沿いに歴史的建造物が保全され、低層の住宅や店舗が建ち並んでいます。住民により歴史的なまち並み景観形成が進められ、落ち着いた景観が形成されています。

また、旧宿場町の周辺は、低層住宅や3階建て程度の共同住宅が主体の住宅地が形成されるとともに、店舗等の生活利便施設も立地しています。

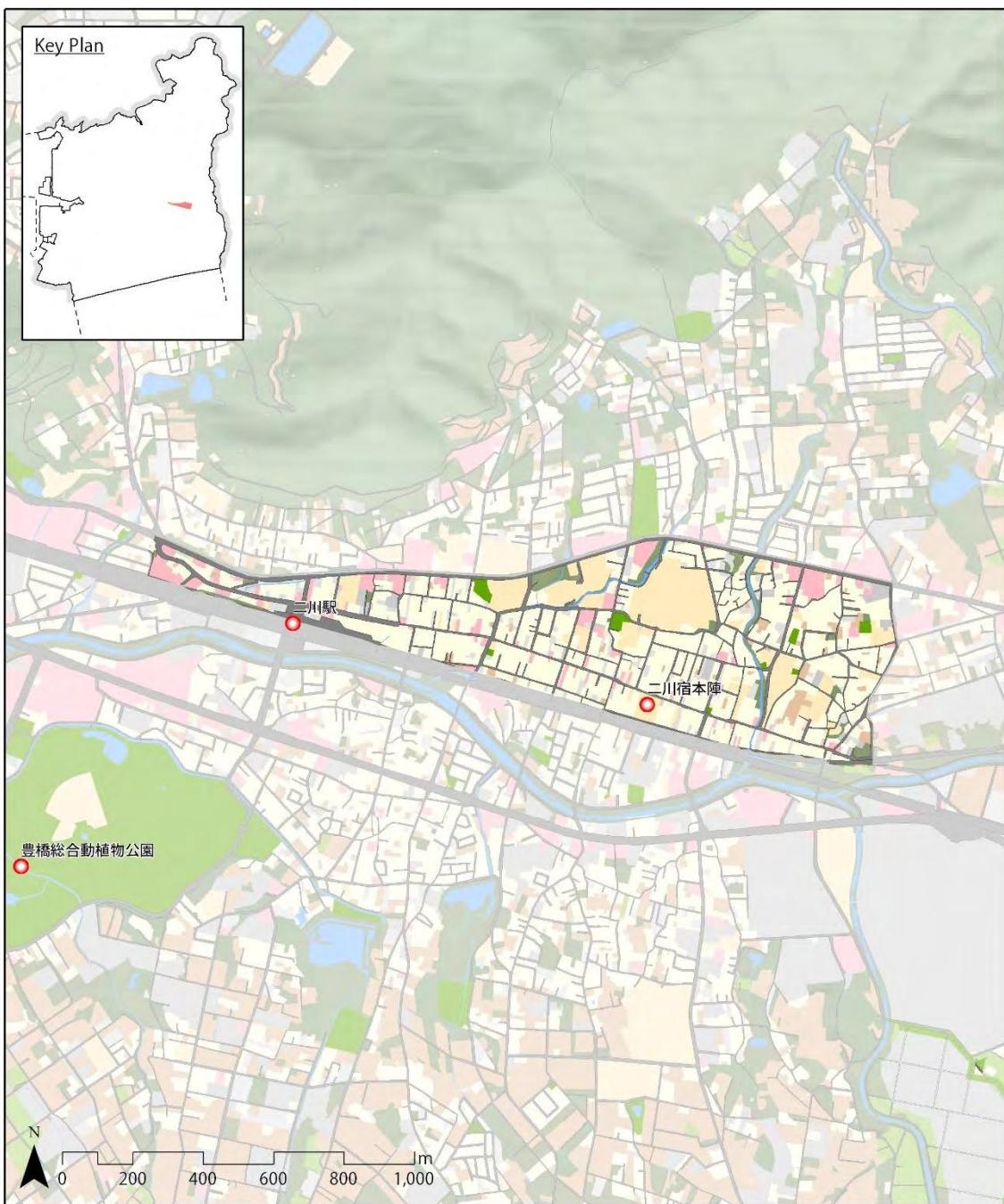


② 景観形成の目標像

二川宿を拠点とし、歴史と文化の薫る、落ち着いた暮らしの景観

宿場町の歴史的なまち並み景観形成をすすめるとともに、周辺では、点在する歴史的資源を活かし、背景の丘陵地の緑とも調和した落ち着いた住景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅等	
公共用地	歴史的な建造物の保全 旧宿場町の歴史的なまち並み景観の形成
商業用地	旧宿場町周辺の落ち着いたまち並み景観の形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（二川宿周辺エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■二川宿と東海道の歴史を尊重する。</p> <p>本エリアには東海道が横断し、二川宿が拠点になっています。旧宿場町には、歴史的建造物が保全され、当時を彷彿とさせるまち並みが残されています。また、その周辺には、由緒ある社寺が点在し、観音様が立つ岩山や東部丘陵の山並みがエリアの背景になり、歴史の薫る落ち着いた環境があります。</p> <p>本エリアでは、移り行く時代の中でも、地域の人々が変わらずに大切にしてきた想いが、景観に強くあらわれています。過去からの想いを引き継ぎ、宿場町の歴史を尊重することが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■歴史的環境、往時を偲ばせる景観資源を大切にする。</p> <p>本エリアの拠点である旧宿場町は、切妻平入りのまち並みが特徴で、現在でも、旧宿場町の建築として重要であった、本陣、旅籠屋、商家が保全されています。周辺には、伝統行事が引き継がれている神社や、緑に包まれた寺院など、歴史的資源が数多く点在しています。また、エリア内は、宿場町からまちが発展したことから、落ち着いた住宅地の環境が形成されています。</p> <p>本エリアにおいては、建築等を行う空間とその周辺を見渡して、旧宿場町の歴史的なまち並みや、周辺の歴史的資源、落ち着いた住環境との調和を図ることが大切です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■伝統的な建築様式との調和や歴史的な環境を彩る工夫を大切にする。</p> <p>本エリアでは、切妻平入りの建築物が、往時から現代に至るまで引き継がれてきました。伝統的な建築物は、木造瓦葺きで、木やしっくいを組み合わせた美しい壁面を有しており、周辺の家々も、落ち着いた色調で整えられています。</p> <p>本エリアでは、個々の建築物の細かい作法が、宿場町としての風情をより一層色濃いものとしています。一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。また、風に揺れるのれんや美しい音色の風鈴、季節の花が生けられた一輪挿しなどは、心地よさを生み出し、まちの魅力を高めます。</p> <p>道路や公園等の公共空間では、個々の施設を歴史的環境に調和した意匠や色彩にすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
二川宿から発展した、まちの歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、建築物等の配置を地域の特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■南部田園エリア [農の景]

郊外の丘陵地に広大な農地を有する市南部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

ゆるやかな起伏ある地形

本エリアは、概ね標高 10～50m の台地で、梅田川やその支流沿いは標高 5～10m の低平地となっています。緩やかに起伏する地形が形成されており、田園景観の基盤となっています。

◆ 歴史・文化的背景

豊川用水の完成による農業王国の形成

本エリアには大きな河川がないため、かつては旱魃に悩まされる地域でした。戦後、大規模工事によって豊川から水を引く豊川用水が建設されました。水を安定的に確保できるようになると、温暖な気候を活かして収益性の高い作物を計画的に栽培できるようになりました。東三河の農業の中心地となりました。

◆ 土地利用

大地に連なる田園

本エリアは、ゆるやかな起伏のある大地に、広大な田園が形成されています。キャベツ畑をはじめ、はくさいやすいか等多様な作物が生産されることで、パッチワークのような田園の眺めが展開しています。

また、梅田川沿い等一部の限られた低平地には水田が分布しています。

大地に佇む社寺、集落

広がりある田園の中には、社寺や集落が点在しています。これらは、背の高い社寺林や屋敷林に囲まれており、起伏ある大地の上で静かに佇んでいるように見えます。

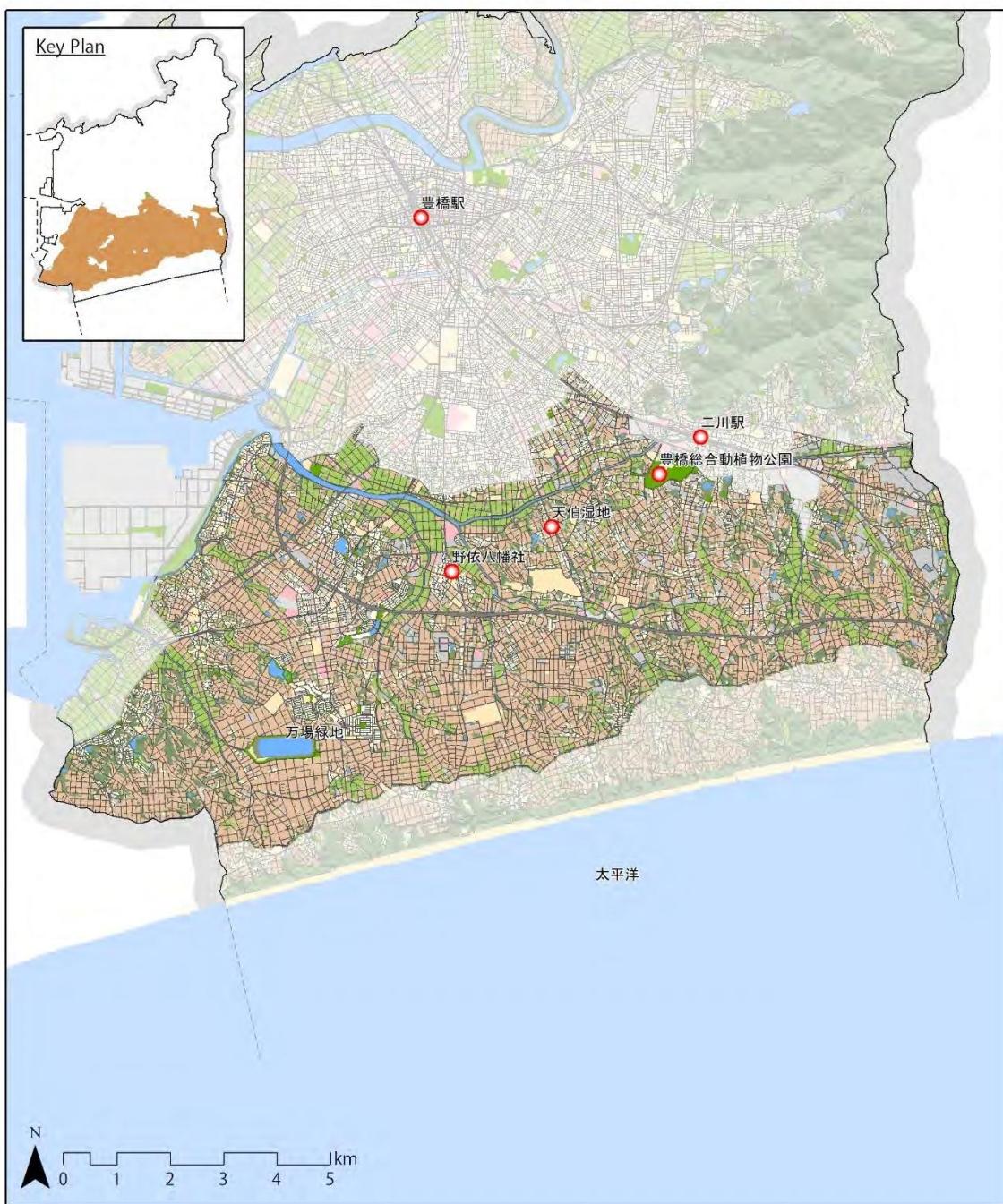


② 景観形成の目標像

ゆるやかな起伏のある大地に広がる穏やかな田園景観

ゆるやかな起伏のある大地を大切にし、広大な田園景観と懐かしい集落景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
平地林等	平地林や鎮守の森の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	ゆるやかな起伏のある地形の保全
畠	美しい田園景観の保全
住宅等	歴史的景観資源の保全
公共用地	既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（南部田園エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■緩やかな起伏のある大地の景観を大切にする。</p> <p>本市の中でも、最も広がりのある農的景観を形成している場所が本エリアです。江戸時代から新田開発が行われた低地部とは異なり、長い間旱魃に悩まされてきたこの地域は、入植者による開拓や豊川用水の開通、土地改良の進展とともに、農業王国へと成長しました。低地部では水平基調の水田が展開しますが、本エリアでは、緩やかな起伏の上で、パッチワークのように多様な作物が栽培されている景観が形成されています。</p> <p>本エリアにおいては、緩やかな起伏のある大地と、開拓からの歴史と文化を尊重することが大切です。</p> 
II 周辺を見渡す	<p>■大地の中で広がりある農地を主役にする。</p> <p>緩やかに起伏する大地の上では、低層の家々が地形に沿って立地し、農地の中に埋もれているように見えます。昔ながらの社寺や集落は、社寺林や屋敷林が取り囲むことで、田園の広がりの中で、平地林とともに緑の連なりをつくっています。</p> <p>本エリアにおいては、広がりある農地の中で建築物や開発行為がどのように見えるのかを意識し、農地との調和を図ることが重要です。特に工場のような大規模な建築物や工場団地などの開発行為の場合は、緑の連なりや起伏のある農地に馴染ませる工夫が必要です。</p> 
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部に見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には、瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲はイヌマキの生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、草花の生えた法面や自然石の石積みが、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施することで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、大地のなかに印象的な木を植えたり、日常的に緑や農地の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
緩やかな起伏のある大地と、それを基盤に形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背景の緑との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■表浜海浜エリア [海の景]

太平洋に面した砂浜と海岸林が連なり、美しい海への眺めが広がる市南部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

美しい砂浜と海食崖

本エリアでは、美しい砂浜が延々と続き、海の先には美しい水平線が広がっています。エリアの東側は広い砂浜と緩やかな段丘になっており、西側は比較的砂浜が狭く、荒々しい海食崖が形成されています。

砂浜では、海浜植物の花が咲き、アカウミガメの産卵と孵化が続いている。

海食崖の上や段丘には、常緑広葉樹の海岸林が形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

豊かな自然を守る人々の取り組み

中世から伊勢街道が砂浜の締まったところに通っていたと考えられています。

本エリアの海岸線一帯は波浪や高潮による浸食が著しい場所で、離岸堤等の整備等により海岸浸食対策が行われてきています。また、砂浜には、高豊漁港と二川漁港の2つの漁港区域があります。

砂浜は、アカウミガメが訪れる自然環境を守るために、車両の乗り入れ規制がされており、砂を定着させるための堆砂垣を設置する市民活動もみられるなど、この地の豊かな自然は、人々の手で守り続けられています。

レクリエーション空間

現代の表浜海岸では、サーフィンや釣りをする人々が賑わいをみせるなど、雄大な自然を体感できる本市を代表する景勝地となっています。

◆ 土地利用

豊かな自然が残る海岸

太平洋から砂浜、丘陵や海食崖へと続く豊かな自然環境が本エリアの特徴です。

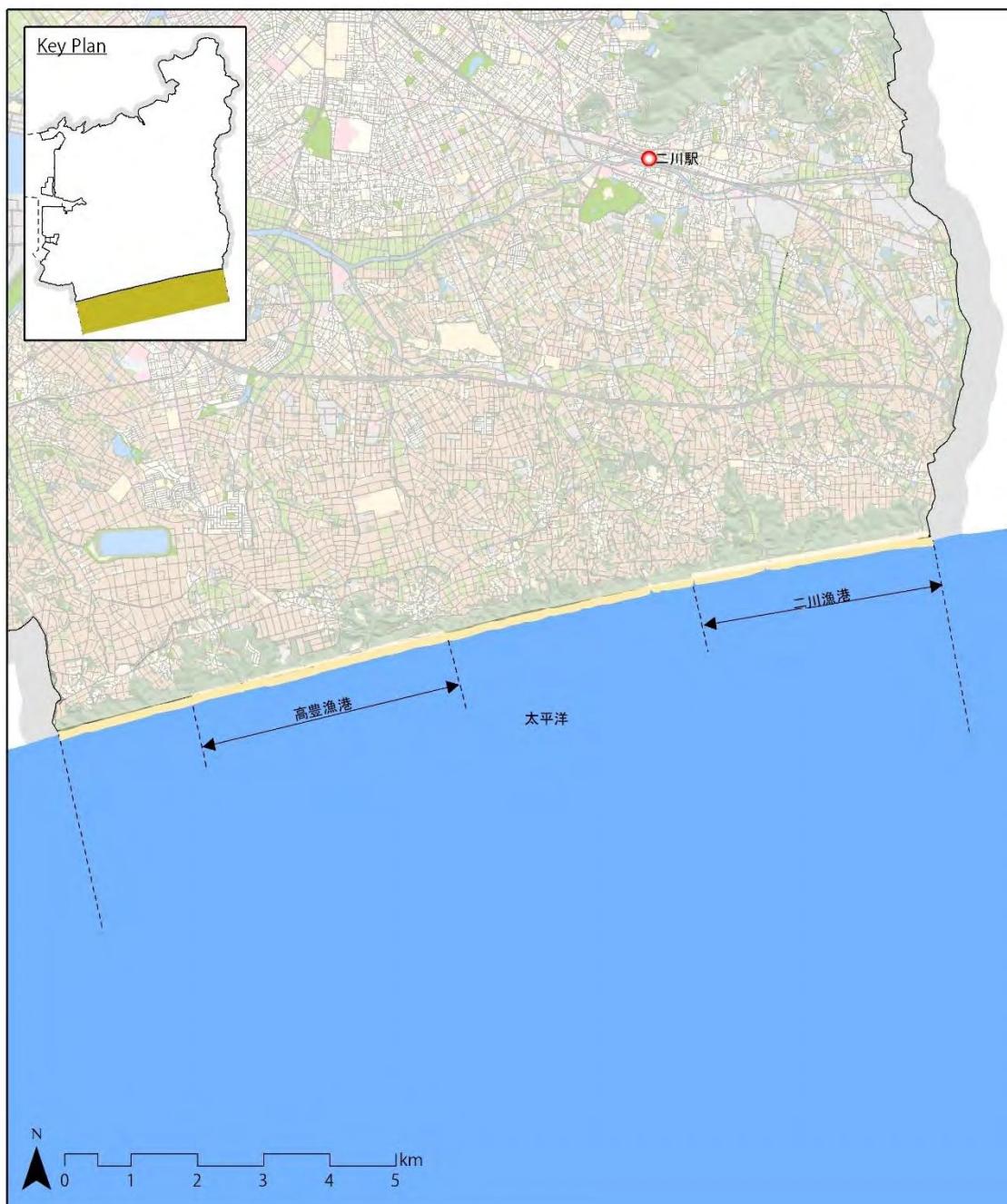


② 景観形成の目標像

美しい砂浜と海岸林が続く、ゆったりとした時をすごせる、雄大な自然景観

貴重な生態系のある美しい砂浜と常緑広葉樹の海岸林を大切にし、訪れる人々がゆったりとくつろぐことのできる雄大な自然景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
海岸	美しい砂浜と海岸林の保全 自然と調和した工作物等の景観形成
海	水平線の眺めの保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（表浜海浜エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■太平洋に面する砂浜と海食崖・海岸林が織りなす自然環境を大切にする。</p> <p>有史以前からの自然の作用が、表浜の雄大な自然景観をつくりだしました。その後の先人たちの努力によって、現代に至るまで、アカウミガメが毎年上陸する豊かな自然環境が保全され続けています。青い海、美しい砂浜、海岸林のコントラストは、変動する各時代の中でも変わらずにあり続けてきた貴重な景観です。</p> <p>太平洋、砂浜、海食崖・海岸林が形成する雄大な自然景観と、アカウミガメが訪れる豊かな自然環境を、今と変わらないままに、将来に引き継いでいくことが大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>海食崖・海岸林</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>青い海と美しい砂浜</p> </div> </div>
II 周辺を見渡す	<p>■自然が主体の雄大な眺めを大切にする。</p> <p>本エリアでは人工物があまり目につきません。砂浜に立つと、一面に青い海が広がります。遙か先に望む水平線まで視線を遮るもの何もなく、雄大な自然を感じることができます。背後には海食崖がそびえ、荒波や風が陸地を削り取つてきました長い月日を物語っています。海と崖の間には美しい砂浜がどこまでも続いています。</p> <p>本エリアの魅力は、人工物が目につかないことであることを十分に認識し、自然が主体の雄大な景観を損なわないよう留意することが大切です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>人工物があまり目につかない、自然が主体の雄大な景観</p> </div>
III 細部に目を向ける	<p>■自然に調和する細やかな工夫や貴重な生態系を大切にする。</p> <p>表浜は、漁港やレクリエーションの場としての利用、自然環境や国土の保全、といった様々な面から施設の整備が必要です。こうした施設の整備にあたっては、自然が主役であることを考慮し、それぞれの場所に応じて自然に調和する細やかな配慮を行うことが大切です。</p> <p>海食崖の谷筋の道を抜け、砂浜と海が一面に開ける場所は、本エリアの玄関口といえます。こうした場所では、人工物の設置をできるだけ避けることが大切です。サインを整備する場合は、美しい海への眺望を遮らないよう、配置や形態への工夫を行うとともに、統合化による設置数の抑制、シンプルで質の高い表示デザインを行うことが大切です。</p> <p>海岸林や砂浜、海中などに施設を整備する場合は、自然の中で目立ちにくくいう工夫するとともに、生態系への十分な配慮を行うことが大切です。</p> <p>また、ゴミの散乱を防ぐなど、日常的な清掃活動や、自然環境の保全活動に取り組むことも、美しい景観づくりに大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
海、砂浜、海食崖・海岸林により形成されている雄大な自然環境を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
表浜の生態系を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然の雄大な眺めから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然と調和する、穏やかな形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
樹林地では、周辺の自然と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然の地形に馴染ませ、大規模な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
海岸への導入路等では、海の眺望を遮らないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自然の植生や砂浜の保全に努めるとともに、緑化を行う場合は、地域の植生や生態系に影響しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、周辺の自然環境の保全に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■表浜沿岸田園エリア [海の景]

海岸林がつながり、田園と集落による農的景観が広がる市南部の台地上のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

海食崖の上の台地、つながる海岸林

本エリアは、海食崖の上の台地にあります。エリアの南側は、海側に標高を減じる幾筋の谷が形成されています。北側は概ね平坦な地形となっており、畠地や集落があります。

エリアの南側には常緑広葉樹の海岸林が形成されています。この林が帶となって連なることで、潮風や飛砂から内陸部を守っています。

◆ 歴史・文化的背景

海との関わり合い

表浜海岸は、海食崖を背後に有する砂浜の直線海岸であることから、地曳網が主たる漁法として採用されてきました。

明治時代に南部地域の開墾の進展等を背景に、次第に畠作によって生計を立てるようになっていきました。

◆ 土地利用

海岸林に守られる農地と集落

エリアの南側は海岸林の常緑広葉樹の海岸林が形成され、概ね自然的な土地利用が成されています。海岸林が潮風や飛砂を防ぐことで、エリアの北側には、農地や集落が形成されています。

農地や家々は、海風から守るために背の高い生垣に囲まれており、海岸林・農地・屋敷林等による緑の連なりのある集落となっています。

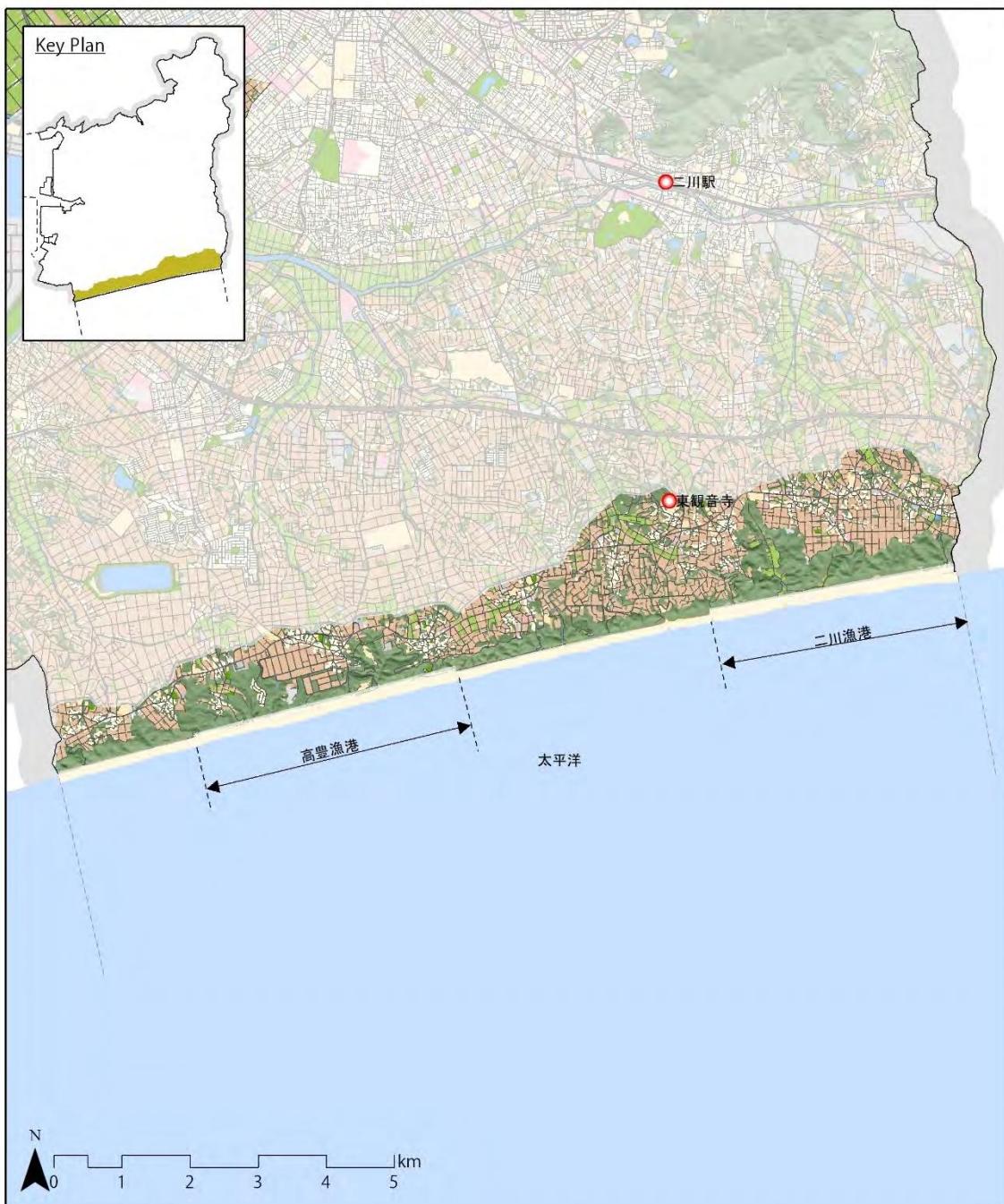


② 景観形成の目標像

連なる海岸林に守られ、 緑に包まれた落ち着いた田園景観

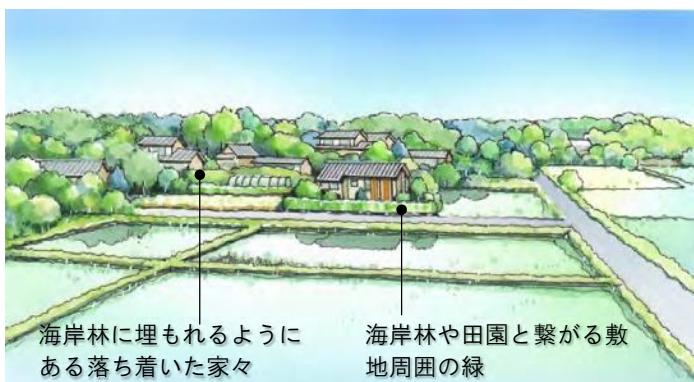
沿岸に連なる海岸林を大切にし、緑に囲われた集落と農地が調和する、落ち着いた田園景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
海岸林等	海岸林等の美しい自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	美しい田園景観の保全
畑	歴史的景観資源の保全
住宅等	既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
公共用地	

③ 景観形成の配慮指針（表浜沿岸田園エリア）

視点	地域で大切にする考え方
I 地域の成り立ちを知る	<p>■海岸林に守られた暮らしの場の景観を大切にする。</p> <p>常緑広葉樹が続く緑豊かな海岸林は、内陸部の台地上に位置する集落や畠地を潮風から守っています。海岸林を背にして、畠と家々が位置する空間構成は、海とともに暮らし続けてきた地域の歴史を示し、訪れる人に懐かしさを感じさせます。</p> <p>本エリアにおいては、この景観の基盤である、海岸林、集落、農地より形成されている空間の基本構成と、農村の歴史と文化を尊重することが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">海岸林が暮らしの場を包む</p>
II 周辺を見渡す	<p>■海岸林から集落までの緑の連なりを大切にする。</p> <p>海岸林を背にした低層の家々の周囲には、背の高い生垣が設けられるなど、海風から生活の場を守るために工夫がなされています。海岸林、農地、生垣によって、緑が連なる豊かな景観が展開します。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、緑の連なりを遮らず、美しい農の景観が保全されるよう、周辺の自然との調和を図ることが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">海岸林に埋もれるようにある落ち着いた家々 海岸林や田園と繋がる敷地周囲の緑</p>
III 細部に目を向ける	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には、瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲は照葉樹林やイヌマキの生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、草花の生えた法面や自然石の石積みが、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行なったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
海岸林、集落、農地により形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の樹林との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4. 石巻山と豊川の指針

石巻山と豊川は、民話や校歌にも数多く登場し、昔から市民に親しまれ、豊橋の故郷の景観になっています。「石巻山と豊川の指針」は、こうしたふるさとの宝を将来にわたって引き継ぎ、より美しいものに育んでいくために、その考え方と景観づくりのポイントを示すものです。

石巻山については、「石巻山眺望保全指針」として、豊川については、「豊川水辺景観育成指針」として示します。



ゆったりと流れる豊川と端正な姿の石巻山の眺め（吉田大橋下流から）

1 石巻山眺望保全指針

(1) 指針の目的

石巻山は東三河の靈峰と名高く、今まで市民に愛され、地域の象徴となっていました。この指針は、豊橋市民の原風景である石巻山への眺望が保全されるよう、石巻山への眺めの範囲内で計画される建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。

この指針により保全する主たる対象は、「石巻山」への眺めです。また石巻山への眺めを構成する重要な要素として、「石巻山の両側に連なる弓張山地の山並み」も保全対象とします。

(2) 眺望地点および誘導区域

豊橋の故郷の風景である豊川と吉田城も眺められ、多くの人や車が通行する吉田大橋ならびに、人々が憩いの場として石巻山と豊川を眺める下地緑地、牛川の渡しを眺望地点とします。当該眺望地点から、石巻山の山体の稜線を構成する両側の尾根線までの範囲を誘導区域として設定します。

また、本市内には吉田大橋の他にも、石巻山への良好な眺めを得ることのできる公共的空間があります。本指針では、そのような視点場となる道路等から、石巻山への眺めの範囲についても、指針を踏まえた計画・設計等に努めていただくことを期待します。

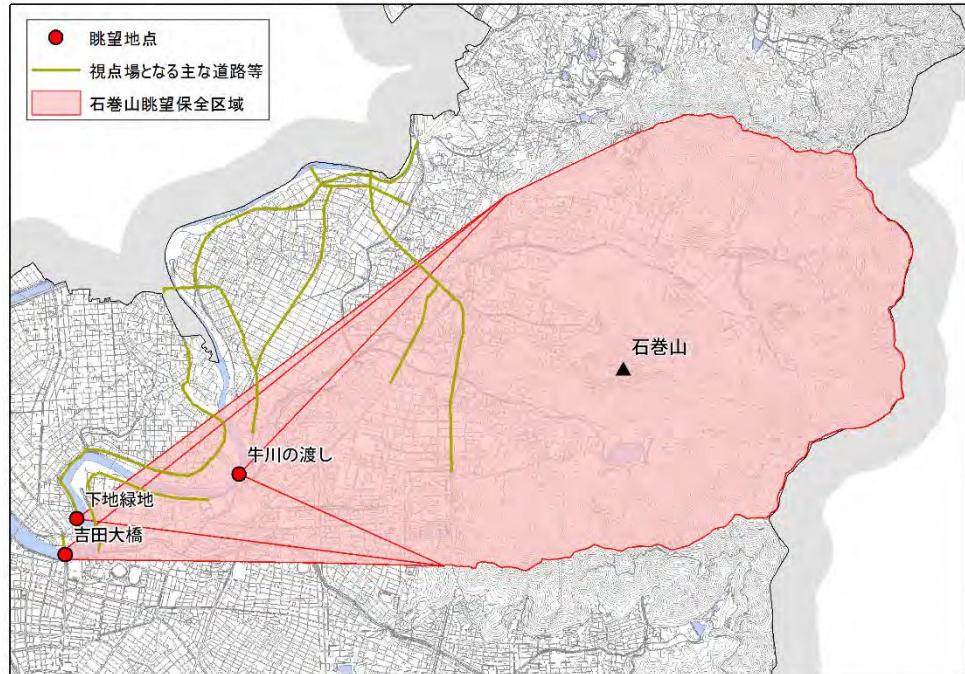
○眺望地点

- ・国道1号（吉田大橋の区間）
- ・下地緑地
- ・牛川の渡し

○その他の視点場となる主な道路等

- ・豊川の堤防道路：豊橋（旧吉田大橋）より上流部の範囲
- ・県道69号：市街化調整区域の範囲（下野橋から当古橋東交差点）
- ・県道394号：全て（下条橋から鷺橋北交差点）
- ・県道31号（東三河環状線）：市街化調整区域の範囲（計画道路を含む）
- ・県道31号（石巻赤根線）：市街化調整区域の範囲（東三河環状線から）
- ・国道362号：当古橋から牟呂用水までの区間

■ 図 石巻山眺望保全指針の眺望地点および誘導区域



(3) 石巻山眺望保全の考え方と景観づくりのポイント

① 良好的な眺望景観の形成のための考え方

石巻山は、見る場所によって山体の姿が異なります。豊川下流部にある吉田大橋からの眺めは、周辺の稜線から突き出た端正な三角形の姿です。豊川を上り、当古橋（石巻本町）まで来ると、石巻山は、弓張山地の稜線と一体となつて、なだらかな曲線を描きます。

いずれの姿かたちをした石巻山も、その周辺の山並みと一体となって、豊かな緑の景観を形成しており、市民が暮らしの中で眺める故郷の原風景となっています。

以上の特性を踏まえて、次の2点を大切に、景観づくりを進めます。

考え方① 本市の象徴である石巻山の眺望の確保

石巻山の特徴的な山体は、周辺の山並みによって特に際立っています。眺望地点からの山体の眺めを確保するとともに、それぞれの視点場からは、石巻山と周辺の山稜線（スカイライン）の連続性を損なわないように配慮します。

考え方② 石巻山と周辺の山並みに調和する景観の形成

石巻山と周辺の山並みは、豊かな緑の山林を形成し、里山の集落を包み、市街地の背景となっています。それぞれの視点場からは、石巻山と周辺の山並みが引き立つよう、建築物等の存在感を低減させ、山並みや山林と調和するよう、形態や色彩等に配慮します。



私たちを日々見守る石巻山（牛川町から）

② 景観形成の配慮指針（石巻山眺望保全）

良好な眺望景観の形成のための考え方を踏まえて、景観形成の配慮指針を示します。

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
■本市の象徴である石巻山の眺望の確保			
眺望地点から、石巻山山体への見通しを確保できるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石巻山と周辺の山並みが形成するスカイラインを大きく遮蔽しない位置、規模、高さとするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■石巻山と周辺の山並みに調和する景観の形成			
勾配屋根にするなど、背景の山並みと調和する形態、意匠とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や单调な壁面が生じないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
背景となる山林と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
背景となる山林と調和するよう、周辺の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然や農地の地形に馴染ませ、眺望を損ねる地形の改変がないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



夜明けの石巻山（下条西町から）

2 豊川水辺景観育成指針

(1) 指針の目的

豊川は、豊かな水の流れを市街地に引き込み、河畔の緑とともにまちに潤いをもたらしています。川沿いの散策路や水辺からの眺めは、市民の暮らしに安らぎを与えてくれます。この指針は、市民に愛される豊川の景観が、将来にわたって大切にされ、より美しいものに育まれるよう、川沿いや橋上からの眺めに対して、沿川の建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。

(2) 誘導区域

本市内を流れる豊川の堤防道路中心等から堤内地側 150m の範囲内を誘導区域として設定します。

■ 図 豊川水辺景観育成指針の誘導区域



(3) 豊川水辺景観育成の考え方と景観づくりのポイント

① 良好な水辺景観の形成のための考え方

豊川は、その名の通り、豊かな水の流れを有し、ゆるやかに蛇行しながら三河湾へと注いでいます。その穏やかな流れと緑豊かな河畔林は、まちに潤いをもたらしています。豊橋公園より上流には、流域の浸水被害を最小限に抑えるために、かつて霞堤が築かれ、川とともに人々は共存してきました。

また、古くから舟運に利用され現在も渡しが残るほか、川に架かる橋は東西交通の要衝となっており、橋上からの眺めは豊橋の特徴的な景観のひとつです。さらに、人工物の多い市街地の中にあって、堤防道路や河岸の緑地は人々の憩いの場となるなど、市民の生活に密着した空間になっています。市街地を離れると集落のあるどかな田園が沿川に広がり、その眺めは心をいやしてくれます。

以上の特性を踏まえて、次の2点を大切に、景観づくりを進めます。

考え方① 対岸や橋上からの広がりある眺望の確保

対岸からは、豊川を前景に、遠く東部丘陵や本宮山の山並みが背景となった開けた眺めが広がります。橋上からは、その位置に応じて、蛇行する川の流れに沿った見通しの良い眺めが展開します。対岸や橋上からの視線を意識し、河川と調和した、広がりある眺めを確保します。

考え方② 河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出

古来豊川とともに暮らしてきた豊橋の市民にとって、豊川の水辺との関係性は重要です。河川に向く建築物の壁面や敷地周囲の設え、屋根の形状、色彩等を工夫し、落ち着きある演出を行い、水辺とのつながりを向上させることで、更に潤いと安らぎある水辺景観を育みます。



豊川沿いの散策路からの眺め（吉田大橋付近の左岸から）



弓張山地の山並みが背景となる、豊川沿いの眺め（北島河川敷広場から）

② 景観形成の配慮指針（豊川水辺景観育成）

良好な水辺景観の形成のための考え方を踏まえて、景観形成の配慮指針を示します。

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
■対岸や橋上からの広がりある眺望の確保			
川沿いの建築物が形成するスカイラインや背景の山並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
川沿いの建築物が形成するまち並みとの連続性や統一感の形成に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勾配屋根にするなど、背景の山並みや手前の堤防の地形と調和する形態、意匠とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
■河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出			
背景の山並みや周辺の建築物、自然、農地と調和する穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
水辺の自然や背景となる山並みと調和するよう、敷地周囲や壁面の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然や農地の地形に馴染ませ、水辺の自然や公園と一体感のある空間づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



祇園祭の打ち上げ花火の舞台となる豊川の水辺（吉田大橋下流）

第4章

景観法と条例に基づく制限

本章では、「景観法」と「豊橋市まちづくり景観条例」に基づく行為の制限（規制・誘導の基準）と届出制度を示します。

なお、本章は、景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に該当します*。

*「まちづくり景観形成地区」における基準は、上の事項には該当しませんが、本章においてとりまとめています。

里山の集落（嵩山町）

1. 事前協議と届出による規制・誘導

前章では、本市の良好な景観形成を進めるために、市民、事業者、行政が共有する景観配慮指針を示しました。この指針に沿って、地域らしい景観形成をより推進するためには、実行性のある規制・誘導が望まれます。

そこで、本計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」を活用し、一定規模を超える建築行為等に対して、景観配慮指針（景観形成基準）に適合するよう規制・誘導を行います。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出により、規制・誘導を行います。本章では、そうした規制・誘導の具体的な内容について示しています。

なお、景観形成基準に適合しない一定の行為に対しては、景観法に基づき、市が勧告あるいは変更命令※を行うことができます。

※変更命令について

景観法（第17条第1項）では、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、設計の変更等を命ずることができるよう定められています。また、変更命令の対象となる行為（特定届出対象行為）は、市の条例で定めることになっています。

豊橋市の条例では、変更命令の対象となる行為を、届け出の対象となる「建築物の建築等」と「工作物の建設等」にしています。

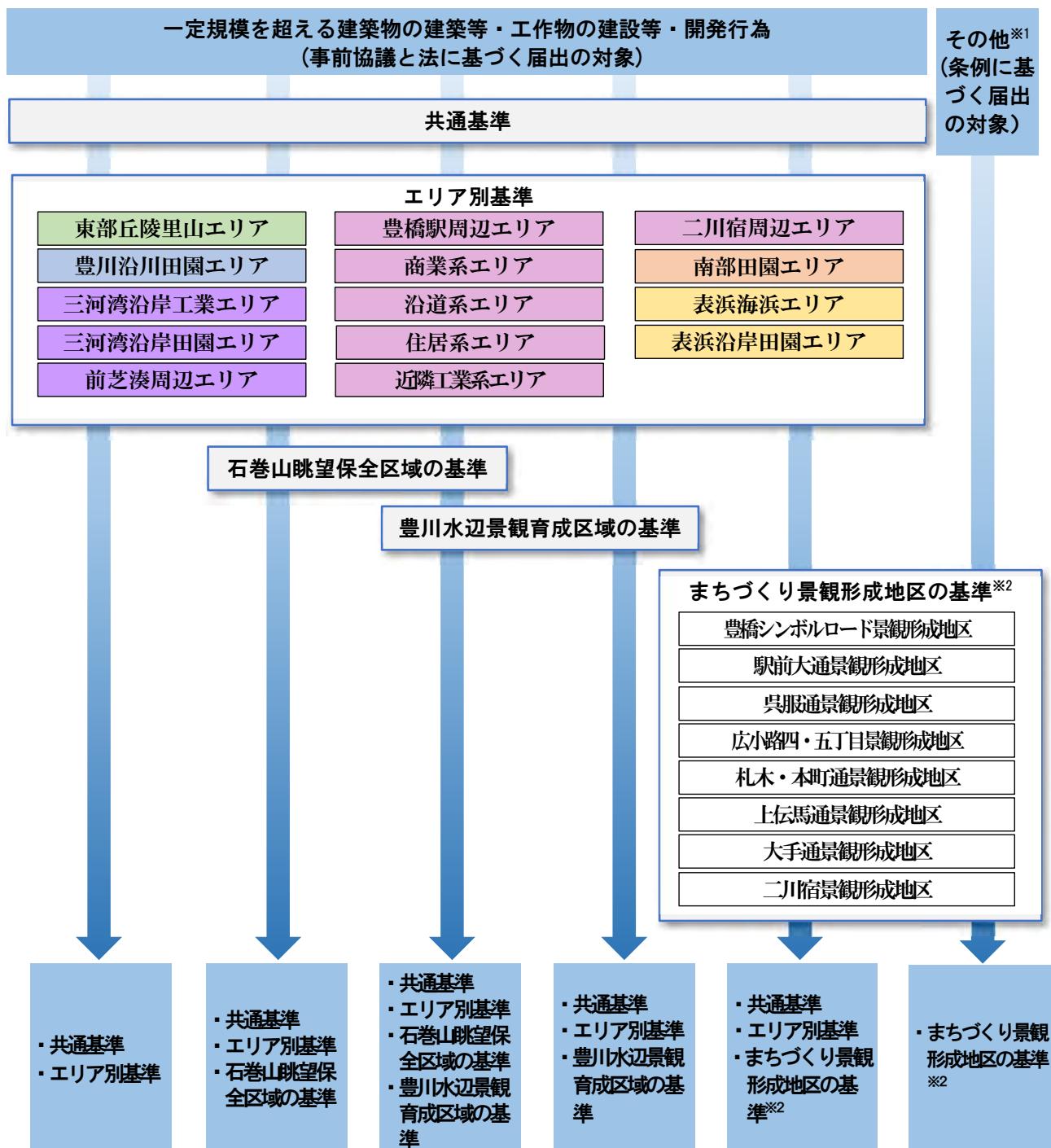
1 届出制度と景観形成基準の概要

一定規模を超える行為については、事前協議と法に基づく届出を求め、それぞれの行為の位置に応じて定められている景観形成基準への適合を求める。

「共通基準」は、市内のどの場所においても適合を求める。その上で、行為の位置に応じた「エリア別基準」への適合を求める。さらに、石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域、まちづくり景観形成地区内における行為については、当該区域内に適用する基準への適合を求める。

また、一定規模以下の行為についても、まちづくり景観形成地区内における行為の場合には、条例に基づき届出を求める。基準への適合を求める。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。
※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしていません。

2 景観形成基準の対象区域

(1) 「エリア別基準」の対象区域

エリア別指針のエリア区分（14 エリア）と同じです。（P. 97-98 参照）

(2) 「石巻山眺望保全区域の基準」の対象区域

石巻山眺望保全指針の誘導区域と同じです。（P. 161 参照）

(3) 「豊川水辺景観育成区域の基準」の対象区域

豊川水辺景観育成指針の誘導区域と同じです。（P. 164 参照）

(4) 「まちづくり景観形成地区の基準」の対象区域

P. 100-101 を参照してください。

2. 事前協議と届出の対象行為

事前協議と届出の対象行為の種類等は、行為の場所によって異なります。個々の行為を行う際は、本章において、事前協議や届出対象行為に該当するかを確認した上で、該当する場合は、適用すべき景観形成基準と必要な手続きを確認してください。

1 事前協議と法に基づく届出の対象行為

一定規模を超える建築行為等に対しては、条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出を求めます。

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

● 建築物の建築等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 工作物の建設等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※本計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場等の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルト、コンクリート等の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンク等の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場等の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設で土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

● 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17号第1項）

(2) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為の規模は、エリアによって区分し、下表のとおりとします。

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等 (特定届出対象行為 ^{※1})	工作物の建設等 (特定届出対象行為 ^{※1})					開発 行為
			種類 ①	種類 ②	種類 ③	種類 ④	種類 ⑤	
里山 の景	東部丘陵里山 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超					
川 の景	豊川沿川田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
港 の景	三河湾沿岸工業 エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超					幅員 4m 超 又は 延長 10m 超
	三河湾沿岸田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
	前芝湊周辺 エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
まち の景	豊橋駅周辺 エリア	高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m 超	高さ 30m 超	太陽 光パ ネル の合 計面 積(計 画総 面積) 計 500 m ² 超	高さ 10m 超	開発 区域 5 ha 超	
	商業系エリア	高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m 超					
	沿道系エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m 超					
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
	近隣工業系エリ ア	高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m 超					
	二川宿周辺 エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
農 の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
海 の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超					
	表浜沿岸田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。(景観法第17号第1項)

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものも含みます。

2 まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

まちづくり景観形成地区においては、景観法に基づく届出対象行為にならない行為でも、次に示すものは、条例に基づく届出の対象になります。

(1) 条例に基づく届出の対象行為の種類

● 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 屋外広告物の設置等

- ・屋外広告物の設置、改造、移転又は表示内容若しくは色彩の変更

● その他市長が必要と認めた行為

(2) 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く全ての規模（軽易な行為は除く）。

※まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。

3. 景観形成基準

景観形成基準は、基本的に第3章の「景観配慮指針」と同じ内容としています。
詳細については、別途ガイドラインがありますので、あわせて活用してください。

1 共通基準

市内全域で、全ての法に基づく届出対象行為が、共通して適合すべき基準です。
当基準は、本計画第3章において定める「共通指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

2 エリア別基準

届出対象行為の内容に応じた、エリア別に適合すべき基準です。

当基準は、本計画第3章において定める「エリア別指針」と同じ内容となりますので、行為を行う場所に該当するエリアの指針を確認してください。

また、建築物の外壁、屋根、工作物の外観の色彩については、エリアに応じて、使用可能な色彩範囲を定めていますので、下表を確認し、次頁以降に示す基準に適合するようにしてください。

この色彩基準は、場所の特性等を考慮し、周辺景観から突出した違和感を生じさせる色彩を抑制する目的で運用するネガティブチェック型の基準です。行為の場所に応じて、本計画が定める色彩範囲の中でも、特に周辺に馴染む色彩を採用することが望まれます。事前協議では、より望ましい色彩について協議します。

なお、まちづくり景観形成地区においても、エリア別の色彩基準に適合するようにしてください。

■ 表 エリア別の使用可能色範囲

地域	エリア	適用する使用可能色範囲	
		A	B
里山の景	東部丘陵里山エリア	○	
川の景	豊川沿川田園エリア	○	
港の景	三河湾沿岸工業エリア	○	
	三河湾沿岸田園エリア	○	
	前芝湊周辺エリア	○	
まちの景	豊橋駅周辺エリア		○
	商業系エリア		○
	沿道系エリア		○
	住居系エリア	○	
	近隣工業系エリア	○	
	二川宿周辺エリア	○	
農の景	南部田園エリア	○	
海の景	表浜海浜エリア	○	
	表浜沿岸田園エリア	○	

(1) 使用可能色の範囲A

● 対象エリア

東部丘陵里山エリア	豊川沿川田園エリア	三河湾沿岸工業エリア
三河湾沿岸田園エリア	前芝湊周辺エリア	住居系エリア
近隣工業系エリア	二川宿周辺エリア	南部田園エリア
表浜海浜エリア	表浜沿岸田園エリア	

● 色彩の考え方

○建築物等は、背景や前景となる丘陵や海岸林、斜面緑地等の緑と調和し、周辺のまち並み等から突出しない低彩度の色彩とします。

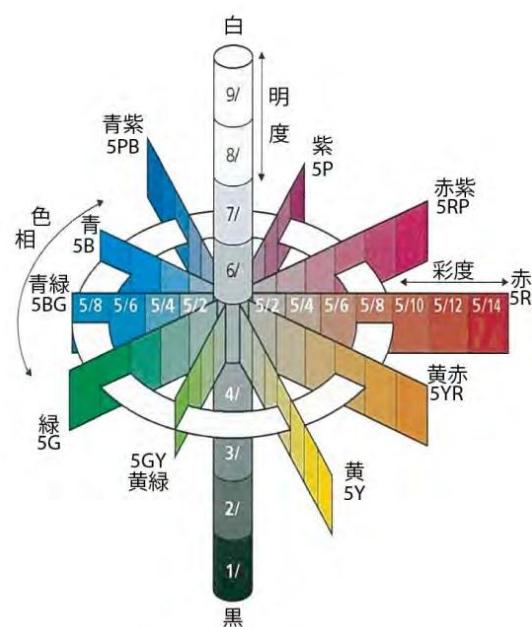
○基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。

○使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。

- ・例えば、山林等の自然の緑が背景となる場合、白色に近い淡い色彩は周辺から浮いて見えるため、高明度の色彩を避けることが望まれます。

一方、背景が海や空のように開放的な場合は、黒色に近い暗い色彩は周辺から浮いて見えるため、低明度の色彩を避けることが望まれます。

■ 図 マンセル色立体 (P210 色彩の基礎知識参照)



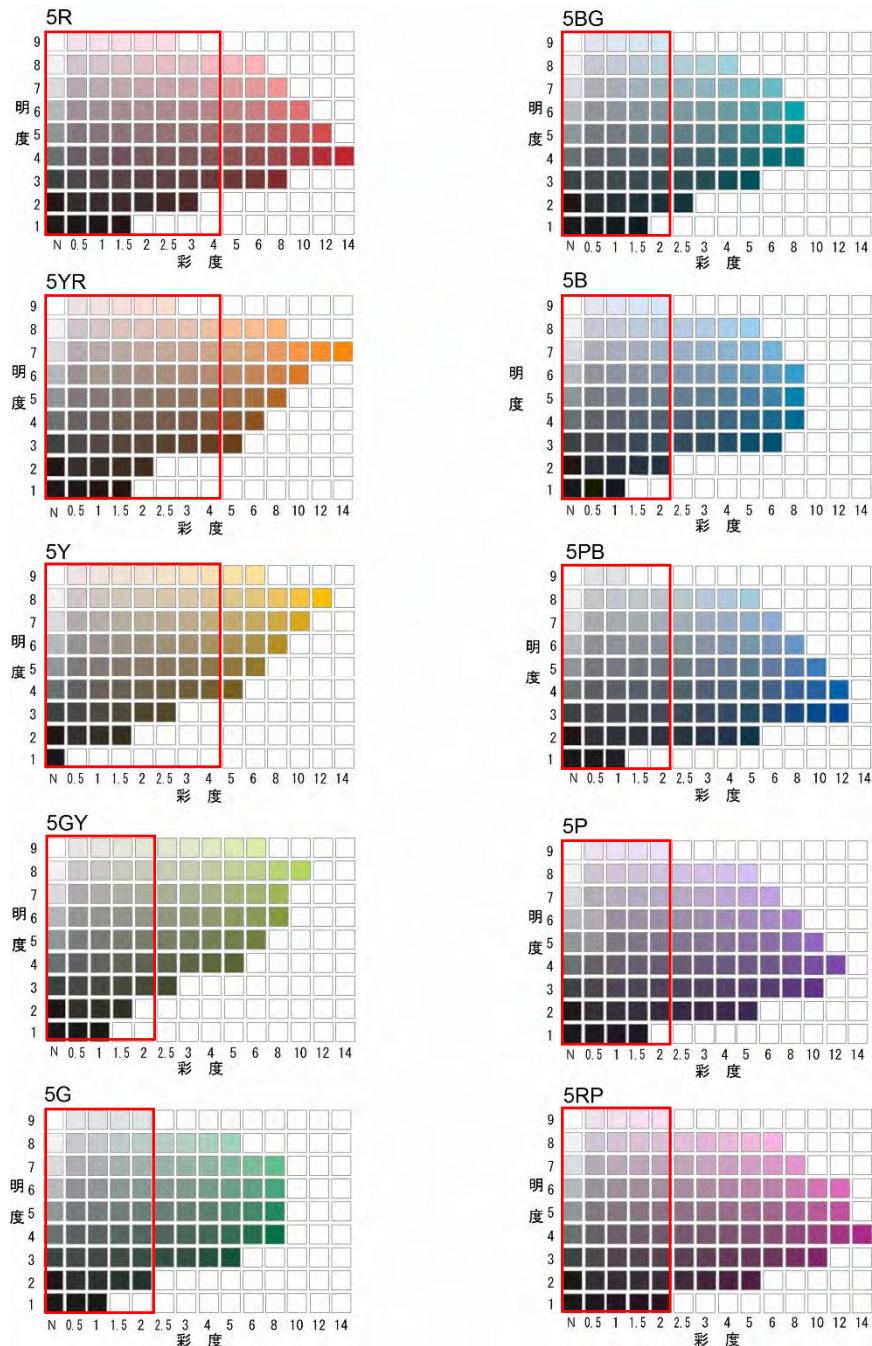
■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根 工作物の外観	基調色	0.1R～10Y	4 以下
		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。

*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の1/10未満とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例（赤枠内）



(2) 使用可能色の範囲B

● 対象エリア

豊橋駅周辺エリア 商業系エリア 沿道系エリア

● 色彩の考え方

○建築物等は、落ち着きが感じられ、まちなかの水や緑、周囲の建築物群が形成する連続性のあるまち並みを妨げないよう、低彩度の色彩を基本とします。

○基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。

○使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。

- ・例えば、隣接し合う建築物の中高層部が、大きく異なる明度や彩度の色彩を用いられている場合、個々の建築物からは落ち着きある印象を受けたとしても、まち並み全体から統一感を感じられなくなります。周辺の建築物等と明度や彩度の揃った色彩を採用することが望されます。

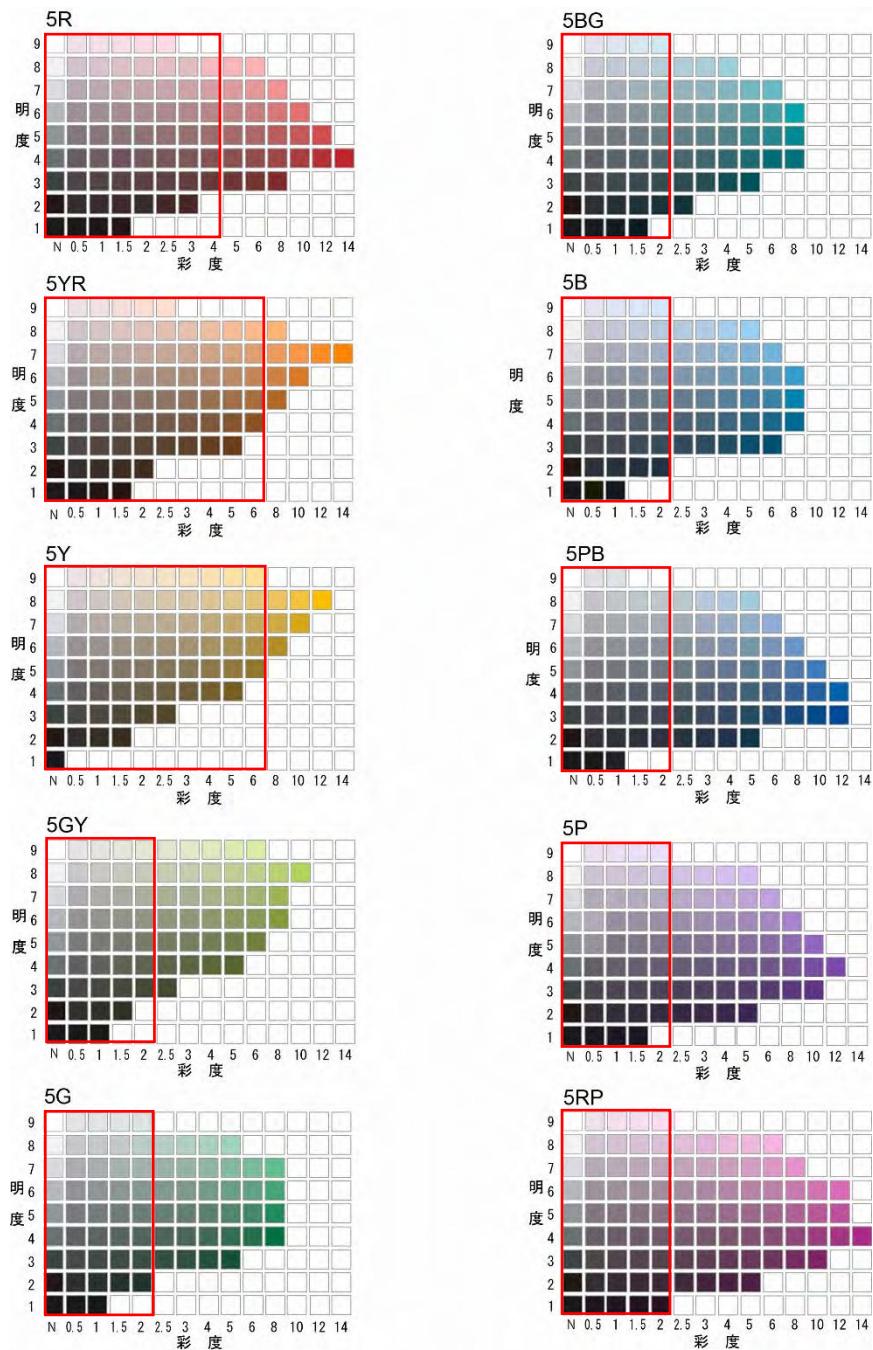
■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根 工作物の外観	基調色	0.1 R～5 R	4 以下
		5.1 R～5 Y	6 以下
		5.1 Y～10 Y	4 以下
		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。

*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の 1/5 未満とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例



3 石巻山眺望保全区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「石巻山眺望保全指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、事前協議と法に基づく届出の際に、眺望地点（吉田大橋の区間、下地緑地、牛川の渡し）から、事業地および石巻山を眺望したシミュレーション図を提出してください。

4 豊川水辺景観育成区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「豊川水辺景観育成指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、事前協議と法に基づく届出の際に、事業地の対岸から事業地およびその周辺を眺望したシミュレーション図を提出してください。

5 まちづくり景観形成地区の基準

「まちづくり景観形成地区」に指定されている地区内における行為について、適合すべき基準です。

当基準は、まちづくり景観形成地区の特性等を踏まえて、エリア別基準の内容を補完するものとなります。各地区について、これまで豊橋市まちづくり景観条例に基づき、市長が「整備計画」を定めていますので、その内容も、下表とあわせて確認するようにしてください。

なお、この基準は、景観法に基づく行為の制限にしていません。

(1) 豊橋シンボルロード景観形成地区

区分		基 準	
		A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務を中心とした豊橋市の顔に相応しい洗練された格調のあるまち並みの形成を図り、活気と賑わいを演出するまち並みとするよう努める。 将来に向けて、商業・業務地としての機能的で高度な土地利用を図るために、量感のあるまち並みに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務と住居を併用したまち並みの特性を活かした、1・2階は店舗系としての賑わい、2・3階以上は都心の住環境として、“やすらぎ”や“うるおい”的な醸し出せるような生活文化を演出するまち並みとするよう努める。 既存の緑を地域の特徴とし、緑と調和し、落ち着いた界隈性、情緒性のあるまち並みとするよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> 1・2階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すような壁面の後退やショーウィンドウの設置、シャッターのシースルー化等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 建築物の外観（外壁）の基本色は、清新で、明るい色彩を基調とする。 <p>①無彩色を使用する場合は、明度6以上とする。</p> <p>②マンセル表色系におけるR(赤)P(紫)系の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下とし、他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度5以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観（外壁）の基本色は、暖かみのある、さわやかな色彩を基調とする。 <p>①無彩色を使用する時は、明度4以上に努める。</p> <p>②マンセル表色系におけるYR(黄赤)系の色相を使用するときは、明度2.5～5.5、彩度5以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色彩については、特に注意して、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ベランダ、バルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 裏庭に面して設置するなどの工夫をし、布団・洗濯物干しによって美観が損なわれないように配慮する。 表通りに面した窓には、草木等を設置して美観を高めるよう工夫する。

区分	基 準	
	A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路に面して設置しないよう努める。 止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するよう、デザイン、素材に配慮し、特に閉鎖的な印象とならないよう工夫をする。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 突出幅は建築物の壁面より1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 広告物の表示面積は、1壁面に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は、20m²までとする。
	立看板・置看板等	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 維持管理は定期的に行うように努める。 彩度は、原則として8以下とする。

(2) 駅前大通景観形成地区

区分	基 準	
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋の顔にふさわしく、洗練された「風格と魅力」・「賑わいと活気」のあるまち並み形成を図るよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で量感のあるまち並みの形成を図るために、建築物の高さは20m程度が望ましく、建築物の共同化に努める。共同化などできない場合は、隣接する建築物の高さや階高、外装のデザイン、材質等により外観上の一体感をつくり出すよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すようなショーウィンドウの設置等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・シャッターはシースルー化するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、都会的で洗練された明るい色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①マンセル表色系における、G(緑)BG(青緑)系の色相を使用するときは、明度8以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度7以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使い、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ②無彩色を使用する場合は、明度7以上9以下とする。 ③自然石等の材質を使用する場合は、外壁の主な部分に低明度、低彩度のものは使用しないよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化を配慮する。
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・シャッターはシースルー化するように努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努め、
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。止むを得ず設置するときは周囲の景観と調和するようにデザイン、素材に配慮し、アーケードについては自然採光を十分取り入れるよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の中に埋め込むような方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は20m²までとする。 ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないように努める。 ・搭状のものは避け、横型とし建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・地色は建築物の色に合わせる。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列として、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・地色は1縦列につき1色とする。 ・下端の高さは原則として4.5m以上とするよう努める。 ・やむを得ず道路上へ突き出す場合は、関係法令の規定を厳守するとともに道路景観との調和に努める。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・窓面広告は原則として設置しない。やむを得ず設置するときは1階のみとし景観上の配慮に努める。 ・壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面に取り付ける建築物との調和に努める。 ・広告物（広告幕除く）の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は20m²までとし、地色は建築物の色に合わせる。 ・広告幕の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は、1幕につき20m²までとする。
	地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	アーケード広告	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードと調和した色彩、デザインとするよう努める。 ・地色に黒色及び原色を使用しない。
	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板は独立とせず建築物と一体化するように努める。
	立看板・置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	装飾塔	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・設置する場合は、まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(3) 吾服通景観形成地区

区分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある地区として伝統を感じるデザインを取り入れよう努める。 商業、業務と住居が共存したまち並みの特性を活かして、1・2階は店舗系として賑わいと生活の文化を演出するまち並みとするよう努める。 まち並みとして連續性とうるおいのある土地利用に努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> 1階部分は、通りに賑わいとうるおいを醸し出すようなショーウィンドウや玄関灯を設置し、夜間の景観に配慮するよう努める。 建築物の外観（外壁）の基本色は、エレガント（優雅）で落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色は、明度2.5以上、彩度3.0以下とし、極端に鮮やかな色については、特に注意し、周辺の環境との調和を図るなど配慮に努める。 ③自然石等の天然材質を使用する場合は、①、②に適合しなくても良いものとする。 材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とするか、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 冷暖房機の室外機や雨水配水管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 草花等で装飾するように努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまち並み景観との調和に配慮し外周の緑化等に努める。
	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> 止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するような構造、意匠に配慮し、まち並みや夜間の景観に調和するよう門灯を設置するよう努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 側面が見えないように建物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図るよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 横長の形状で建物の形態や色彩と一体化するよう努める。 けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路上へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建物との調和に努める。 1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20m²以下とする。 窓面広告は、原則として設置しない。
	立て看板、置き看板等	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 維持管理は定期的に行うように努める。 彩度は、原則として8以下とする。

(4) 広小路四・五丁目景観形成地区

区 分	基 準	
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> まち並みとして隣接する建築物との連続性を考慮し、緑化にも努める。 玄関先を明るくし、まち並みを安全性の高い通りとして、夜間の景観にも配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> まち並みとして隣接する建築物との調和を図る。 建築物の外観（外壁）の基本色は、シックで落着きのある色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は明度 3.5 以上 9.0 以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において色相は R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度 3.5 以上 9.0 以下、彩度 3.0 以下とする。 ③アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境との調和を図るなど配慮に努める。 ④自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は、①、②に適合しなくても良いものとする。 材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は道路から見えないところに配置する、外壁と調和した部材で覆い壁面と同一の色調とするなど、目立たないように努める。 冷暖房機の室外機、雨水配管は表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど建築物との一体化に配慮する。また、ガス・電気メーター類についても可能な限り同様の配慮をする。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、建物との一体感を醸し出すよう配慮するとともに、入り口周辺の緑化に努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 建物の中に埋め込む等、周辺環境との調和を図り、さりげなく設置するよう努める。
	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 自己利用以外の広告物は設置しないよう努める。 発光方式を取り入れるときは、点滅させないよう努める。
広告物	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 突出幅は建築物壁面より 1 メートル以下とし、道路上へ突出させない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 材料はなるべく汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 維持管理は定期的に行うよう努める。 彩度は、原則として 8 以下とする。
歩道	歩道	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の草花の維持管理に努める。 私物を置かない。 清掃に努める。

(5) 札木・本町通景観形成地区

区分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるよう1階は店舗にするよう努める。 ・連續性を保つために、建築物の高さを3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに活気を感じることができるようにデザインに配慮し、夜間にについてもライトアップするなど夜間景観を演出するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において、色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度3.5以上9.0以下、彩度3.0以下とする。 ③自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は上記①、②に適合しなくても良いものとする。 ・アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意して周辺の環境との調和を図るよう努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋外設備は、道路から見えない位置と/or外壁と調和した部材で覆うよう努める。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーカー等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物と一体化をするよう努める。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・美観に配慮し、草花等で装飾するように努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺環境との調和を図るよう努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・各自、周囲を清掃するよう努める。 ・歩道に、私物を置かない。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・集合化して建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建築物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20m²以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たなく、退色、破損のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は原則として8以下とする。

(6) 上伝馬通景観形成地区

区分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> まち並みに一体感を出すため、隣接する建築物との連続性や景観に配慮する。 建築物をセットバックする場合は、可能な範囲においてまち通りの連続性が損なわれないよう配慮する。 1階を店舗などにする場合は、明るい雰囲気の演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化を感じさせる外観となるよう努める。 建築物の外壁は落ち着きのある色彩とし、以下の基準による。 <ul style="list-style-type: none"> ①まちのテーマカラーとして、マンセル表色系における色相 2.5YR(黄赤)から 2.5Y(黄)、明度 3.5 以上 4.5 以下、彩度 2.0 以上 3.0 以下を定める。 ②外壁の基調色（ベースカラー）はテーマカラーを使用するよう努めるものとするが、使用する材質によりこれによりがたい場合はその近似色も含めた範囲とし、色相はマンセル表色系における 5R(赤)から 5Y(黄)の範囲、明度は 3.5 以上 7.0 以下、彩度は 3.0 以下とする。 ③無彩色、または②の色相、彩度の範囲において明度が 7.0 を超えるものを使用する場合には、外壁面積の 5% 以上にテーマカラーを使用する。 ④自然石等の天然素材を使用する場合は上記①から③に適合しなくても良いが、周辺の環境と調和した仕様とする。 ⑤強調色（アクセントカラー）として②の範囲外の色を使用する場合は、周辺との調和に配慮した色彩を使用する。 材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ベランダやバルコニーは緑化するよう努める。 洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とするよう努める。
空間	歩道	<ul style="list-style-type: none"> 住民と歩行者が憩う空間としての演出、活用に努める。 草花の維持管理に努める。 私物を置かないよう努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 入口に門等を設置し、通りの連続性を保つよう配慮する。 舗装材料の工夫、外周の緑化等により周辺との調和に努める。
工作物	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建築物と調和するような意匠とする。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> 歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から原則として設置しない。 地区全体で設置する場合には、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 側面が見えないように建築物の中に埋め込むなど設置方法に配慮し、外装色は建築物と調和がとれた色彩を選定する。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋上に広告物は設置しない。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建築物 1 棟につき 1 ケ所を原則とし、形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 突き出し幅は、建築物の壁面より 1m 以下とする。 地区全体で設置する場合は、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 箱文字で表示することを基本とし、下地となる外壁との調和に努める。 1 壁面に同一内容のものは 1 ケ所とし、1 壁面に対して 1/5 以下かつ 20 m² 以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 原則として自家用広告物以外は設置しない。 点滅する広告物は原則として設置しない。 窓ガラスなどへ直接広告物を貼り付けないよう努める。 のぼりなどの使用はイベント期間中など一時的な使用にとどめる。 材質は、なるべく汚れが目立たず退色、破損等しにくいうるものとする。 維持管理は定期的に行うよう努める。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 店舗などの入り口については、歩道との段差を解消するよう努める。 陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は 3.5m 以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(7) 大手通景観形成地区

区分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいを生むことができるよう、1階を店舗などにするよう努める。 1階を店舗とする場合は明るい雰囲気の演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。 まち並みとしての連続性を保つために、建築物を3階建て以上にするよう努める。 まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観（外壁）の色彩は公会堂と調和のとれた色彩を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①テーマカラー マンセル表色系における次の範囲の色彩とし、外壁面積の5%以上に使用する。 色相：2.5Y 明度：7.5以上 9.0以下 彩度：2.0以上 3.0以下 ②ベースカラー（基調色） 以下の(ア)・(イ)の色彩範囲とし、外壁面積の70%以上に使用する。 (ア)有彩色を使用する場合は、マンセル表色系における次の範囲の色彩とする。 色相：YR(黄赤)、Y(黄)の範囲内 明度：4.0以上 9.0以下 彩度：3.0以下 (イ)無彩色を使用する場合は、明度7.5以上 9.0以下とする。 ③アクセントカラー（強調色） 極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境と調和を図るなど配慮に努める。 2.構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）でも、外壁面積の5%以上にテーマカラーを使用する。 3.自然石等の天然材質を使用する場合は、上記の1及び2に適合しなくても良いが、周辺と調和させるよう努める。 材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> 美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。 洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、周辺の建築物との一体感を醸し出すよう配慮する。 入口周辺の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> 草花の維持管理に努める。 私物を置かない。 清掃に努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺との調和を図るよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 周間に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 複数になる場合は、集合化し建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠・色彩は外壁と調和するよう努める。 突き出し幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 1壁面に同一内容のものは1ヶ所とし、1壁面に対して1/5以下かつ20m以下とする。 窓面広告は原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物以外は設置しない。 派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。 材質は、なるべく汚れが目立たず、退色、破損等しにくいものとする。 維持管理は定期的に行うよう努める。 彩度は、原則として8以下とする。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 店舗等の入口については、歩道との段差を解消するよう努める。 陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は3.5m以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(8) 二川宿景観形成地区

■まち並み景観形成基準について

区分	基 準	
まち並み	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連續性を大切にする。 建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連續性を損なわないように努める。 	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。 道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 切妻屋根を基本とする。 旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。 勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 色彩は灰色とする。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 壁や建具に格子のイメージをいれる。 建具の形は自由とする。 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。 建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。
門・塀	<ul style="list-style-type: none"> 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。 	
設備	<ul style="list-style-type: none"> 玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。 	
広告物	<ul style="list-style-type: none"> 自家用以外の広告物は設置しないよう努める。 けばけばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 高さは、建築物の2階（平屋の場合は1階）の軒高を超えないようにする。 	
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。 建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインを揃える。 	
建築物の前面空間	<ul style="list-style-type: none"> 緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気の修景に努める。 	

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物（東駒屋など）を言う。

■屋根・壁の推奨色（マンセル表色系による）

区分	色相	明度	彩度
屋根	制限なし	6以下	0.5以下
壁	10R~5Y	8を超える場合	2以下
		8以下の場合	4以下
	その他（Nを含む）	制限なし	0.5以下

■歴史的な建築物の基準について

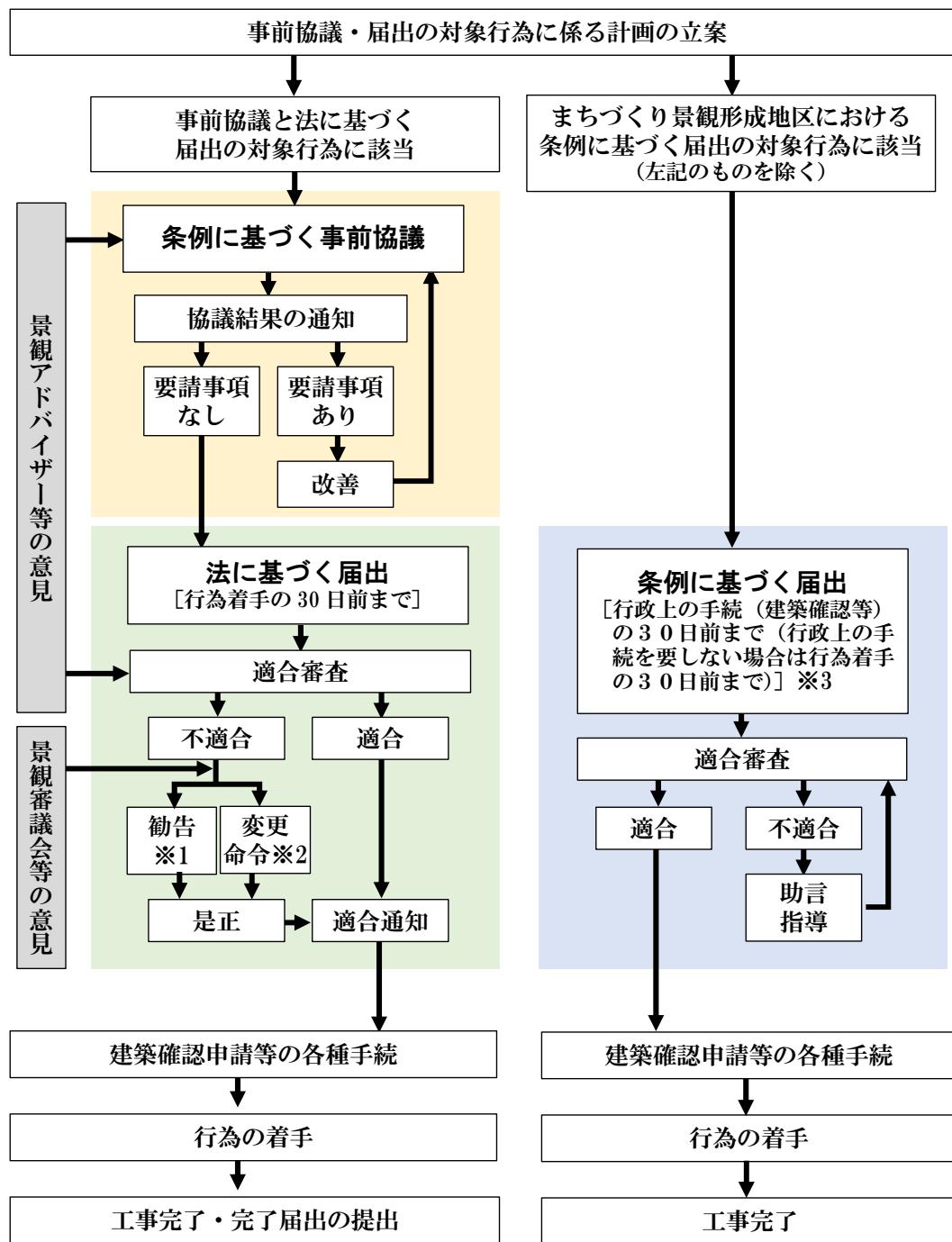
区分	基 準		
構造	・木造		
高さ	・平屋建て	・中2階建て（しつ2階）	・2階建て
屋根	形式	・切妻平入り（旧東海道沿いの町家の基本形）	
	勾配	・4～5寸程度（町家）	・4～7寸程度（蔵）
	素材	・日本瓦葺き（いぶし、銀黒）	
	軒の出	・1.5～4尺程度（町家）	・なし（蔵）
	軒裏	・野地板および垂木あらわし ・しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材	
	妻	・破風板	・しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
庇	勾配	・4～5寸程度	
	素材	・日本瓦葺き（いぶし、銀黒） ・金属板葺き（濃い灰色または黒色）	
	庇の出	・1.5～4尺程度	
	庇裏	・野地板および垂木あらわし ・しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材	
壁面	素材	・板張り	・しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
	窓	・木製建具および木製格子 ・建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。	
	出入口	・木製大戸 ・建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。	
設備		・空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。	
樋		・濃い茶色や黒色のもの、または、銅製を基本とする。	
その他		・外部の新設木部は古色仕上げとする。 ・広告物を設置する場合は、歴史的な建築物にふさわしいものとする。 ・建築当初の形態が上記の各基準と異なるものは、その形態を基準とする。	

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物（東駒屋など）を言う。

4. 事前協議と届出の手続き

事前協議と届出が必要となる行為を行う場合には、以下を確認し、フローに従い、必要な図書を提出してください。(国・県・市の行為については、事前相談と法に基づく通知が必要となり、下記のフローと異なります。)

1 事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。

※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力をけん引するような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

2 事前協議と届出に必要な図書

事前協議時と届出時には、それぞれ以下の図書を提出してください。

(1) 条例に基づく事前協議時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①事前協議書
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、外構平面図、完成予想図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

● 開発行為

- ①事前協議書
- ②添付図書（位置図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

※事前協議時の各種図面は、検討中の段階のもので構いません。

(2) 法に基づく届出時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、外構平面図、完成予想図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

● 開発行為

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②添付図書（位置図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

(3) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①届出書（まちづくり景観形成地区内行為届出書）
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真）

● 屋外広告物の建設等

- ①届出書（まちづくり景観形成地区内行為届出書）
- ②添付図書（位置図、配置図、意匠図、現況写真）



第5章

景観法に基づく 重要施設等の定め

本章では、「景観法」に基づく定めとして、景観重要建造物・樹木の指定の方針、屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

豊川沿いの河畔林内の遊歩道（牛川町）

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第3号)

歴史、文化の一端を表現する建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たします。

景観重要建造物は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物など、その外観が地域の景観形成において重要な建造物で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす建造物を、所有者の意見を聴き、景観重要建造物に指定します。

● 景観重要建造物の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであること
 - ・地域の景観のシンボルとなっている
 - ・地域の歴史や文化を後世に伝えている
 - ・地域の良好な景観形成の模範となるものである
 - ・市民に親しまれ、愛されている
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

※国登録有形文化財や、県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要建造物に指定することが可能です。

なお、景観重要建造物に指定された建造物については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・現状変更の規制
- ・所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・外観に係る建築基準法の制限の緩和等
- ・建造物及びその敷地について相続税の減免

2 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号)

市民の身近な樹木には様々な価値を持つものがあり、景観に深みと個性をもたらすとともに、地域の景観を特長づける重要な役割を果たします。

景観重要樹木物は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、地域の景観上のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要な樹木で要件を持ったものを指定の対象とします。

本市では、次の基準を満たす樹木を、所有者の意見を聴き、景観重要樹木に指定します。

● 景観重樹木の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであること
 - ・地域の景観のシンボルとなっている
 - ・地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※但し、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

※県、市の文化財保護条例により指定する文化財は、景観重要樹木物に指定することが可能です。

なお、景観重要樹木に指定された樹木については、次のような制限や支援があります。

<制限>

- ・現状変更の規制
- ・所有者等の適正な管理義務

<支援>

- ・樹木の維持管理に対する支援

2. 屋外広告物の表示等に関する 行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、経済活動や日常生活に欠くことができないものですが、無秩序に設置されると景観を大きく損ねる要因になります。一方で、建築物や周辺環境に調和した屋外広告物は、店や地域の魅力を高めるものになります。

本市では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、下記に示す基本的な考え方方に沿って、豊橋市屋外広告物条例に行為の制限を定め、適切な運用を行うとともに、必要に応じてその内容の見直しを行っていきます。

● 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・ 良好的な景観若しくは風致を害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、適切に管理を行うものとする。
- ・ 周辺に良好な眺望や景観資源がある場合は、それらの景観を損ねないよう、表示や設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 公共的な物件に表示や設置を行う場合は、その機能や景観を損ねないよう、設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・ 設置場所や規模、形態・意匠、色彩は、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うものとする。
- ・ 建築物や工作物に設置するものは、建築物等と調和したものになるよう、規模、形態・意匠、色彩に十分な配慮を行うものとする。
- ・ 表示面のデザインは、質の高いものになるよう努めるものとする。

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号ロ)

道路、河川、都市公園、海岸などの公共施設は、都市の骨格を形成しており、地域の景観の重要な要素です。また、多くの人々の目に触れる機会が多いため、そのまちのイメージを印象づけるものになり、質の高い公共施設は地域の価値を高めることにつながります。

そうしたことから、景観法の景観計画では、良好な景観形成に重要な公共施設について、整備に関する事項を定めることができます。

そこで、本市の魅力ある景観形成にとって特に重要な公共施設については、管理者と協議の上、景観法に基づく景観重要公共施設に定めることを検討していきます。

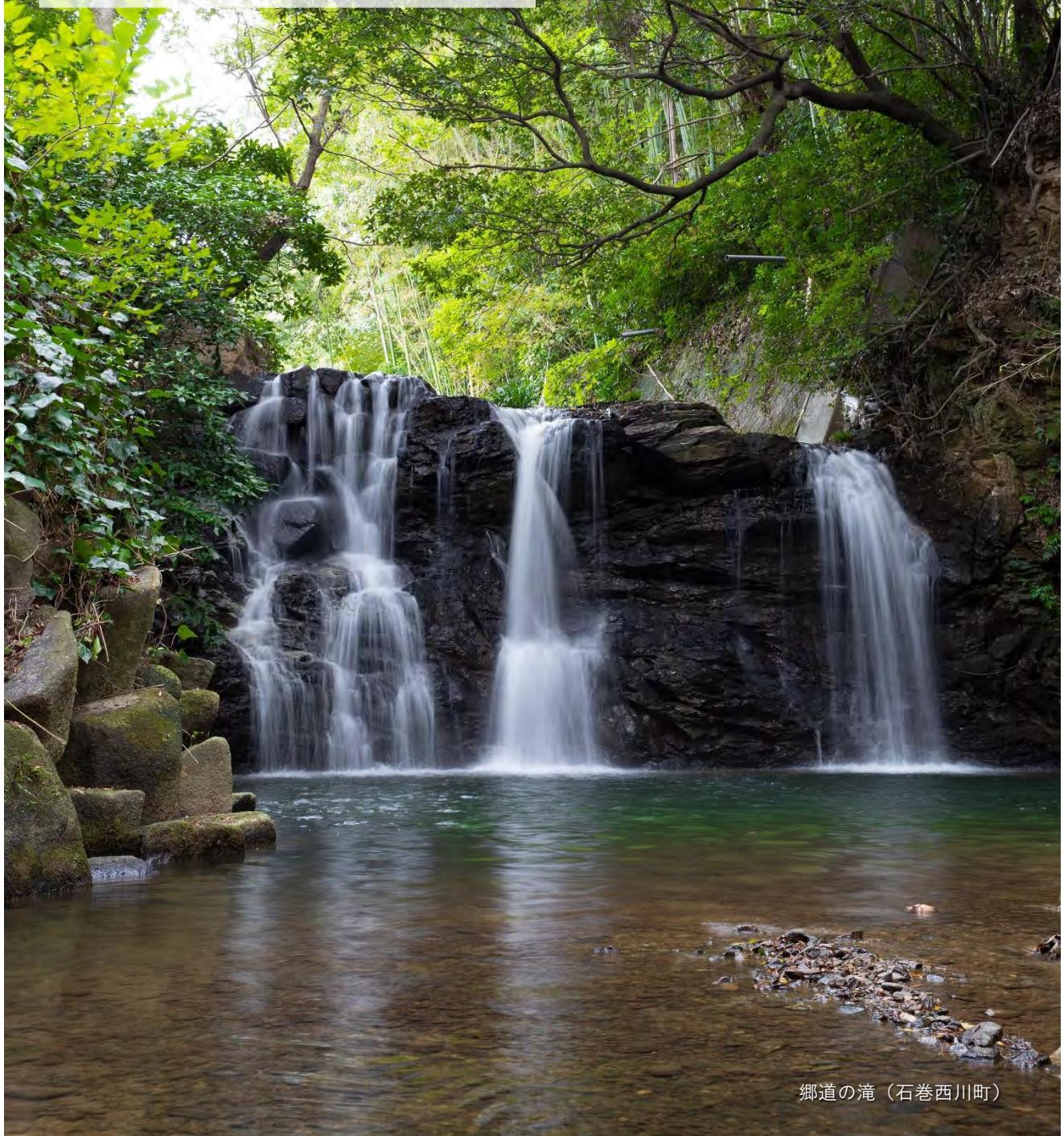
● 景観法に基づく景観重要公共施設に指定することができる施設

- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- 港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港
- 自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第10条第2項に規定する公共事業が執行するものに限る）に係る施設
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事項に係る土地改良施設
- 下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道
- 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業に係る施設
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）による雨水貯留浸透施設
- 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防施設
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設

第6章

景観まちづくりの 推進

本章では、豊橋市の景観まちづくりの考え方や取り組み等について示します。



郷道の滝（石巻西川町）

1. 景観まちづくりの考え方

地域らしい魅力的な景観は長い時間をかけて、多くの人々の行為が積み重なって形成されていきます。

庭先が緑で彩られた潤いある住宅地には、ゆったりと暮らせる落ち着きが生まれます。おもてなしの心が感じられる、楽しく個性ある商店街には、多くの人が集まり、賑わいが生まれます。周囲の自然と一体となった手入れされた田園には、その場所で過ごしたくなる懐かしさが生まれます。

一人ひとりの積み重ねが、ここちよい景観を育み、地域の価値を高めます。良好な景観はまちの資産であり、次世代に引き継いでいくべき大切なものです。

景観形成を推進していくためには、市民、事業者、専門家、行政それぞれが、各者の役割を担い、相互に連携し、協働で様々な取り組みを進めることが必要です。

2. 景観まちづくりの取り組み

1 行政による景観まちづくりの取り組み

豊橋市（行政）の景観まちづくりの取り組みは、多岐にわたりますが、景観部局は、下記の4つの視点から取り組みを進めます。

また、景観に関わる課題は、ごみ問題や空家対策、自然環境保全、農地保全、文化財保全など、多岐にわたります。こうした課題は、市の専門部局が主体となり、必要に応じて景観部局と調整を図りながら取り組みを進めます。

(1) 意識啓発・情報提供

- ・景観計画の市民等への周知
- ・景観資源の情報発信
- ・市民参加のワークショップの開催（景観資源探索など）
- ・景観に係る学習の機会の提供（講演会の開催など）
- ・景観に係る情報提供の場の整備（景観資源図の周知、景観教育の支援、景観モニタリング）



市民参観の景観ワークショップ

(2) 支援

- ・まちづくり景観形成地区のまちづくり団体への支援（活動団体への助成、ルールづくりの専門的な支援など）
- ・まちづくり景観形成地区の建築行為への支援（整備への助成、景観配慮の専門的な支援）
- ・景観上重要な建造物や樹木の保全に対する支援（保全への助成、専門的な支援）
- ・景観アドバイザーによる助言
- ・住民の景観まちづくり活動への支援



模型を使った景観のルールづくりの支援

(3) 規制誘導

- ・大規模建築物等の規制誘導（景観法に基づく届出、条例に基づく事前協議）
- ・まちづくり景観形成地区の建築物等の規制誘導（条例に基づく届出）
- ・新たなまちづくり景観形成地区の指定の検討
- ・屋外広告物の規制誘導（屋外広告物条例に基づく許可、違反屋外広告物の対策）
- ・景観計画ガイドラインの策定・充実
- ・景観上重要な建造物の景観重要建造物への指定
- ・景観上重要な樹木の景観重要樹木への指定
- ・文化財保護法の制度を活用した景観資源の指定と登録



左：国登録有形文化財の豊橋市公会堂、右：国指定重要有形文化財の豊橋ハリストス正教会

(4) 良好的な公共事業

- ・行政職員への景観計画や景観配慮の考え方の周知
- ・良好な公共事業の推進体制づくり
- ・関係行政機関への働きかけ
- ・公共事業の景観形成ガイドラインの策定・充実
- ・景観に配慮した公共事業への相談対応
- ・公共事業の景観評価の実施
- ・良好な景観の公共事業の事例集の作成
- ・景観上重要な施設を景観法の景観重要公共施設に指定



岩田運動公園の水神池と東部丘陵の眺め

2 市民や事業者による景観まちづくりの取り組み

景観に関わる市民や事業者の取り組みは、ごみ拾いや清掃、緑化などの日常的な取り組みから、公園や街路樹の管理などの団体活動、まち並み景観のルールづくりなど地域住民による積極的な取り組みまで、様々な活動があります。これらの取り組みには、必要に応じて市の専門部局が支援を行うとともに、協働で取り組みを進めます。

また、市は、市民や事業者に対して情報提供や景観まちづくりに参加する機会を設け、市民等と情報を共有し、景観まちづくりの取り組みがより広がりをもつたものになるよう努めます。



左：住民団体によるプランターBOXづくり、右：旧東海道への花やのれんの飾りつけの風景



左：庭先が緑化された潤いのある住宅地、右：市民協働で手入れがされている緑豊かで彩りのある道

3. 景観まちづくりの仕組み

1 景観まちづくりの体制

(1) 豊橋市まちづくり景観審議会

豊橋市まちづくり景観条例に位置付けられた組織で、学識経験者や関係団体の職員、一般市民等で構成されています。豊橋市の景観形成に関することについて、市長の諮問に応じた審議等を行います。

(2) 豊橋市都市計画審議会

都市計画法に関わる調査審議を行う組織で、学識経験者や議会の議員、関係行政機関の職員等によって構成されています。景観まちづくりにおいては、景観地区や地区計画、風致地区など、都市計画法に位置付けられた規制に関する審議を行います。また、景観法に基づく景観計画の策定に対して都市計画の内容との整合に関して意見します。

(3) 景観アドバイザー

景観に関する専門家で、建築行為等に対して良好な景観形成に対する助言を行います。

(4) 行政機関や庁内との連携

本計画に沿って公共事業等の景観形成が推進されるよう、国や県の関係機関や庁内の関係部局との連携を図ります。また、景観は市の境界で途切れるものではないため、広域的な視点をもって景観形成を推進する必要もあるため、周辺都市との連携も図ります。

2 景観まちづくりの制度

(1) 法令等による規制・誘導

景観法と豊橋市まちづくり景観条例による規制・誘導のみならず、都市計画法と風致地区条例による風致地区的規制、都市計画法と建築基準法による地区計画の規制、屋外広告物法と屋外広告物条例による屋外広告物の規制、文化財保護法による歴史的建造物や史跡・貴重な自然の保全など、必要に応じて、関係法令や条例、計画を用いて、良好な景観形成の規制・誘導を行います。



左：二川宿景観形成地区の歴史的なまち並み景観形成、右：曙町松並地区計画の良好な住環境の形成

(2) 助成制度

まちづくり景観形成地区での良好な建築工事等への助成や、景観上重要な建造物等の保全に対する助成、景観まちづくりを行う住民団体への助成など、良好な景観まちづくりが推進されるよう、必要に応じて市が資金的な支援を行います。

(3) 専門的支援

まちづくり景観形成地区での建築工事等の相談や、景観上重要な建造物等の保全に関する相談、景観まちづくりを行う住民団体からの相談等に対して、市が専門的な支援を行います。

里山、川、海、田園に
やさしく包まれたまち

豊橋

この豊かな環境を大切にし

豊橋らしい
ここちよい景観を
ともに育みましょう

Landscapes of Toyohashi

豊橋の景観





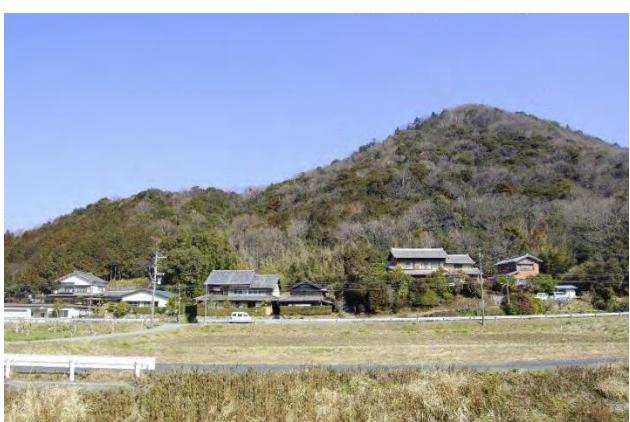
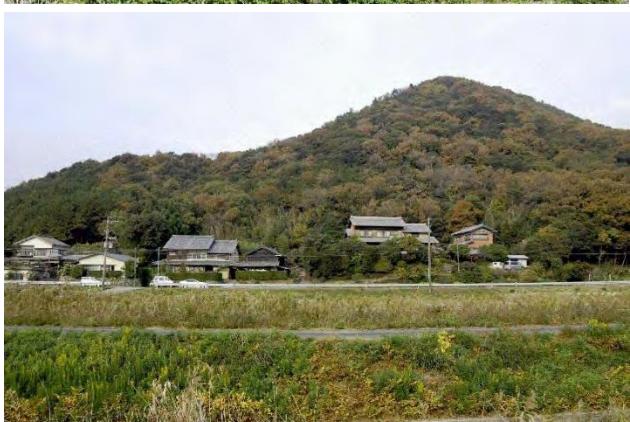
◆ 水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち とよはし

No.	名 称	No.	名 称
里山の景	S1 広大な柿畠	里山の景	S37 夕力類
	S2 ニホンイノシシ		S38 みかん山
	S3 カタクリ山		S39 立岩
	S4 富士山の眺め		S40 ホンドタヌキ
	S5 モミ群落		S41 岩屋緑地
	S6 里山の集落（石巻中山町など）		S42 岩屋観音
	S7 馬越長火塚古墳群（国指定史跡）		S43 浜名湖の眺め
	S8 ニホンリス	川の景	K1 賀茂神社（本殿：県指定有形文化財）
	S9 本坂道（姫街道）の宿場町「嵩山宿」		K2 賀茂しょうぶ園
	S10 正宗寺		K3 鶴巻の集落（高い檜の生垣の家並み）
	S11 長楽のヒノキ（市指定天然記念物）・クロガネモチ・しょうべん地蔵		K4 豊川・河畔林
	S12 ゲンジボタル（長彦川）		K5 牛川の渡し
	S13 石巻神社：本社		K6 下地緑地（金色島）
	S14 嵩山蛇穴（国指定史跡）		K7 アオサギ
	S15 石巻神社：山上社		K8 祇園祭の打上花火大会
	S16 玉泉寺のナギ（市指定天然記念物）		K9 豊川放水路
	S17 石巻山		K10 東海道新幹線
	S18 ダイダラボッチ	港の景	M1 旧漁村集落（梅敷町）
	S19 ニホンノウサギ		M2 前芝の燈明台（県指定史跡）
	S20 イヌツゲ群生林		M3 旧前芝湊・旧漁村集落（前芝町）
	S21 三ツ口池		M4 六条潟
	S22 サンコウチョウ		M5 スナメリ
	S23 赤岩寺		M6 護岸観音（三十三観音）
	S24 多米の不動滝		M7 日本丸・海王丸
	S25 豊橋自然歩道		M8 豊橋総合スポーツ公園
	S26 多米の道祖神		M9 三河湾・三河港
	S27 ゲンジボタル（内山川）		M10 神野新田の広がりある水田
	S28 鞍掛神社		M11 遊水地・カモ類など
	S29 神石山		M12 三河港：豊橋コンテナターミナル
	S30 里山の集落（岩崎町など）		M13 三河港：大型船と自動車が並ぶ景観
	S31 蕁毛湿原（県指定天然記念物）		M14 ライフポートとよはし
	S32 ため池群（宮前池・利兵池など）		M15 造船所など大型工場が立地する明海地区
	S33 普門寺の大スギ（市指定天然記念物）		M16 明海緩衝緑地
	S34 普門寺		M17 汐川干潟・シギ類、チドリ類など
	S35 コケラ		M18 旧漁村集落（杉山町天津など）
	S36 アサギマダラ		

No.	名 称	No.	名 称
A1	瓜郷遺跡（国指定史跡）	農の景	A35 二川駅
A2	豊橋創造大学		A36 桜並木（梅田川）
A3	吉田城址（鉄櫓）・豊橋公園		N1 一里山の一里塚（市指定史跡）
A4	吉田神社・祇園祭の手筒花火		N2 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）
A5	湊築島弁天社（国登録有形文化財）		N3 梅田川
A6	豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（国指定重要有形文化財）		N4 天伯湿地
A7	安久美神戸神明社（国登録有形文化財）・鬼祭（国指定重要無形民俗文化財）		N5 野依八幡社のシダレザクラ（市指定天然記念物）
A8	豊橋市公会堂（国登録有形文化財）		N6 豊橋技術科学大学
A9	吉田宿本陣跡		N7 道の駅とよはし
A10	蒲郡街道（国道23号）のケヤキ並木		N8 広大な畑地（キャベツ畑など）
A11	こども未来館（ここにこ）		N9 田園を走る豊橋鉄道渥美線
A12	羽田八幡宮		N10 しあわせ地蔵
A13	朝市（羽田八幡宮境内）		N11 万場緑地・万場調整池
A14	路面電車（ほっトラム）		N12 豊川用水路
A15	くすの木通りのクスノキ並木		N13 龍源院のお葉つきイチョウ（県指定天然記念物）
A16	龍拈寺山門（市指定有形文化財）		N14 河岸段丘崖の斜面林
A17	路面電車が走る駅前大通り		N15 真田神社：真田祭（大根流し）
A18	豊橋駅東口駅前広場		N16 茶畠の丘
A19	豊橋駅		N17 ヒバリ
A20	民俗資料収蔵室：旧多米小学校（国登録有形文化財）	海の景	U1 太平洋（遠州灘）・水平線の眺め
A21	朝倉川		U2 表浜海岸：砂浜・漁港
A22	市内電車赤岩口車庫		U3 東觀音寺（多宝塔：国指定重要有形文化財）
A23	岩田運動公園		U4 地引網
A24	向山緑地：向山大池		U5 海岸林
A25	向山緑地：梅林園・さくら広場		U6 サーフポイントの海岸
A26	穂の国とよはし芸術劇場（プラット）		U7 アカウミガメ（産卵地）
A27	牟呂八幡宮		U8 ハマヒルガオ
A28	東三河環状線のクスノキ等の並木		U9 海岸林に包まれた集落（高塚町など）
A29	柳生川		U10 ささゆりの里
A30	愛知大学・旧本館（国登録有形文化財）		U11 海食崖
A31	高師緑地		
A32	幸公園：長三池		
A33	河岸段丘崖の斜面林		
A34	東海道の宿場町「二川宿」		



参考資料



里山の四季：上から春夏秋冬（石巻中山町）

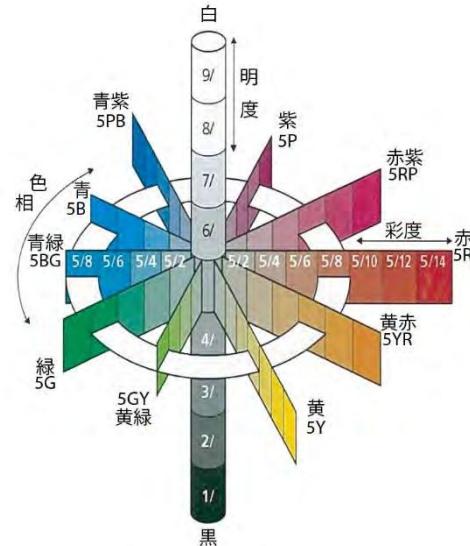
1. 色彩の基礎知識

[マンセル表色系について]

マンセル表色系では、色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素で表現します。

色相

色合いを表します。
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10種類の基本色を記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。



明度

色の明るさを表します。
0から10の数値で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10は白、0は黒になります。

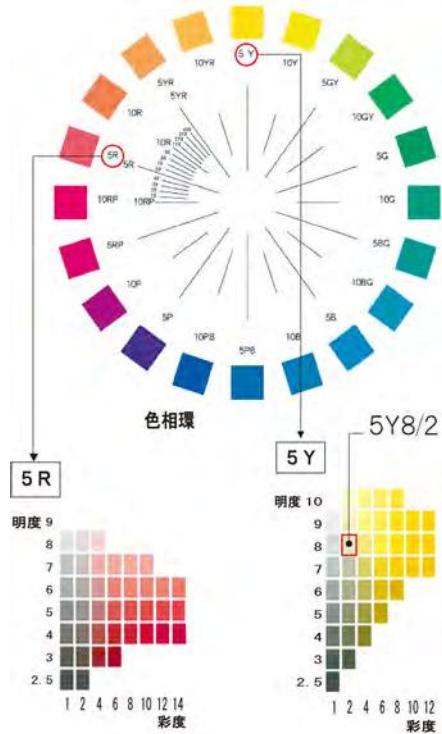
彩度

色の鮮やかさを表します。
0から16程度までの数値で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。
最高彩度は色によって限界が違うため、色相によって最高の数値が異なります。
また、白、黒、灰色は無彩色(記号:N)
といい彩度は0です。

色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

表示例：5Y8/2

この表示例では、色相は「5Y」、明度は「8」、彩度は「2」です。



2. 本計画の策定経緯等

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や市民ワークショップを開催し、市民が大切に思っているふるさとの景観や豊橋の景観の課題、今後の景観づくりの方向性を把握し、市民の思いを計画づくりに反映してきました。

計画の策定は、市内部に「豊橋市景観計画策定会議」を設け、専門家で構成する「豊橋市景観計画策定アドバイザーハイツ」の助言を受けながら計画づくりを進め、適宜、「豊橋市まちづくり景観審議会」で審議を行い取りまとめてきました。

1 策定経緯

年度	開催時期	内 容
H29 (2017)	8月 ～9月	市民アンケート調査 ・市内在住の満18歳以上の男女5,000人に郵送、回収率40.2%
	11月	平成29年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（規制・誘導のイメージなどについて協議）
	2月	平成29年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（基本的な考え方や全体構成などについて協議）
H30 (2018)	7月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第1回 未来に残したい故郷の景観を考えよう！ ・参加者24名
	8月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第2回 豊橋の景観の魅力と課題を考えよう！～どんな景観を守り、育て、創りたいですか～ ・参加者21名
	8月	市民ワークショップ「とよはし景観づくりカフェ～考えよう！素敵な風景～」第3回 魅力的な景観づくりの取組を考えよう！～市民・事業者・行政の役割と必要なルールについて～ ・参加者25名
	9月	平成30年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定状況について（計画の骨子と計画のイメージについて協議）
	2月	平成30年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観法に基づく景観計画の策定について（計画の素案について協議）
R1 (2019)	10月	令和元年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画及びガイドラインの策定について（計画の素案とガイドラインのイメージについて協議）
	2月	令和元年度第2回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画及びガイドラインの策定について（計画の素案とガイドラインの素案について協議）
R2 (2020)	9月	令和2年度第1回豊橋市まちづくり景観審議会 ・議題：景観計画の策定と条例の改正について（計画案と条例の改正内容について協議）

*上記のほか、「豊橋市景観計画策定アドバイザーハイツ」を各年度複数回開催。

2 関係会議の委員

(1) 豊橋市まちづくり景観審議会

表 豊橋市まちづくり景観審議会委員名簿

委員氏名	所属団体名(役職)
井口 貴嗣 (H30.7まで) 青山 泰三 (H30.8から)	東三建設業協会 副会長
浅野 純一郎 (H31.4から)	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
朝野 正美 (R2.8から)	デザイン編集事務所
宇野 勇治	愛知産業大学 造形学部建築学科 教授
江坂 雅世 (R2.8から)	豊橋女性団体連絡会 会員
大貝 彰	豊橋技術科学大学 特別顧問・名誉教授
尾崎 義孝	社団法人 愛知県建築士事務所協会 一般会員
小澤 一久 (H30.3まで) 吉玉 康弘 (H30.7まで)	愛知県豊橋警察署 生活安全課長
加藤 克俊	豊橋創造大学短期大学部 准教授
川西 裕康	豊橋発展会連盟 会長
後藤 清司 (H31.3まで) 宮下 孫太郎 (R2.7まで)	豊橋市自治連合会 監事
近藤 曜夫	愛知大学 文学部 准教授
すぎうら よしこ	画家・絵画講師
杉本 直之 (R1.9まで) 小田 雅康 (R1.12から)	愛知県広告美術業協同組合理事・東三河支部支部長
永田 美保子 (R2.7まで)	デザイン専門学校 講師
中村 一人 (R2.7まで)	愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課長
牧野 恒子 (R2.8から)	三河インテリアコーディネータークラブ 会長
間瀬 美子	特定非営利活動法人 東三河自然観察会 理事
宮脇 勝	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授

*会長：大貝彰

(2) 豊橋市景観計画策定アドバイザー会議

表 豊橋市景観計画策定アドバイザー会議名簿

区分	氏名	備考
学識者	宮脇 勝	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授
〃	近藤 曜夫	愛知大学 文学部 人文社会学科 准教授
〃	田邊 学	武蔵野美術大学 造形学部 基礎デザイン学科 講師
一般識者	伊奈 彦定	元美術教師 とよはし市電を愛する会 顧問
〃	宮城谷 好是	写真家
行政機関	国土交通省	中部地方整備局 企画部 企画課長
〃	国土交通省	中部地方整備局 建政部 計画管理課長
〃	愛知県	都市整備局 都市基盤部 公園緑地課長

豊橋市景観計画（素案）

令和 年 月

-
- 発行：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
 - 協力：写真撮影 宮城谷好是・水谷明博・白井康裕
 - 協力：描画（豊橋の景観） かんだあさ

